

熊本市水防計画書

(平成 24 年度改訂版)

熊本市防災会議

熊本市水防計画

3ヶ月予報

I	総 則	4
第 1	水防計画の目的	4
第 2	水防の責任及び居住者等の義務	4
第 3	市における水防組織	4
第 4	水防本部及び水防態勢	4
II	水防活動	
第 1	水防活動の基準	6
第 2	巡視	6
第 3	雨量・水位・気象の観測	6
第 4	熊本市防災情報システム	7
1	ハードウェア	7
2	ソフトウェア（システム）	7
3	水位及び雨量観測所	8
4	その他の水位局	10
5	その他の雨量局	11
第 5	市警報局における放送及びサイレン吹鳴等	13
第 6	水防倉庫等	14
1	水防倉庫の設置	14
2	水防倉庫備蓄資材	15
3	戸坂防災備蓄倉庫	16
4	熊本市小島河川防災センター	18
5	白川地域防災センター	20
6	防災倉庫・備蓄倉庫	21
第 7	避難準備・勧告・指示及び解除	24
第 8	避難場所	28
1	一時避難場所（津波を除く）	28
2	一時避難場所（津波）	42
3	広域避難場所	43
第 9	通信連絡	44
第 10	通信計画	44
1	使用通信施設	44
2	有線及び無線通信の使用	45
第 11	予警報等伝達計画	47
1	予警報等の定義	47
(1)	警報及び注意報	47
(2)	気象予警報等の伝達系統	51
(3)	気象情報	52

(4)	津波情報	52
(5)	地震及び津波に関する情報	53
(6)	土砂災害警戒情報	59
(7)	水防信号	60
(8)	水防警報	60
(9)	指定河川洪水予報の発表基準	65
(10)	知事が発表する水防警報	66
2	浸水想定区域内の施設に対する洪水予報の伝達	73
(1)	伝達方法等	73
(2)	伝達方法の概念	73
(3)	地下街等	74
(4)	地下空間施設	74
(5)	要援護者施設等	74
第12	職員配備動員計画	84
1	職員配備体制の整備	84
2	市職員の配備	84
3	職員の配備基準	85
III	水防訓練	86

資料編

水防法	88	
熊本市水防本部規程	102	
水防本部業務細則	104	
水防本部態勢図	106	
熊本市水防本部設置及び職員の配備基準	107	
注意態勢・警報態勢責任者の勤務要領	108	
水防本部注意態勢・警戒態勢配備系統図	109	
区水防注意態勢・警戒態勢系統図	110	
水防本部の態勢人員	111	
水防本部責任者	112	
水防本部業務表	113	
水防本部実動態の待機場所及び通信システム	114	
附表・附図		
1	水防活動関係記載様式	115
(1)	水防活動（待機）報告書	115
(2)	水防勤務命令簿	117
(3)	情報記録用紙	118
(4)	監視パトロール班報告書	119
(5)	水防に関する情報の伝達について	120
(6)	熊本市水防に関する情報	121

2	水防警報・予報等	122
(1)	白川・緑川洪水予報	122
(2)	水防警報発表形式	128
3	熊本市防災行政無線	129
4	災害危険箇所	134
5	公用負担証	135
6	水防標識	135
7	水防職員の身分証明票	136
8	水防報告書	137
9	水災害想定図	139
参考資料		
1	熊本市消防団幹部名簿	140
2	消防関係機関電話番号	141
3	防災関係機関等電話番号	142
4	水防工法	143
5	災害対策本部関係	162
(1)	災害対策本部設置まで	162
(2)	地震及び津波時における体制	163
(3)	職員の配備	164
(4)	参集通知の伝達	164
(5)	参集通知があったとき	164
(6)	休日、夜間における自主参集	164
(7)	市災害対策本部の組織及び機能	165
(8)	市災害対策本部事務分掌	166
(9)	震災時本部配備態勢図	170
(10)	津波時本部配備態勢図	171

九州北部地方(山口県含む) 3か月予報

(6月から8月までの天候見通し)

平成24年5月24日
福岡管区气象台 発表

<予想される向こう3か月の天候>

向こう3か月の出現の可能性が最も大きい天候と、特徴のある気温、降水量等の確率は以下のとおりです。

この期間の平均気温は、平年並または高い確率ともに40%です。

6月 平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。

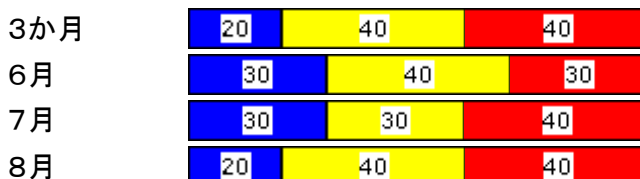
7月 前半は、平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。後半は、平年と同様に晴れの日が多い見込みです。

8月 平年と同様に晴れの日が多いでしょう。気温は、平年並または高い確率ともに40%です。

<向こう3か月の気温、降水量の各階級の確率(%)>

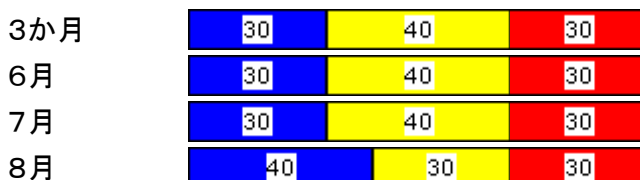
【気 温】

[九州北部地方(山口県含む)]



【降 水 量】

[九州北部地方(山口県含む)]



凡例: ■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)

<次回発表予定等>

1か月予報: 毎週金曜日 14時30分 次回は5月25日

3か月予報: 6月25日(月) 14時

6月の予報については、新しい資料による次回以降の1か月予報を適宜ご利用ください。

なお、暖候期予報として発表していたこの夏(6~8月)の予報については、今回の3か月予報等最新の予報をご利用ください。

水 防 計 画

I 総 則

第1 水防計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)の趣旨および水防法(昭称24年法律第193号)第33条の規定に基づいて、熊本市域にかかる洪水、津波または高潮に対し、水災を警戒し、防ぎよし、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、おおむね次の事項について定め、もって水防の万全を期するものである。

- (1) 水防上必要な組織の整備と活動態勢の確立等
- (2) 水災に関する監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門、もしくは閘門の操作等
- (3) 水防活動に要する器具、資材および設備の整備並びに運用等

第2 水防の責任及び居住者等の義務

1. 市の責任

熊本市は、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。(水防法第3条)

2. 居住者等の義務

居住者等は、水防管理者又は消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない。(水防法第24条)

第3 市における水防組織

熊本地方気象台から大雨・洪水・高潮・津波等に関する気象注意報又は警報の通知を受けたとき、水防法第10条第3項、第11条第1項又は第16条第3項に基づく、知事からの洪水予報・水防警報等に関する通知があった場合、市の水防組織は次のとおりとする。

第4 水防本部及び水防態勢

(1) 水防本部

ア 水防本部の設置及び廃止については、水防本部規程第2条の定めによる。

イ 水防本部の所掌事務については、別表とし、被害の状況に応じ熊本市災害対策本部事務分掌にあげるそれぞれの部の所掌する事務を必要な範囲で適用する。

ウ 水防本部は、熊本市災害対策本部が設置された場合には廃止され、災害対策本部に統合される。

(2) 水防態勢

洪水、津波または高潮による水災が発生し、または発生するおそれがある場合に、水防活動の完遂を期すため、水防本部は次の配備態勢をとる。配備態勢の指令は、本部長が行なう。

ア 注意態勢(注意報発令態勢、警報待機態勢および警報発令態勢)

大雨注意報、洪水注意報、津波注意報、高潮注意報及び大雨警報、洪水警報、高潮警報等が発表され、水災が発生するおそれがある場合に少数の人員をもって配備し、状況により、さらに高度の配備態勢に円滑に移行できる態勢をいう。

イ 警戒態勢(待機・1号配備)

大雨警報、洪水警報、津波警報、高潮警報、災害が発生する恐れがある津波注意報等が発表され、現に水災が発生しつつあり、かつ相当の被害が予想され、高度の水防活動ができる態勢をいう。

ウ 非常態勢(2号・3号・4号配備)

市全域にわたり、水災が発生し、または局地的に被害が特に甚大であると予想される場合、及び大津波警報等が発表された場合、水防本部長は、災害対策本部の設置を命じ、全組織をもってこれにあたる態勢をいう。

Ⅱ 水 防 活 動

第1 水防活動の基準

1. 注意態勢

少数の人員をもって主に情報収集、連絡等にあたる。

2. 警戒態勢

随時、河川及び海岸部の堤防等危険が予想される箇所を巡視し、早期予防等、必要な措置を講ずるとともに異常が発見されれば直ちに本部長に報告し、本部長の命によりその対策を講ずる。

又、発生した災害の応急措置ならびに拡大防止につとめるとともに、より一層警戒を厳重にし、さらに異常があれば直ちに本部長に報告し、本部長の命によりその対策を講ずる。

3. 非常態勢

全員が出動し、災害を防止するとともに、必要な人員、資機材について、他の関係機関に応援を求めらる。

第2 巡視

水災が発生し、または発生するおそれがある場合に、所轄区域内の河川及び海岸部等を巡視し、特に重要な水防区域については、次の点について監視を厳重に行なう。

- (1) 堤防の裏斜面の漏水による亀裂および決壊。
- (2) 堤防の表斜面で、水当りの強い場所の亀裂および決壊。
- (3) 堤防上面の亀裂および沈下。
- (4) 堤防から水があふれる。
- (5) 橋梁その他の構造物と堤防の取付部分の異常。
- (6) 山くずれ、崖くずれ等危険箇所の状態。
- (7) 海岸部及び河口の波の高さや堤防から越える波の状況。

第3 雨量・水位・潮位・気象の観測

1. 水防本部は、水防に関する気象注意報・警報の通知を受けた時は、伝達系統にしたがって速やかに情報の周知を図る。
2. 水防本部は、県水防本部・地方気象台その他関係機関より情報を収集するとともに市設置の気象情報端末装置、水防テレメータ（熊本市防災情報システム）等により、独自の調査巡視、観測等を実施し、水位、雨量その他必要な事項について地域住民等に周知する。
3. 水防本部は、気象注意報等の通知を受けた時、又は、観測実施の指示があった時は、直ちに、雨量・水位を観測するとともに市設置の気象情報端末装置等で降雨の強弱、雨域の広がり、移動方向、速度等の状況を監視し、その結果を水防責任者に報告する。
4. 水位観測については下記要領による。
 - (1) 特に指示を受けたとき。

- (2) 水防団待機水位に達したとき及びこれより水防団待機水位を下るまで30分毎の水位。
- (3) はん濫注意水位を越えた場合は、10分毎に観測する。
- (4) 水位の増減に激変がある場合、または、必要と認めたときは、随時観測する。

第4 熊本市防災情報システム(熊本市水防テレメータ警報システム)

気象・雨量・水位等の観測、警報発信、映像表示装置等の機器及びシステムのIT化を図ることに
より、被害・避難・雨量・水位情報等の防災情報の伝達と収集の迅速化・共有化と一元化を図るもの。
主なシステムは以下のとおりです。

1. ハードウェア

(1) パソコン装置(20台)

パソコン装置導入により情報の伝達と収集をCネット(LAN)回線で送付する。

(2) CCTV監視装置(5台)

坪井・井芹・秋津・天明新川の4河川5箇所CCTVカメラを設置し水位等を映像で監視する。

(3) 映像表示装置(6台)

ディスプレイにCCTV河川監視映像、気象情報、雨量・水位情報等を常時任意に表示できる。

2. ソフトウェア(システム)

(1) 観測情報システム

- ① 熊本県水位情報システム、熊本県砂防情報システム、熊本市テレメータ設備から得られる観測情報をWeb方式にて提供する。
- ② 雨量及び水位の観測値を超過した場合に、警報の自動通知を行う。

(2) 気象情報システム

- ① 庁内観測装置から得られる地震情報や気象情報をWeb方式にて提供する。
- ② 気象台が提供するメール情報により、熊本市に該当する地域への注意報・警報が発令された場合に、メール情報の自動通知と職員参集システムとの連携を行う。

(3) 被害情報サブシステム

- ① 災害に関する被害情報を、市の被害報告様式と個票の形式で集約して管理する。
- ② 個票登録時に対象各課への通知を行う。

(4) 対策支援サブシステム

- ① 避難場所の状況と避難準備情報・避難勧告・指示の情報を一元的に管理し、適切な対策を行うための支援を行う。

(5) 映像表示システム

- ① 観測情報サブシステム、気象情報サブシステム、被害情報サブシステムによって生成される静止画像及びCCTV監視システムのカメラ映像を本部のディスプレイに表示する。

(6) 職員参集システム

- ① 気象台発表の注意報に伴って、自動的に電話回線を利用し職員への参集連絡を行う。

3. 水位及び雨量観測所

(1) 水位観測所(熊本市)

観測局名	所在地	観測方法
市 庁	熊本市役所庁舎屋上	テレメータ
金 峰 山	池上町・金峰山少年自然の家	テレメータ

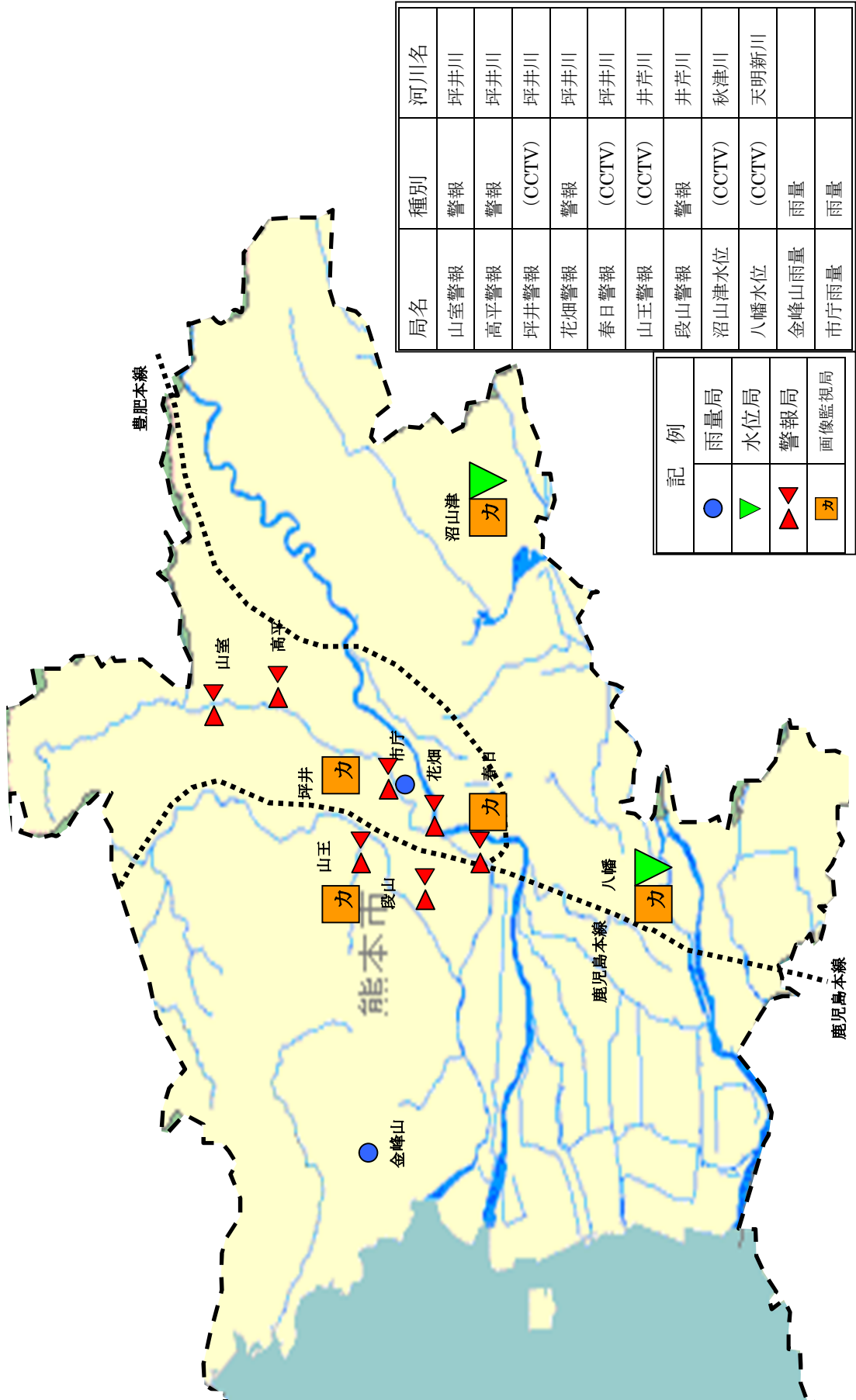
(2) 市雨量観測所

観測局名	所在地	観測方法
坪 井	坪井5丁目・永康橋下流左岸	CCTV
春 日	春日1丁目・春日排水機場内	〃
山 王	花園5丁目・山王橋上流左岸	〃
沼 山 津	秋津町・上沼山津橋左岸	〃
八 幡	八幡町・市道川尻1号橋際右岸	〃

(3) 画像監視局 (CCTV)

河川名	観測局名	所在地	観測方法	(熊本市水位) 通報水位	(熊本市水位) 警戒水位
秋 津 川	ぬやまづ 沼山津	秋津町上沼山津橋右岸	テレメータ	2.50	3.00
天明新川	や 八 幡	八幡町市道川尻1号橋右岸	テレメータ	2.50	3.00

熊本市水防テレメーター配置図



4. その他の水位局

(1) 県水位局

観測所名	河川名	位 置	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水 位	はん濫 危険水位	備 考
黒 川	黒 川	阿蘇市内牧	県河川課	2.07	3.45	3.61	4.36	383-1111
中 松	白 川	南阿蘇村中松字祇園	〃	1.52	2.41	2.41	3.41	〃
県津森	木山川	益城町津森	〃	1.70	2.28	2.61	3.09	〃
赤 井	〃	上益城郡益城町宮園	〃	2.53	3.63	4.13	4.95	〃
県御船	御船川	御船町大字滝尾	〃	3.03	3.76	3.76	4.58	〃
浜戸川	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	2.09	3.03	3.21	4.09	〃
西 里	井芹川	熊本市北区硯川町	〃	1.01	1.68	1.68	3.66	〃
鶴野橋	〃	熊本市西区花園7丁目	〃	1.97	3.04	3.35	4.48	〃
池 上	〃	熊本市西区池上	〃	1.80	2.60	3.44	4.18	〃
鶴羽田橋	坪井川	熊本市北区四方寄町	〃	1.51	2.46	2.46	3.53	〃
山室橋	〃	熊本市北区八景水谷	〃	1.34	2.41	-	3.43	〃
高平橋	〃	熊本市北区高平2丁目	〃	1.95	3.20	3.20	3.72	〃
坪 井	〃	熊本市中央区坪井5丁目	〃	3.03	5.30	5.58	6.12	〃
坪井川下流	〃	熊本市西区二本木	〃	2.47	3.35	-	5.38	〃
天満橋	〃	熊本市西区域山大塘町	〃	2.41	2.80	3.76	5.51	〃
除 川	除 川	熊本市西区沖新町	〃	3.04	3.32	3.66	4.31	〃
千間江湖	千間江湖	熊本市南区白石町	〃	2.04	2.54	2.54	2.93	〃
南高江	天明新川	熊本市南区南高江町	〃	2.67	2.87	2.87	2.99	〃
潤 川	潤 川	宇土市三拾町	〃	1.96	2.16	2.16	2.28	〃
木 葉	木葉川	玉名市田崎	〃	2.67	4.01	4.01	4.33	〃
健 軍	健軍川	熊本市東区錦が丘1番	〃	0.88	1.85	1.85	2.10	〃
須 屋	堀川	合志市西合志町須屋	〃	1.74	3.13	3.13	4.63	〃
藻器堀川	藻器堀川	熊本市中央区水前寺公園	〃	1.10	1.76	1.76	2.24	〃

(2) 国土交通省水位局

観測所名	河川名	位 置	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水 位	はん濫 危険水位	備 考
立 野	白 川	阿蘇郡南阿蘇村立野	国交省	—	—	—	—	382-1111
陣 内	〃	菊池郡大津町陣内	〃	2.50	—	—	—	〃
子飼橋	〃	熊本市中央区東子飼町	〃	2.50	3.80	—	—	〃
代継橋	〃	熊本市中央区鍛冶屋町	〃	2.50	3.70	4.70	5.00	〃
網 津	〃	熊本市南区海路口町	〃	4.50	5.00	—	—	〃
中甲橋	緑 川	下益城郡美里町岩下	〃	2.00	3.00	4.10	4.60	〃
城 南	〃	熊本市南区城南町千町	〃	3.30	4.30	5.80	6.20	〃
大六橋	加勢川	上益城郡嘉島町三郎無田	〃	2.50	3.20	3.90	4.40	〃
御 船	御船川	上益城郡御船町御船	〃	2.00	3.00	3.60	4.30	〃
佐 野	合志川	菊池市泗水町	〃	2.00	2.70	2.80	3.10	0968-44-2171

5. その他の雨量局

(1) 県雨量局

観測所名	河 川 名	位 置	管理者	観測者	備考
阿蘇土木	黒 川	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防課	テレメータ	383-1111
県 城 南	緑 川	熊本市南区城南町敷田	〃	〃	〃
砂防御船	御 船 川	上益城郡御船町瀧の尾	〃	〃	〃
県 益 城	木 山 川	上益城郡益城町赤井	〃	〃	〃
砂防熊本	坪 井 川	熊本市西区松尾町平山	〃	〃	〃
県 高 森	白 川	高森町高森	県河川課	〃	〃
県 庁	白川・加勢川	熊本市中央区水前寺6丁目	〃	〃	〃
北 部	坪 井 川	熊本市北区明德町	〃	〃	〃
坪井川	坪井川・堀川	熊本市北区清水町打越	〃	〃	〃
三 の 岳	井芹川・河内川	熊本市西区河内町大田尾	〃	〃	〃
石塘堰	坪 井 川	熊本市西区二本木1丁目	〃	〃	〃
富 合	浜 戸 川	熊本市南区富合町	県砂防課	〃	〃
西合志	坪井川・堀川	合志市西合志町	〃	〃	〃
県 嘉 島	加 勢 川	上益城郡益城町	〃	〃	〃
県 植 木	合 志 川	熊本市北区植木町	〃	〃	〃
天 水	唐 人 川	玉名市天水町	〃	〃	〃

(2) 国土交通省雨量局

観測所名	河川名	位置	管理者	観測者	備考
湯ノ谷	白川	阿蘇郡南阿蘇村 大字長野	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	テレメータ	問合せ先 382-1111
矢部	緑川	上益城郡山都町 大字下市	〃	〃	〃
内大臣	緑川	上益城郡山都町 大字菅	〃	〃	〃
島木	緑川	上益城郡御船町 大字七滝	〃	〃	〃
津森	加勢川	上益城郡益城町田原	〃	〃	〃
熊本	白川	熊本市東区西原1丁目	〃	〃	〃
近見	白川	熊本市南区近見7丁目	〃	〃	〃
田原	木葉川	熊本市北区植木町	九州地方整備局 菊池川河川事務所	〃	0968-44-2171

第5 市警報局における放送及びサイレン吹鳴等

1. 防災放送

気象情報、雨量、水位、避難救助、水防警報、その他水防に関する放送を迅速、確実にこなう。

2. サイレン吹鳴

サイレン信号は、水防法第20条の規定に基づく熊本県水防信号規則により、市長の指示のもとに起動を行なう。

3. 疑似音信号

停電時等の場合は疑似音信号を行なう。

4. 警報局設置箇所

番号	局名	河川名	位置	局数
	警報監視局 (防災熊本市役所)		熊本市中央区手取本町1番1号 市庁舎内	1
1	やま むろ けい ほう 山 室 警 報	坪井川	〃 北区清水亀井町清水総合出張所	1
2	たか ひら 高 平	〃	〃 北区清水亀井町24-1 熊本市上下水道局亀井水源地内	1
3	つぼ い 坪 井	〃	〃 中央区坪井5丁目永康橋下流左岸 県水防テレメータ局舎東側	1
4	はな ばた 花 畑	〃	〃 中央区桜町1-3 行幸橋左岸 崇城大学市民ホール(市民会館)屋上	1
5	か す が 春 日	〃	〃 西区春日1丁目地内春日排水機場内	1
6	さん のう 山 王	井芹川	〃 西区花園5丁目山王橋上流左岸 60m地点	1
7	だに やま 段 山	〃	〃 中央区島崎1丁目段山橋左岸	1

第6 水防倉庫等

水防活動が、迅速かつ適確に遂行できるよう、水防倉庫等に備蓄する資材、器具は、次のとおりである。

1. 水防倉庫の設置

(1) 重要水防区域内に、所要の水防倉庫を設置する。

設置箇所については、次のとおり

区分	水防倉庫	給備する河川、海岸	面積(㎡)	位 置
中部	菅原町水防倉庫	白川、坪井川	31	白山1丁目
南部	川尻町 "	無田川、天明新川、加勢川	14	川尻町
	近見町 "	白川	33	近見町
	中無田町 "	加勢川、天明新川	31	中無田町
	美登里町 "	緑川、加勢川、天明新川	33	美登里町
	川口町 "	緑川、天明新川	33	川口町
	海路口町 "	緑川、有明海岸	32	海路口町
西部	松尾町 "	坪井川、松尾海岸、近津川	17	松尾町要江
	小島下町 "	白川、坪井川、小島海岸	33	小島下町
	小島上町 "	白川、坪井川	26	小島上町
	沖新町 "	小島海岸、除川	21	沖新町二番
	城山下代町 "	白川、坪井川	25	城山下代町
	中原町 "	白川	33	中原町
	土河原町 "	白川	36	土河原町
	畠口町 "	千間江湖川	8.15	畠口町
北部	清水町 "	坪井川、万石川、兔谷川	33	清水亀井町
東部	画図町 "	加勢川	33	画図町下無田
富合	富合第1水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	富合第2水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
植木	植木町水防倉庫	合志川		植木町
城南	城南町水防倉庫	緑川・浜戸川		城南町 (計7箇所)

(2) 状況の如何によって、臨時に資材置場を設けることがある。

2. 水防倉庫備蓄資材

水防倉庫1棟当りに備蓄する資材・器具は次のとおり

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	2,000	手斧	丁	10
杭木 2 m	本	100	錠鎌	丁	10
縄	巻	10	片手ハンマー	丁	10
鉄線(#14)	kg	20	ペンチ	丁	5
スコップ	丁	20	鋸	丁	5
唐鍬	丁	5	掛矢	丁	5
鶴ハシ	丁	10	バー	丁	1

富合町水防倉庫【2箇所合計】

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	800	スコップ	丁	15
杭木 2 m	本	60	掛矢	丁	7
シート	枚	9	鶴ハシ	丁	7

植木町水防倉庫

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	1,000	スコップ	丁	10
杭木	本	10	掛矢	丁	3
シート	枚	10	発電機	台	1
ハンマ	個	1	照明器	個	1

城南町水防倉庫【7箇所合計】

品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	7,000
杭木	本	1,400

(1) 水防倉庫の管理

ア 水防倉庫の管理は、水防本部が統轄して、備蓄材の補充に当る。

イ 水防倉庫の責任者は、水防本部長が定める。

ウ 水防倉庫の責任者は、備蓄材の搬入、搬出について、その状況を速やかに水防本部へ報告する。

(2) 重要水防資材の備蓄

資材・器具	数量・個数	保管場所
越止めスイノウ	16(基)	東部土木センター(8基) 西部土木センター(8基)

3. 戸坂防災備蓄倉庫

(目的)

本市の水防倉庫は大雨に対する初動の水防工法活動を想定した資材倉庫となっており、大雨に伴う崖崩れや土砂災害についての対応には不十分な規模である。

しかし、本市の西部地域は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険地区、土石流発生危険溪流箇所に指定された地域が多く、又、低地では冠水等の被害も発生している。

このような状況をふまえ、初動時期には水防活動の拠点とし、崖崩れや土石流にも対応できる施設整備が災害が起きたときではなく、備えとして整備することは安全で快適な都市基盤を構築するために必要不可欠なものである。

このような視点に立ち、西部地区に災害が起きた時の前線的な活動拠点として防災備蓄基地を設置したものである。

(概要)

場所： 熊本市西区戸坂町273番 1 (096-355-3119)

施設： 倉庫A 120㎡

倉庫B 200㎡

設備： 次のとおり

倉庫A(水防関係)				倉庫A(防災関係) 建物面積A=120㎡				倉庫B(土石流関係) 建物面積A=200㎡				倉庫外部(土砂置場)			
バリケード		個	30	発電機		台	5	発電機		台	5	山砂		㎡	80
カラーコーン	赤/白 H700	個	30	照明器	ハロゲン式	台	5	照明器	ハロゲン式	台	5	砕石		㎡	30
ブルーシート	3600×5400mm	枚	40	水中ポンプ		台	5	電動カッター		台	5				
ポリバケツ	15ℓ	個	10	延長コード	20mドラム	台	5	水中ポンプ		台	5				
ポリタンク	20ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2	エアークラップ レッサー		台	3				
簡易自立水槽		槽	2	テント	組み立て式	張	4	簡易自立水槽		槽	3				
水中長靴	タボ	足	10	ブルーシート	3600×5400mm	枚	30	ボート		槽	5				
台車		台	1	トラロープ	φ12×200m	巻	5	延長コード	20mドラム	台	5				
巻尺	20m	個	5	ポリバケツ	15ℓ	個	10	脚立	はしご兼用	脚	2				
ほうき	竹柄・長柄	本	5	ポリタンク	20ℓ	個	10	バリケード		個	70				
ヘルメット		個	10	台車		台	1	カラーコーン	赤/白 H700	個	70				
土のう袋	W480×H620	枚	4500	ほうき	竹柄・長柄	本	5	ブルーシート	3600×5400m	枚	30				
懐中電灯	防水用	個	10	ヘルメット		個	10	トラロープ	φ12×200m	巻	5				
ポリ袋		枚	1000	土のう袋	W480×H620	枚	4500	水中長靴	ダボ	足	10				
軍手		足	500	万能オノ	手斧 750g	丁	30	台車		台	2				
オノ	まき割り斧 1.7kg	丁	30	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20	ほうき	竹柄・長柄	本	10				
万能オノ	手斧 750g	丁	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	土のう袋	W480×H620	枚	600				
ナタ	ヒツナタ 450g	丁	10	掛屋	135mm	丁	30	懐中電灯	防水用	個	10				
ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	10	ノコギリ	両刃鋸	丁	25	レミファルト	30kg	袋	200				
掛屋	135mm	丁	10	剣先スコップ		丁	50	木杭	末口12cm L=2m	本	150				
ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁	25	大型バール	つる首	丁	30	軽量鋼矢板	2m (t=5 w=250)	枚	50				
ノコギリ	両刃鋸	丁	25	バール	φ25×1500	丁	30	軽量鋼矢板	3m (t=5 w=250)	枚	50				
大型バール	つる首	丁	10	クリツバー		丁	20	塩ビ管	VU200 L=2000	本	50				
バール	φ25×1500	丁	10	やかん		個	5	鋼杭	φ25mm ×1.2m	本	200				
				湯飲茶碗		杯	20	鋼杭	φ32mm ×1.2皿	本	200				
				灰皿	据付式	個	1	鉄線	なまし8番線	kg	100				
				ごみ箱		個	1	鉄線	なまし10番線	kg	100				
				卓上 ガスコンロ		台	5	オノ	まき割り斧 1.7kg	丁	20				
				ガスボンベ		本	15	万能オノ	手斧 750g	丁	10				
				テーブル		台	4	ナタ	ヒツナタ 450g	丁	20				
				椅子	折りたたみ式	脚	10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁	30				
								掛屋	135mm	丁	10				
								ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁	25				
								大型バール	つる首	丁	10				
								バール	φ25×1500	丁	10				

4. 熊本市小島河川防災ステーション

熊本市小島地区は、人口、資産の集中する熊本市を貫流する都市河川である白川及び坪井川に挟まれた地区であるが堤防の整備が遅れており全川にわたり無堤防や弱堤防が点在している。特に八城橋～小島橋の区間は無堤防区間を含み、1/10程度の治水安全度しか確保されておらず、集中豪雨の際には住民の不安が募っている状況である。そこで小島橋下流右岸堤防に水防の拠点となる「小島河川防災ステーション」を設置し、非常時の情報収集および被害を最小限に抑えるための資材を備蓄する基地として整備を行うものである。

(1) 施設

- ① 防災ステーション面積:17,700㎡
- ② 防災センター:500㎡(鉄骨造地上2階建て)
- ③ ヘリポート:460㎡

(2) 条例等

熊本市地域防災計画書「資料編」参照

(資-35から資-49まで)

(3) 設備

- ① 水防資機材倉庫
 - ・土のう、ツルハシ、鉄筋・木杭等の資材
 - ・スコップ、バール、ハンマー、カケヤ等の機材
- ② 消防資材倉庫
 - ・ボート等の避難機器
 - ・救命胴衣、救命浮輪
 - ・オイルフェンス
- ③ 展示室
 - ・水防工法啓発パネル
- ④ 待機室
 - ・緊急時の消防団・水防職員等の待機場所
- ⑤ 情報収集室
 - ・白川のCCTV画像(国土交通省発信)
 - ・河川、雨量情報の収集及び発信
 - ・その他の気象情報の収集及び発信
- ⑥ 会議室
 - ・緊急時の消防団・水防職員の待機場所
 - ・平常時の市民への貸し出し

⑦ 小島河川防災センター備蓄倉庫

保管棚		物 品 名	数量	単位	形 状	備 考(場所等)
東側棚 (No. 1)	1	二 連 梯 子	3	本		上段 棚横合計4本(No. 2に1本)
	2	大 ハ ン マ ー	5	本	3.5kg	中段
	3	番 線 カ ッ タ ー	5	挺		中段
	4	ス コ ッ プ	11	丁	パイプ柄ショベル丸型	中段
	5	の こ ぎ り	5	本	刃渡り27cm	中段
	6	中 ハ ン マ ー	5	本	1.3kgパイプ柄	中段
	7	な た	10	本		中段
	8	金 て こ	10	本	1200mm	下段
	9	バ ー ル	10	本	900mm	下段
	10	掛 矢	5	本	135mm	下段
	11	万 能 お の	10	本		下段
	12	ス コ ッ プ	9	本	パイプ柄ショベル丸型	下段 スコップ合計20本

中央棚 (No. 2)	1	二 連 梯 子	1	本		上段 合計4本(No. 1に1本)
	2	投 光 器	8	台		中段
	3	懐 中 電 灯	10			中段 乾電池装着なし
	4	発 電 機	4	台		中段
	5	カ ラ ー コ ー ン	50	本	赤色	中段
	6	担 架	2			中段
	7	バ リ ケ ー ド	10	脚	付属品 ボード10枚	下段
	8	乾 電 池 (単 1)	120	個	1箱10個入り 12箱	下段
	9	バ ケ ッ ツ	5	個		下段
	10	ガソリン缶タンク	2	缶	10ℓ燃料補充済	下段
	11	鉄 線	1	巻	φ4mm 25kg	下段
	12	エ ン ジ ン オ イ ル	1	缶	ガソリン専用4ℓ	下段
	13	つ る は し	10			下段
	14	三 脚	8			下段
	15	工 具 セ ッ ト	2			下段
	16	電 動 カ ッ タ ー	2		保護めがね付き	下段

西側棚 (No. 3)	1	オ イ ル フ ェ ン ス	5	セット		上段
	2	救 命 胴 衣	80	着	赤色	中段
	3	救 命 胴 衣	10	着	黄色	中段
	4	夜 光 チ ョ ッ キ	5	着		下段
	5	救 命 浮 き 輪	5			下段
	6	揚 水 ホ ー ス	8	本	50A×20m1.3KE	下段
	7	水 中 ポ ン プ	8	台		下段
	8	コ ー ド リ ー ル	8			下段
	9	トランジスタメガホン	2			下段 乾電池装着なし
	10	乾 電 池 (単 3)	40		1箱(40本入り)	下段 メガホン用

北側棚 (No. 4)	1	ビ ニ ー ル シ ー ト	19	枚	青色3.6mm×5.4mm	中段
	2	水 槽	1		ビニール製	中段
	3	ゴ ム 長 靴	5		サイズ25cm	中段
	4	軍 手	36	対	3袋(1袋12対入り)	中段
	5	土 の う	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	中段
	6	土 の う	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	下段 軍手合計4800枚
	7	ポ リ タ ン ク	10		120ℓ	下段
	8	標 識 ロ ー プ	20	巻	4梱包(1梱包5巻)	下段
	9					
	10					
	11	台 車	1	台		
	12	ゴ ム ボ ー ト	2	艘	船外機付	

5. 白川地域防災センター

1 災害時の情報収集

一級河川白川は熊本市中心部を流れる河川であり、河川はん濫などの災害が発生すれば、熊本市に甚大な被害を与えることが考えられる。そこで、白川の洪水情報受信、河川管理者である国土交通省熊本河川国道事務所との調整を行うために、白川地域防災センターを熊本市水防にかかると白川の河川防災情報拠点として位置付けする。

(1) 情報収集内容

- ・白川の現況及び予測の水位、雨量情報
- ・阿蘇地域（立野）水位、雨量情報
- ・白川はん濫シミュレーション情報
- ・河川巡視情報（国）
- ・その他

(2) 職員の配置

- ・国土交通省職員は国土交通省発令の警戒体制時に職員2名を配置する
- ・熊本市職員は水防態勢時必要に応じて職員2名を配置する。

(3) 事務所開設

- ・国土交通省により開設し、開設時に熊本市水防本部へ連絡する。

(4) 拠点事務所

名 称：白川地域防災センター

住 所：〒860-0854 熊本市中央区東子飼町8-55

連絡先：TEL. 096-346-5454 FAX. 096-346-5411

(5) 災害対策機関の参集・活動拠点

災害発生時に水防団・国が推奨する防災エキスパート等の活動拠点として活用する。

(6) 設備

資機材 土のう 袋 1,000袋

オイルマット 1,000枚

2 平常時の活用

熊本市民の防災意識の向上のために、国土交通省とともに施設を利用する。

(1) 防災・減災にかかる知識習得の情報発信拠点

(2) 地域防災学習の拠点

(3) 市民団体や住民の活動、交流拠点

6. 防災倉庫・備蓄倉庫

(1) 一覧表

平成24年4月1日現在

番 号	所 在 地	備 蓄 物 資 名 と 数 量 (1 ケ 所 当 り)
1	北区楠3丁目10-1 楠中央公園 (施設管理者：消防局)	テント (2間×3間) (管理者：危機管理防災総室) 5張
		自転車 3台
2	中央区渡鹿1丁目15-1 渡鹿公園 (施設管理者：河川公園課)	担架 3本
		トラロープ 3巻
3	東区錦ヶ丘8-1 錦ヶ丘公園 (施設管理者：河川公園課)	ヘルメット 15個
		バケツ 10個
4	東区東野2丁目26-1 秋津中央公園 (施設管理者：消防局)	金てこ 10本
		ノコ 5本
5	西区蓮台寺4丁目14 蓮台寺公園 (施設管理者：河川公園課)	スコップ 10丁
		ナタ 5本
6	中央区八王寺1075 八王寺中央公園 (施設管理者：河川公園課)	ハンマー 5本
		土のう袋 1,000枚
7	中央区草葉町5-1 白川公園 (施設管理者：消防局)	発電機 1台
		投光機 4台
8	南区馬渡1丁目63 平成中央公園 (施設管理者：河川公園課)	三脚・コード 2台
		やかん 5個
9	中央区八王寺1075 八王寺中央公園 (施設管理者：河川公園課)	卓上ガスコンロ 5個
		同上・ボンベ 15本
10	東区山ノ内3丁目1 山ノ内中央公園 (施設管理者：河川公園課)	トイレハウス 3台
		ポータブルトイレ 6台
10	東区山ノ内3丁目1 山ノ内中央公園 (施設管理者：河川公園課)	同上・薬剤 3箱
		折りたたみ椅子 10脚
10	東区山ノ内3丁目1 山ノ内中央公園 (施設管理者：河川公園課)	長机 3台
		燃料缶 3個
9	西区池上町484 池上中央公園 (施設管理者：河川公園課)	キャビネット 2台
		脚立 2個
9	西区池上町484 池上中央公園 (施設管理者：河川公園課)	延長コード 2本
		カッター 2本
10	東区山ノ内3丁目1 山ノ内中央公園 (施設管理者：河川公園課)	緊急時給水装置 (管理者：施設管理者) 1式
		消防用ポンプ (消防局：管理者) 1式

(2) 災害備蓄物一覧表（管理者：地域保健福祉課）

平成24年4月1日現在

備蓄基地名	非常食糧				生活物資										高 手 鍋						
	ア ル フ ア ー 米（食）	乾 パ ン（食）	カ 菜 口 養 リ 補 ！ メ 食 イ ト（食）	ミ ル ク（食）	毛 布（枚）	ポ リ 食 器（個）	ス （ 組 プ ー ン ） セ ツ ト	ポ リ 水 タ ン ク（個）	タ オ ル（枚）	コ ミ 袋（枚）	メ ガ ホ ン	ラ イ ト	リ ヤ カ ー	ハ ー ル		プ ル ー シ ー ト	肌 着 セ ツ ト（男）	肌 着 セ ツ ト（女）	ロ ー ソ ク	釜 戸 セ ツ ト	販 重 缶
瀧鹿公園	5,850	5,248	600	100	933	250	1,056	320	800	3	9	3	15	10	400	300	300	300	3	2	2
秋津中央公園	5,850	5,248	600	100	500	300	300	300	1,800	2	4	3	10	16	300	300	300	300	2	2	2
八王寺中央公園	5,850	5,248	600	100	300	60	1,144	300	1,000	2	4	7	4	5	300	300	300	300	2	2	2
蓮台寺公園	4,850	3,712	600	100	300	300	300	300	1,200	2	4	3	10	20	300	300	300	300	2	2	2
白川公園	5,900	5,248	660	100	300	300	1,072	300	300	2	8	4	10	7	300	300	300	153	2	2	2
鯛ヶ丘公園	2,000	5,504	600	100	350	210	300	300	1,000	2	4	3	10	24	300	300	300	300	2	2	2
池上中央公園	2,000	5,504	420	100	300	240	300	300	1,200	1	3	2	4	10	300	300	300	315	1	1	2
楠中央公園	4,850	4,352	600	100	400	390	300	300	2,100	2	3	3	10	10	300	300	300	300	2	2	2
平成中央公園	5,850	5,248	600	100	430	300	300	300	1,200	2	4	3	10	10	300	300	300	300	2	2	2
山ノ内中央公園	2,000	5,504	420	100	300	300	300	300	300	2	4	2	4	10	300	200	300	300	1	1	2
託麻総合出張所	2,000	5,504	420	-	300	300	300	300	300	1	1	1	4	10	300	300	300	300	1	1	2
龍田出張所	2,000	5,504	420	-	300	300	294	300	1,500	1	1	1	4	10	300	300	300	300	1	1	2
花園総合出張所	2,000	2,560	404	-	300	300	300	300	1,500	1	1	1	4	10	300	300	300	300	1	1	2
清水総合出張所	2,000	2,688	420	-	290	300	300	300	1,200	1	1	1	4	20	200	300	300	300	1	1	2
南部出張所	1,500	4,992	420	-	285	300	300	300	1,200	1	1	1	4	10	200	200	200	300	1	1	2
幸田総合出張所	3,000	2,560	420	-	300	300	300	300	1,500	1	1	1	4	10	200	200	200	300	1	1	2
北部総合出張所	2,000	5,504	420	-	300	300	300	300	1,500	2	2	2	4	10	300	300	300	300	1	1	2
天明総合出張所	3,500	3,200	420	-	300	370	300	310	1,800	1	1	2	4	10	300	300	300	300	1	1	2
鶴田総合出張所	3,500	3,200	420	-	300	300	300	300	1,800	1	2	2	4	10	300	300	300	300	1	1	2
河内総合出張所	3,500	3,200	420	-	300	300	300	300	1,800	2	2	2	4	5	300	300	300	300	1	1	2
芳野分室	1,150	640	120	-	100	90	197	100	600	1	2	2	2	5	50	50	100	100	1	1	2
南区役所	500	512	-	-	300	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
城南総合出張所	1,900	1,536	-	-	300	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
北区役所	1,500	2,688	-	-	260	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
合計	75,050	95,104	10,004	1,000	8,048	6,710	9,483	6,130	25,700	33	62	49	129	232	5,850	5,750	5,968	33	32	48	

防災倉庫・備蓄倉庫位置図



◎ 防災倉庫 10箇所

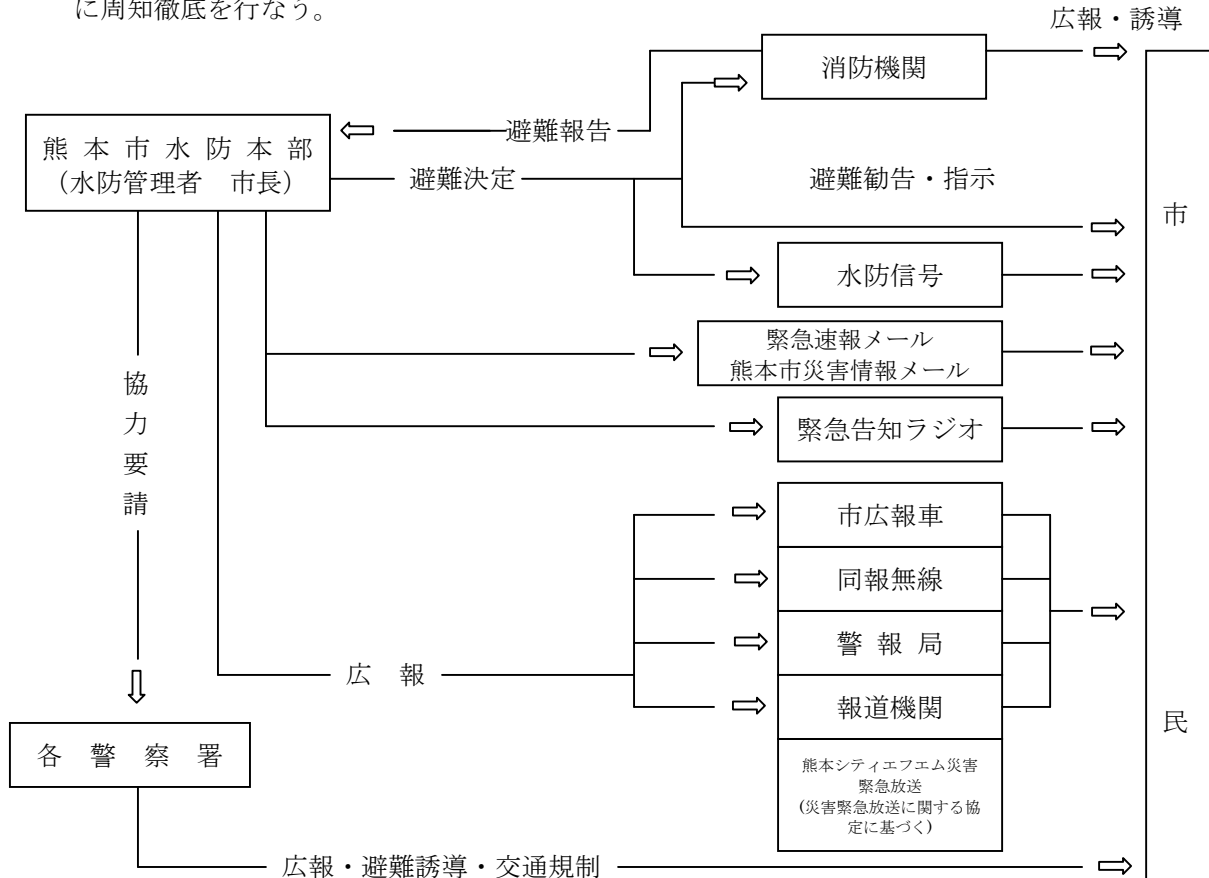
○ 備蓄倉庫 14箇所

第7 避難準備・勧告・指示及び解除

(1) 洪水・津波高潮災害に際し人命、身体、財産に著しい危険又は被害が生じるおそれがある地域住民に対し避難準備情報の発令・勧告又は指示の発令を行なう。また、災害の危険が解消された場合は、避難者に対し、準備情報、勧告及び指示の解除を行なう。(市長)

(2) 避難の伝達

有線、無線、水防信号及び広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で行ない、地域住民に周知徹底を行なう。



(3) 発令基準

① 高潮災害

	高潮災害
避難準備情報	高潮警報が発令されたとき。
避難勧告	高潮警報が発令され、海岸部等への浸水が発生する恐れがあるとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報が発令され、海岸部等への浸水が発生し、被害の危険が目前に切迫しているとき。 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生したとき。又は、波が堤防を越えたとき。

② 河川災害の場合

	白川	坪井川	その他の河川
避難準備情報	次のいずれかの場合において、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル3になる恐れのあるとき。 ・熊本地方又は阿蘇地方に相当量の降雨が予想されるとき。 ・白川代継橋での危険度レベルが2に達したとき。 ・立野観測所の水位が4.94mを超えたとき。	大雨洪水警報が発令され、または、河川の危険度レベルが2の段階で、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル3になる恐れのあるとき。	大雨洪水警報が発令され、地域の降雨状況等により水位の上昇が続く見込みのとき。
避難勧告	次のいずれかの場合において、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル4になる恐れのあるとき。 ・熊本地方又は阿蘇地方に相当量の降雨が予想されるとき。 ・白川代継橋での危険度レベルが3に達したとき。 ・立野観測所の水位が5.16mを超えたとき。 堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき。	大雨洪水警報が発令され、または、河川の危険度レベルが3の段階で、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル4になる恐れのあるとき。 堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき。 堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき。	大雨洪水警報が発令され、地域の降雨量が増大し、水位の上昇が続く見込みのとき。 堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき。 堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき
避難指示	次のいずれかの場合において、今後さらに水位が上昇し、はん濫の危険が予想されるとき。 ・熊本地方又は阿蘇地方に相当量の降雨が予想されるとき。 ・白川代継橋での危険度レベルが4に達したとき。 ・立野観測所の水位が5.27mを超えたとき。 堤防が決壊したとき。 堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。 水門等の施設に重大な事故が発生し、氾濫の危険が予想されるとき。	大雨洪水警報が発令され、または、河川の危険度レベルが4の段階で、今後さらに水位が上昇し、はん濫の危険が予想されるとき。 堤防が決壊したとき。 大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。	大雨洪水警報が発令され、地域の降雨量が増大し、はん濫の危険が予想されるとき。 堤防が決壊したとき。 堤防決壊につながるような、大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。 水門等の施設に重大な事故が発生し、氾濫の危険が予想されるとき。

③ 土砂災害の場合

	現地情報等による基準	熊本県統合型防災情報システムによる基準（土砂災害危険度情報）	積算雨量等による基準			熊本県・熊本地方気象台発表の土砂災害警戒情報による	
			前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40mm以上100mm未満の場合	前日までの連続雨量が40mm未満の場合		
避難準備情報	近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り、量の変化)が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、2時間後に「土砂災害発生目安となる(土砂災害危険ライン)」に到達すると予想されるとき。	当日の雨量が50mmを越えたとき。	当日の雨量が80mmを越えたとき。	当日の雨量が100mmを越えたとき。	熊本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	
避難準備の広報、要援護者避難及び避難指導を行う。							
避難勧告	近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、1時間後に「土砂災害発生目安となる(土砂災害危険ライン)」に到達すると予想されるとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。		
避難指示	近隣で土砂災害が発生する恐れがあるとき。 近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、「土砂災害発生目安となる(土砂災害危険ライン)」に到達したとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。		

④ 津波災害の場合

避難指示の種類	津波災害
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「有明・八代海」に津波警報が発表され、人的被害の発生する恐れがあり、要援護者等の避難が必要と認めるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「有明・八代海」に津波警報が発表され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区の「有明・八代海」に津波警報が発表され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき ・津波予報区の「有明・八代海」に大津波警報が発表されたとき。

※強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れによる地震の場合は、迅速な情報収集を行い避難等の措置を実施する。

※我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間がある場合は、早期からの情報収集や海面監視を行って総合的に判断し、避難等の措置を実施する。

第8 避難場所

熊本市地域防災計画の資料編の中で指定しているが、その中から水害（洪水・津波・土砂・高潮）時に避難できる最寄りの場所を考えておく。

1. 一時避難場所（津波を除く）

(1) 一時避難場所について（運動場、校舎、体育館、庁舎、公園、河川敷）

本市が指定する253箇所の一時的避難場所について、「校区」「名称」「所在地」「電話番号」「施設内容」「災害種別」を一覧表に記したものである。

なお、「災害種別」欄の記号表記については、国・県が公表したデータを基に表示したものである。

(2) 災害種別における一時避難場所の表記について

- ア. 地震 「○」・・・建物については、耐震性があるもの。
「△」・・・建物については、耐震性が十分でないもの。
- イ. 洪水・高潮 「○」・・・洪水及び高潮ハザードマップにおいて浸水域ではないもの。
「△」・・・洪水及び高潮ハザードマップにおいて浸水域であるもの。
「—」・・・災害の性状として、一時避難場所には指定しないもの。
- ウ. 土砂 「○」・・・土砂特別警戒区域等に指定されていないもの。
「—」・・・土砂特別警戒区域等に指定されているもの。

※ 市が一時避難場所として使用する際は、災害の規模、性状、状況等により異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断する必要がある。

◎用語解説

- ・耐震性があるもの
→ 地震による震度6強から震度7の揺れに、耐え得る強度を有する建築物。
- ・洪水の浸水域
→ 国・県が公表した浸水想定区域図に基づき、予測される浸水区域。
- ・高潮の浸水域
→ 県が公表した高潮浸水区域図に基づき、予測される浸水区域。
- ・土砂特別警戒区域等
→ 土砂災害（急傾斜地、土石流、地すべり）が発生するおそれのある場所として、県が公表した区域、箇所。

① 中央区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
1	出水校区	出水小学校	出水1丁目1-75	371-1465	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
2		熊本国府高校	国府2丁目15-1	366-1276	運動場	○	—	○	○
3	出水南校区	出水南小学校	出水4丁目1-1	363-5671	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
4	出水南校区	出水中学校	出水5丁目3-1	371-2277	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
5	出水南校区	出水南中学校	出水7丁目86-1	378-6429	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
6		湧心館高校	出水4丁目1-2	372-5311	運動場	○	—	○	○
7	一新校区	一新小学校	新町3丁目10-45	354-3040	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
8	一新校区	西山中学校	島崎1丁目27-1	354-0091	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
9		熊本城及び二の丸公園	本丸、二の丸		公園	○	—	○	○
10		第一高校	古城町3-1	354-4933	運動場	○	—	○	—
11	大江校区	大江出張所	大江6丁目1-85	372-0311	庁舎	○	○	○	○
12		大江小学校	大江3丁目5-31	366-8947	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
13		白川中学校	大江3丁目1-12	364-6181	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
14		九州学院高校	大江5丁目2-1	364-6134	運動場	○	—	○	○
15		熊本大学薬学部	大江本町5-1	371-4635	運動場	○	—	○	○
16		開新高校	大江6丁目1-33	366-1201	運動場	○	—	○	○
17	熊本学園大学	大江2丁目5-1	364-5161	運動場	○	—	○	○	
18	子飼橋上・下流左岸	大江1丁目、新屋敷2丁目		河川敷	○	—	○	○	
19	帯山校区	帯山小学校	帯山4丁目11-11	382-5102	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
20		帯山7丁目どんぐり公園	帯山7丁目891-1		公園	○	—	○	○
21	帯山西校区	帯山西小学校	帯山1丁目29-8	381-7755	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
22	帯山西校区	帯山中学校	帯山1丁目35-32	383-1288	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
23	黒髪校区	黒髪小学校	黒髪2丁目2-1	343-0178	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
24		桜山中学校	黒髪5丁目13-1	344-3828	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
25		竜南中学校	坪井4丁目16-1	343-3203	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
26		市立必由館高校	坪井4丁目15-1	343-0236	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
27		熊本大学黒髪地区	黒髪2丁目39-1		運動場	○	—	○	○
28	子飼橋上流右岸	黒髪2丁目		河川敷	○	—	○	○	
29	済々黌高校	黒髪2丁目22-1	343-6195	運動場	○	—	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
30	坪井中央公園	坪井6丁目297		公園	○	△	○	○	
31	慶徳校区	慶徳小学校	山崎町72	322-0134	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
32	向山小学校	本山4丁目5-11	354-5495	運動場	○	—	○	○	
				校舎	△	△	○	○	
				体育館	○	△	○	○	
33	向山校区	江南中学校	本山町75	325-0259	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
34	白川橋上・下流左岸	本山2丁目、3丁目		河川敷	○	—	○	○	
35	長六橋上・下流左岸	迎町1丁目、本荘5丁目		河川敷	○	—	○	○	
36	壺川校区	壺川小学校	壺川1丁目4-5	325-8267	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
37	京陵中学校	京町本丁1-14	354-1316	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
38	熊本大学附属小・中学校	京町本丁5-12	355-0375	運動場	○	—	○	○	
39	五福校区	五福小学校	細工町2丁目25	356-0739	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
40	城東校区	城東小学校	千葉城町5-1	356-0759	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
41	藤園中学校	千葉城町5-2	353-6417	運動場	○	—	○	—	
				校舎	○	△	○	—	
				体育館	○	△	○	—	
42	銀座橋一帯白川川岸	中央街		河川敷	○	—	○	○	
43	白川校区	白川小学校	新屋敷1丁目7-13	366-4205	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
44	砂取校区	砂取小学校	神水1丁目1-1	382-7033	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
45		熊本商業高校	神水1丁目1-2	384-1551	運動場	○	—	○	○
46		熊本工業高校	上京塚町5-1	383-2105	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
47		水前寺運動公園	水前寺5丁目23		公園	○	—	○	○
48		水前寺江津湖公園	健軍4丁目、江津1丁目		公園	○	—	○	○
49		水前寺公園	水前寺公園8		公園	○	—	○	○
50	熊本市総合体育館・青年会館	出水2丁目7-1	385-1010	体育館	○	○	○	○	
51	碩台校区	中央公民館	草葉町5-1	353-0151	庁舎	○	△	○	○
52		碩台小学校	井川淵町4-8	343-1178	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
53		白川公園	草葉町5-1		公園	○	—	○	○
54	白川公園の東側緑地帯	水道町、南千反畑町		公園	○	—	○	○	
55	託麻原校区	託麻原小学校	渡鹿2丁目3-1	366-5201	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
56	熊本高校	新大江1丁目8-1	371-3611	運動場	○	—	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
57	渡鹿公園	渡鹿1丁目15		公園	○	—	○	○	
58	白山校区	白山小学校	菅原町9-11	366-6216	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
59	春竹校区	春竹小学校	琴平1丁目9-43	362-3315	運動場	○	—	○	○
59	春竹校区	春竹小学校	琴平1丁目9-43	362-3315	校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
60		江原中学校	琴平2丁目9-59	372-1710	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
61		八王寺中央公園	八王寺町1075		公園	○	—	○	○
62	本荘校区	本荘小学校	本荘6丁目5-47	364-2929	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○

② 東区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
63	秋津校区	秋津出張所	秋津3丁目15-1	368-2205	庁舎	○	○	○	○
64		秋津小学校	秋津3丁目9-20	367-4868	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
65	東野中学校	東野3丁目6-50	369-5459	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
66		秋津中央公園	東野2丁目24-1		公園	○	—	○	○
67	泉ヶ丘校区	泉ヶ丘小学校	水源1丁目7-1	369-2007	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
68	画図校区	画図小学校	下江津8丁目1-6	378-0710	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
69	尾ノ上校区	東部出張所	錦ヶ丘1-1	367-1411	庁舎	○	○	○	○
70		尾ノ上小学	尾ノ上2丁目8-1	381-0165	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
71	錦ヶ丘中学校	錦ヶ丘22-1	368-3166	運動場	○	—	○	○	
				校舎	△	○	○	○	
				体育館	△	○	○	○	
72		錦ヶ丘公園	錦ヶ丘8-1		公園	○	—	○	○
73	健軍校区	健軍小学校	健軍2丁目25-56	369-2004	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
74		熊本マリスト学園	健軍2丁目11-54	368-2131	運動場	○	—	○	○
75	湖東中学校	湖東1丁目13-1	368-2118	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
76	健軍東校区	健軍東小学校	東町4丁目15-2	367-8117	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
77	東町中学校	東町4丁目15-1	367-8113	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
78	桜木校区	桜木小学校	花立2丁目23-1	368-6095	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
79	桜木東校区	桜木東小学校	桜木6丁目10-1	360-3341	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
80	桜木中学校	桜木4丁目13-23	365-1641	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
81	託麻北校区	託麻北小学校	上南部3丁目34-1	380-2004	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
82	託麻北校区	東部中学校	上南部2丁目21-1	380-2053	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
83		託麻スポーツセンター	上南部3-22-30	388-6177	体育館	○	○	○	○
84	託麻西校区	託麻西小学校	御領2丁目3-30	380-2123	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
85	託麻東校区	託麻東小学校	戸島3丁目15-1	380-2156	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
86	託麻東校区	二岡中学校	戸島3丁目15-2	380-2155	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
87	託麻南校区	託麻総合出張所	長嶺東7丁目11-15	380-3111	庁舎	○	○	○	○
託麻南小学校		長嶺東3丁目2-20	389-0850	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
89		託麻南中央公園	長嶺東4丁目1156-3		公園	○	—	○	○
90	月出校区	月出小学校	月出6丁目2-40	382-5747	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
91		熊本県立大学	月出3丁目1-100	383-2929	運動場	○	—	○	○
92	長嶺校区	長嶺小学校	長嶺南7丁目22-1	368-9925	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
93	長嶺校区	長嶺中学校	長嶺南7丁目21-40	368-9926	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
94		長嶺公園	長嶺南4丁目8		公園	○	—	○	○
95		香りの森	戸島西7丁目3		公園	○	—	○	○
96	西原校区	西原小学校	新南部3丁目4-60	382-3461	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
97	西原校区	西原中学校	保田窪4丁目9-1	383-6124	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
98		東海大学付属星翔高等学校	渡鹿9丁目1-1	382-1146	運動場	○	—	○	○
99		保田窪公園	保田窪本町259-1		公園	○	—	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
100	東町校区	東町小学校	東町3丁目3-1	367-0357	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
101		第二高校	東町3丁目13-1	368-4125	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
102	山ノ内校区	山ノ内小学校	山ノ内4丁目1-1	367-0800	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
103		山ノ内中央公園	山ノ内4丁目5-10		公園	○	—	○	○
104		東稜高校	小峰3丁目1	369-1008	運動場	○	—	○	○
105	若葉校区	若葉小学校	若葉4丁目23-1	368-2750	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○

③ 西区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別				
						地震	洪水	高潮	土砂	
106	池田校区	池田小学校	池田1丁目28-5	354-0218	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
107		井芹中学校	上熊本3丁目27-1	359-0747	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
108			池田1丁目西児童遊園	池田1丁目19		公園	○	—	○	—
109			池亀公園	池亀町12		公園	○	—	○	○
110		池上校区	池上小学校	池上町850	322-0400	運動場	○	—	○	○
	校舎					○	△	○	○	
	体育館					○	△	○	○	
111	三和中学校		上高橋1丁目4-1	329-0518	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	△	○	—	
					体育館	○	△	○	—	
112			池上中央公園	池上町484		公園	○	—	○	○
113			西区役所	小島2丁目7-1	329-8503	庁舎	○	△	△	○
114	小島校区		小島小学校	小島7丁目9-1	329-0912	運動場	○	—	—	○
		校舎				○	△	△	○	
		体育館				○	△	△	○	
115		城西中学校	小島8丁目17-1	329-2792	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	○	△	—	
					体育館	○	○	△	—	
116			小島公園	小島6丁目10-40		公園	○	—	○	—
117		春日校区	春日小学校	春日5丁目3-5	352-1922	運動場	○	—	○	—
						校舎	○	△	○	—
	体育館					○	△	○	—	
118			くまもと森都心プラザ	春日1丁目14-1	355-7400	交流施設	○	△	○	○
119			河内総合出張所	河内町船津791	276-0133	庁舎	○	○	△	○
120	河内校区		河内小学校	河内町船津2505-2	276-0031	運動場	○	—	—	—
						校舎	○	○	△	—
						体育館	○	○	△	—
121			河内小学校白浜分校	河内町白浜1018-6	276-0100	運動場	○	—	○	—
		校舎				○	○	○	—	
		体育館				○	○	○	—	
122		河内中学校	河内町船津2470-1	276-0030	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	○	△	—	
					体育館	○	○	△	—	
123	城山校区	城山小学校	城山大塘1丁目23-1	329-4866	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
124		熊本西高校	城山大塘5丁目5-15	329-3711	運動場	○	—	—	○	
					体育館	○	△	△	○	
125			西部スポーツセンター	城山半田4丁目16-1	329-4008	運動施設	○	—	—	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別				
						地震	洪水	高潮	土砂	
126	城西校区	城西小学校	島崎3丁目12-60	325-2739	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	○	○	○	
					体育館	○	○	○	○	
127		市立千原台高校	島崎2丁目37-1	365-7261	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	△	○	—	
					体育館	○	△	○	—	
128			古荘公園	島崎5丁目15		公園	○	—	○	—
129			石神山公園	島崎3丁目56		公園	○	—	○	—
130		白坪校区	白坪小学校	蓮台寺4丁目4-1	354-5575	運動場	○	—	○	○
	校舎					△	△	○	○	
	体育館					○	△	○	○	
131	花陵中学校		八島2丁目14-1	354-5635	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
132			蓮台寺公園	蓮台寺4丁目14、5丁目5		公園	○	—	○	○
133	高橋校区		高橋小学校	高橋町1丁目6-1	329-8101	運動場	○	—	—	○
						校舎	○	△	△	○
		体育館				○	△	△	○	
134	中島校区	中島小学校	中島町538	329-7120	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
135			中島中央公園	中島町382		公園	○	△	—	○
136		白川中原緑地	小島上町2334-1		河川敷	○	△	—	○	
137	花園校区	花園総合出張所	花園5丁目8-3	359-1122	庁舎	○	—	○	○	
138		花園小学校	花園6丁目9-15	355-0258	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
139	花園校区	花園五丁目公園	花園5丁目9		公園	○	—	○	○	
140		柿原公園	花園7丁目19		公園	○	—	○	○	
141	古町校区	古町小学校	二本木4丁目9-65	325-7422	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	△	△	○	○	
142	松尾北校区	松尾北小学校	松尾町平山255	329-7350	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
143	松尾西校区	松尾西小学校	松尾町上松尾4456-1	329-7100	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	△	△	—	
					体育館	△	△	△	—	
144	松尾東校区	松尾東小学校	松尾町上松尾2880	329-7235	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	○	○	—	
					体育館	△	○	○	—	
145	芳野校区	芳野小学校	河内町野出1419	277-2006	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
146		芳野中学校	河内町野出1420-46	277-2004	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	△	○	○	—	
147		芳野コミュニティセンター	河内町野出1410	277-2001	コミュニティ施設	○	○	○	—	

④ 南区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別				
						地震	洪水	高潮	土砂	
148	飽田東・南・西校区	飽田東小学校	砂原町 115	227-0003	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
149		飽田中学校	孫代町 72	227-0004	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
150		飽田総合出張所	会富町 1333-1	227-1195	庁舎	○	△	△	○	
151		飽田運動公園	浜口町 153		公園	○	—	—	○	
152		白川飽田緑地	今町、土河原町		河川敷	○	—	—	○	
153		飽田西小学校	並建町 1005	227-0028	運動場	○	—	—	○	
					校舎	△	△	△	○	
					体育館	△	△	△	○	
154		飽田南小学校	護藤町 999	354-3040	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
155	奥古閑校区	奥古閑小学校	奥古閑町 4072	223-0045	運動場	○	—	—	○	
					校舎	△	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
156		天明中学校	奥古閑町 2146-1	223-0038	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
157		天明運動施設体育館	奥古閑町 2035	223-1111	体育館	○	△	△	○	
158		天明総合出張所	奥古閑町 2035	223-0118	庁舎	○	△	△	○	
159		天明農業研修所	奥古閑町 1905-1	223-1111	研修施設	○	△	△	○	
160		川口校区	川口小学校	川口町 3045	223-0025	運動場	○	—	—	○
						校舎	○	△	△	○
						体育館	△	△	△	○
161	川尻校区	川尻小学校	川尻 4 丁目 1-1	357-9100	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
162		城南中学校	八幡 8 丁目 1-1	357-7175	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
163		熊本農業高校	元三町 5 丁目 1-1	357-8800	運動場	○	—	—	○	
164		緑川右岸第 1 号緑地	元三町 4 丁目		河川敷	○	—	—	○	
165		緑川右岸第 2 号緑地	野田 1 丁目、3 丁目		河川敷	○	—	—	○	
166		城南出張所	南高江 6 丁目 7-35	358-1205	庁舎	○	△	△	○	
167		城南校区	城南小学校	南高江 4 丁目 2-70	358-2380	運動場	○	—	—	○
						校舎	○	△	△	○
	体育館					○	△	△	○	
168	銭塘校区	銭塘小学校	銭塘町 990	223-0028	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
169	田迎校区	田迎小学校	出仲間 8 丁目 3-30	378-2818	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
170		託麻中学校	出仲間 6 丁目 4-1	378-0338	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
	体育館				○	○	○	○	
171	平成中央公園	馬渡 1 丁目 63		公園	○	—	○	○	
172	田迎出仲間公園	出仲間 3 丁目 7		公園	○	—	○	○	
173	田迎南校区	田迎南小学校	田井島 3 丁目 12-1	378-6405	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
174		浜線健康パーク(田迎公園)	良町 4 丁目 8		運動施設	○	—	○	○
					体育館	○	△	○	○
175	富合校区	富合小学校	富合町清藤 472 番地	357-4511	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
176		富合中学校	富合町平原 56 番地	357-4343	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
177		雁回館	富合町清藤 405-1	358-4400	運動施設	○	△	○	○
178		アスパル富合	富合町清藤 400	357-4580	交流施設	○	△	○	○
179	中緑校区	中緑小学校	美登里町 800	223-1415	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	△	△	△	○
180	日吉校区	日吉小学校	近見 1 丁目 9-30	325-0072	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
181		白川平田十禅寺緑地	平田町、十禅寺町		河川敷	○	—	○	○
182		日吉東校区	日吉東小学校	近見 5 丁目 1-1	323-3264	運動場	○	—	○
	校舎					○	△	○	○
	体育館					○	△	○	○
183	日吉中学校		近見 5 丁目 5-1	351-6442	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
184	幸田総合出張所	幸田 2 丁目 4-1	378-0172	庁舎	○	△	○	○	
185	御幸校区	御幸小学校	御幸笛田 7 丁目 16-1	379-1921	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
186		木部中央公園	御幸木部 1 丁目 3		公園	○	—	○	○
187		御幸中央公園	流通団地 1 丁目 76		公園	○	—	○	○
188		笛田中央公園	御幸笛田 6 丁目 6		公園	○	—	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
189	力合校区	力合小学校	刈草2丁目10-1	357-9417	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
190		力合中学校	島町5丁目8-1	358-6454	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
191		南部総合スポーツセンター	白藤5丁目2-1	358-4311	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
192		白藤公園	白藤2丁目100-16		公園	○	—	—	○
193		アクアドームくまもと	荒尾2丁目1-1	358-2711	運動場	○	—	○	○
	屋内プール				○	△	○	○	
194	刈草中央公園	刈草2丁目120		公園	○	—	○	○	
195	隈庄校区	城南福祉センター	城南町宮地1050番地	0964-28-3111	福祉施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
196		城南B&G海洋センター	城南町舞原134番地1	0964-28-6928	施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
197		火の君文化センター	城南町舞原394番地1	0964-28-1800	文化施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
198		下益城城南中学校	城南町宮地1020番地1	0964-28-2006	運動場	○	—	○	—
					校舎	○	○	○	—
					体育館	○	○	○	—
199		隈庄小学校	城南町隈庄270番地	0964-28-2045	運動場	○	—	○	○
	校舎				○	○	○	○	
	体育館				○	○	○	○	
200	杉上校区	杉上小学校	城南町永505番地1	0964-28-2120	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
201		坂野グラウンド	城南町坂野字大道下地内		運動場	○	—	○	○
202	高グラウンド	城南町高字口の坪地内		運動場	○	—	○	○	
203	坂野グラウンド	城南町坂野字大道下地内		運動場	○	—	○	○	
204	豊田校区	豊田小学校	城南町塚原259番地	0964-28-2044	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○

⑤ 北区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
205	麻生田校区	麻生田小学校	麻生田3丁目9-1	338-0349	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
206		清水新地公園	清水新地7丁目1928-6		公園	○	—	○	○
207	植木地区	植木小学校	植木町広住1番地	272-0009	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
208	川上校区	北部総合出張所	鹿子木町66	245-0046	庁舎	○	○	○	○
209		川上小学校	西梶尾町480	245-0018	運動場	○	—	○	—
					校舎	△	○	○	—
					体育館	○	○	○	—
210		北部中学校	鹿子木町1	245-0002	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
	体育館				○	○	○	○	
211	楠校区	楠小学校	楠5丁目15-1	338-7780	運動場	○	○	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
212		楠中央公園	楠3丁目10-1		公園	○	—	○	○
213	桜井地区	鹿南中学校	植木町滴水1110番地	272-0073	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
214		桜井小学校	植木町滴水2255番地	272-0054	運動場	○	—	○	○
214	桜井地区	桜井小学校	植木町滴水2255番地	272-0054	校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
215	山東地区	芝生広場	植木町岩野269番地2		広場	○	—	○	○
216		五霊中学校	植木町一木163番地	272-0103	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
217		山東小学校	植木町有泉841番地	272-0857	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
218	植木文化センター	植木町岩野238番地1	272-6906	文化施設	○	○	○	○	
				空地	○	—	○	○	
219	清水校区	清水総合出張所	清水亀井町14-7	343-9161	庁舎	○	○	○	○
220		清水小学校	清水本町14-58	343-4628	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
221			清水スポーツセンター	清水万石2丁目3-73	345-3837	体育館	○	○	○
222		坪井川緑地	清水町室園		公園	○	—	○	○
223	城北小学校	清水新地1丁目4-10	344-8521	運動場	○	—	○	○	
				校舎	△	○	○	○	
				体育館	△	○	○	○	
224	清水中学校	清水新地2丁目3-1	345-2753	運動場	○	○	○	○	
				校舎	○	—	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
225		八景水谷公園	八景水谷1丁目		公園	○	—	○	—

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
226	高平台校区	高平台小学校	高平1丁目17-28	325-3257	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
227	田底地区	田底小学校	植木町正清515番地	274-6250	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
228	龍田校区	龍田出張所	龍田弓削1丁目1-10	338-2231	庁舎	○	○	○	○
229		龍田小学校	龍田7丁目7-1	338-1377	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
230		龍田中学校	龍田7丁目8-1	339-9965	運動場	○	—	○	—
					校舎	○	△	○	—
231		武蔵塚公園	龍田弓削1丁目1232			公園	○	—	○
	体育館					○	△	○	—
232	田原地区	田原小学校	植木町富応1302番地5	272-0141	運動場	○	○	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
233	田原スポーツ公園	植木町富応字五反田1496			公園	○	—	○	○
234	西里校区	西里小学校	下硯川町1784	245-0004	運動場	○	—	○	—
					校舎	○	○	○	—
					体育館	○	○	○	—
235	TKUぷらざ	徳王1丁目8-1	352-3411		空地	○	—	○	○
236	今熊公園	立福寺町91-2			公園	○	—	○	○
237	瑞巖寺公園	貢町1421			公園	○	—	○	—
238	北部公園	下硯川町438			公園	○	—	○	○
239	熊本市食品交流会館	貢町581-2	245-5111		交流会館	○	○	○	○
240	楡木校区	楡木小学校	楡木3丁目9-1	339-5103	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
241	楠中学校	楠3丁目2-1	338-1735	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	△	○	○	○	
242	熊本北高校	兎谷3丁目5-1	338-1110		運動場	○	—	○	○
243	菱形地区	菱形小学校	植木町円台寺124番地	272-3951	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
244	北部東校区	北部東小学校	鶴羽田2丁目7-1	344-5630	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
245	武蔵小学校	武蔵ヶ丘3丁目15-1	339-3393	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
246	武蔵中学校	武蔵ヶ丘4丁目19-1	338-5430	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	△	○	○	○	
247	武蔵ヶ丘中央公園	武蔵ヶ丘4丁目53			公園	○	—	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
248	弓削校区	弓削小学校	龍田町弓削 879-1	338-9390	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
249	山本地区	山本小学校	植木町内 1424 番地	272-0839	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
250		植木総合スポーツセンター公園	植木町山本字向原 359	272-0800	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
251	吉松地区	植木北中学校	植木町舟島 455-1 番地	272-0209	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
252		吉松小学校	植木町豊田 474 番地	272-0838	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
253		吉松スポーツ公園	植木町亀甲字堀の内 452 ほか		公園	○	—	○	○

2. 一時避難場所(津波)

① 西区役所管内

地区	避難場所
小島	小島小学校、城西中学校、熊本西高校、近くの高台
中島	中島小学校
松尾	松尾東小学校、熊本西高校、近くの高台
塩屋	近くの高台
中川内	近くの高台
船津(東中西)	河内小学校、河内中学校、近くの高台
温泉	長崎鼻(灯台)、近くの高台
小川内、聖ヶ塔	河内公民館、近くの高台
白浜	河内小学校白浜分校、近くの高台
城山	熊本西高校

② 南区役所管内

地区	避難場所
飽田全校区	アクアドーム、飽田東小学校、飽田南小学校、飽田西小学校、飽田中学校
中緑校区	中緑小学校
銭塘校区	銭塘小学校
奥古閑校区	奥古閑小学校、天明公民館、天明中学校
川口校区	川口小学校

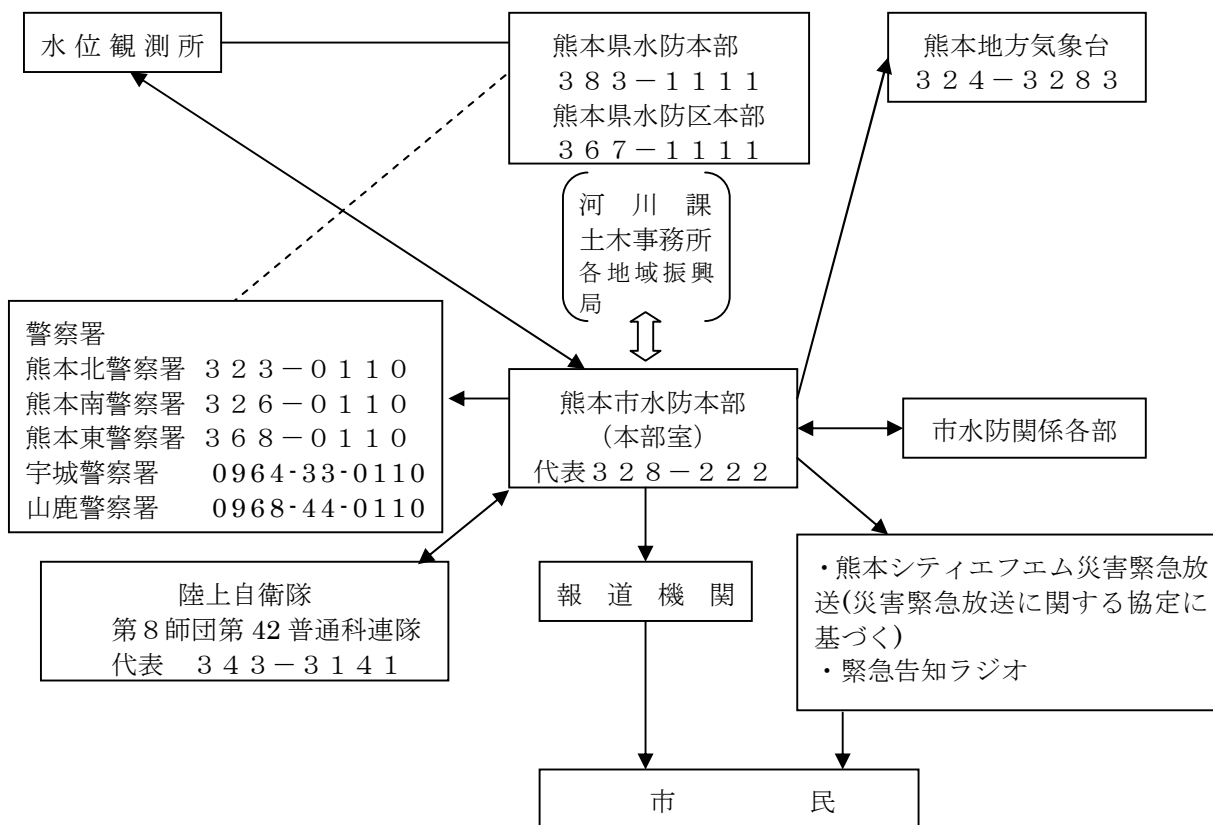
3. 広域避難場所

	避難場所	種別	所在地
熊本城一帯	熊本城	広域避難所	中央区本丸 1-1
	二の丸公園	広域避難所	中央区二の丸
	城東小学校	広域避難所	中央区千葉城町 5-1
	藤園中学校	広域避難所	中央区千葉城町 5-2
黒髪地区	済々黌高校	広域避難所	中央区黒髪 2 丁目 22-1
	熊本大学黒髪地区	広域避難所	中央区黒髪 2 丁目 39-1
	子飼橋上流右岸(上河原)	広域避難所	中央区黒髪 2 丁目
大江地区	白川中学校	広域避難所	中央区大江 3 丁目 1-12
	熊本学園大学	広域避難所	中央区大江 2 丁目 5-1
	開新高校	広域避難所	中央区大江 6 丁目 1-33
	熊本高校	広域避難所	中央区新大江 1 丁目 8-1
水前寺地区	水前寺公園	広域避難所	中央区水前寺公園 8
	水前寺運動公園	広域避難所	中央区水前寺 5 丁目 23
	熊本工業高校	広域避難所	中央区上京塚町 5-1
健軍地区	第二高校	広域避難所	東区東町 3-13-1
本荘、迎町、本山地区	長六橋上下流左岸	広域避難所	中央区迎町 1 丁目・本荘 5 丁目
	代継橋下流左右岸	広域避難所	中央区本荘 3・5 丁目
	白川橋上下流左岸	広域避難所	中央区本山 2・3 丁目

第9 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期す。

(1) 水防本部通信系統図



(2) 非常時における通信連絡は、きわめて重要であり、有線電話、専用(有線)電話、無線電話、その他文書、口頭等により、最良の方法で迅速かつ適正に行なう。

(3) 水防関係各部は、とりまとめた水防状況を速やかに責任者へ通報もしくは報告する。

第10 通信計画

この計画は、災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施するため、現有通信施設を最高度に活用するとともに、その機能の確保と整備を図り、通信体制の強化を期するために定める。

1. 使用通信施設

災害時において、使用可能な次の通信施設を最高度に活用する。

- (1) 加入電話
- (2) 熊本市防災行政無線
- (3) 熊本市消防無線
- (4) 熊本市上下水道局無線
- (5) 熊本市交通局無線

- (6) 熊本県防災行政無線
- (7) 広域業務用無線(MCA)
- (8) 災害通報連絡用専用電話(601形磁石式電話機)、九州電力及びNTT
- (9) アマチュア無線
- (10) 警察庁無線
- (11) 防衛庁無線
- (12) 海上保安庁無線
- (13) 国土交通省無線
- (14) 九州電力無線
- (15) 西部ガス無線
- (16) NTT無線
- (17) 西日本高速道路無線
- (18) タクシー無線
- (19) 熊本シティエフエム災害緊急放送
- (20) 緊急告知ラジオ
- (21) 衛星携帯電話
- (22) 熊本市災害情報メール・携帯電話各社の緊急速報メール

2. 有線及び無線通信の使用

水防本部が総括運用する有線及び無線通信の通信計画は、本計画の定めるところによる。ただし、前記1の使用通信施設のうち、(6)及び(9)から(18)までの防災関係各機関又は団体が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めによる。

(1) 加入電話の利用

水防本部への電話による連絡及び報告は、次の電話番号区分に従って行う。

発信区分	電話番号	発信区分	電話番号
水防本部室	328-2222	情報部責任者 (危機管理防災総室)	328-2490
総括本部室長 (危機管理監)	328-2489	対応部責任者 (危機管理防災総室)	328-2490
情報対応・各水防本部長 (危機管理防災総室長)	328-2491	【区水防部】 各区役所責任者 (各区役所課長級) 【土木水防部】 情報収集責任者 (都市建設局課長級) 実働班責任者 (各土木センター所長) 【上下水道水防部】 上下水道水防部責任者 (上下水道局課長級)	中央区役所 328-2610 東区役所 367-9121 西区役所 329-1142 南区役所 357-4112 北区役所 272-1110 東部土木センター 367-4360 西部土木センター 355-2936 北部土木センター 245-5050 土木情報班 328-2484 上下水道局管路維持課 361-5554

(2) 熊本市防災行政無線及び無線式水防警報装置

ア 通信系統

水防計画編 129ページ参照

イ 通信統制

- ① 熊本市防災行政無線各局の運用統制は、基地局(くまもとぼうさい)が行う。
- ② 熊本市水防警報装置各局の運用統制は、警報監視制御局(ぼうさいくまもとしやくしょ)が行う。

(3) 熊本消防無線

ア 通信系統

熊本市地域防災計画書 資料編 VI-2参照

イ 通信統制

熊本市消防無線各局の運用統制は、基地局(くましょうほんぶ)が行う。

(4) 熊本県防災行政無線

ア 通信系統

熊本市地域防災計画書 資料編 VI-5参照

イ 通信統制

熊本県防災行政無線各局の運用統制は、統制局(ぼうさいくまもとけん)が行う。

(5) 災害応急復旧用無線(N T T西日本設置)

ア 通信系統

熊本市地域防災計画書参照

イ 通信統制

N T T西日本が設置した、災害応急復旧用無線各局の運用統制は、N T T熊本ネットワークセンターが行う。

3. 通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちにNTT西日本の協力を得て修復を図るものとする。また、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

第11 予警報等伝達計画

災害発生のおそれのある時に行う気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び注意報、並びに水防法に基づく水防警報、白川・緑川・菊池川洪水予報、土砂災害警戒情報（以下「予警報等」という。）を関係機関に迅速かつ確実に伝達し、住民に周知徹底させ、適切な防災措置の推進に役立てるものとする。

1. 予警報等の定義

この計画において警報、注意報、気象情報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報、噴火警報・予報等、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について、気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）、水防警報、気象業務法及び災害対策基本法に基づき気象台と県が共同して行う土砂災害警戒情報の意義は、次に定めるところによる。

(1) 警報及び注意報

警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起る恐れがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起る恐れがある場合に、気象業務法に基づき熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

(ア) 熊本地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準

種類		発表基準
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）大雨警報（土砂災害、浸水等）として、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：70mm以上、平坦地以外：90mm以上、または土壤雨量指数が146以上になると予想される場合。 ただし、この土壤雨量指数は熊本市に設定された基準の最小値を示す。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 24時間降雪の深さが20cm以上になると予想される場合。

	洪水警報	洪水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：70mm以上、平坦地以外：90mm以上、または流域雨量指数が坪井川流域=18、堀川流域=15、井芹川流域=9、浜戸川流域=16以上、または1時間雨量が平坦地：60mm以上かつ白川流域の流域雨量指数が16以上になると予想される場合。
警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 基準港（熊本港）の潮位が東京湾平均海面（TP）上3.5m以上になると予想される場合。
	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 有義波高が熊本地方で2.5m以上になると予想される場合。
注意	風雪注意報	風雪によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 雪を伴い平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：40mm以上、平坦地以外：60mm以上、または土壌雨量指数が110以上になると予想される場合。ただし、この土壌雨量指数値は熊本市に設定された基準の最小値を示す。
	大雪注意報	大雪によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 24時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
留意	雷注意報	落雷による災害が発生する恐れがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害について注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける場合がある。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 濃霧によって陸上の視程100m以下、海上の視程500m以下になると予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 乾燥注意報具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
報	霜注意報	早霜、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温が3℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に著しい被害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。

注 意 報	着氷(雪) 注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起ると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 大雪注意報・大雪警報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれが発生して災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 積雪の深さ100cm以上で、次のいずれかが予想される場合。 1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ30cm以上のいずれかが予想される場合。
	洪水注意報	洪水によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：40mm以上、平坦地以外：60mm以上、流域雨量指数が坪井川流域=9、堀川流域=8、井芹川流域=4、浜戸川流域=8以上、または1時間雨量が平坦地：30mm以上かつ流域雨量指数が16以上になると予想される場合。
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 基準港(熊本港)の潮位が東京湾平均海面(TP)上2.8m以上になると予想される場合。
	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 有義波高が天草地方で2.5m以上、熊本・芦北地方で1.5m以上になると予想される場合。

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数は1km格子毎に設定している。

※ 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。

※ 基準港とは、潮位観測・予測が実施されている港のうち、地域の潮位を最も適切に推測できる港である。潮位は東京湾平均海面(TP)を基準とする。

イ 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

ロ 警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ハ 警報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭に表現する。

(い つ) 警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す

(どこで) 警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域…概ね一次細分区域毎

(何が) 警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す

の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

(イ) 警報・注意報の地域細分発表

原則として市町村（二次細分区）ごとに発表する。气象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで警報・注意報を放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。熊本市は市町村をまとめた区域、二次細分区ともに「熊本市」である。



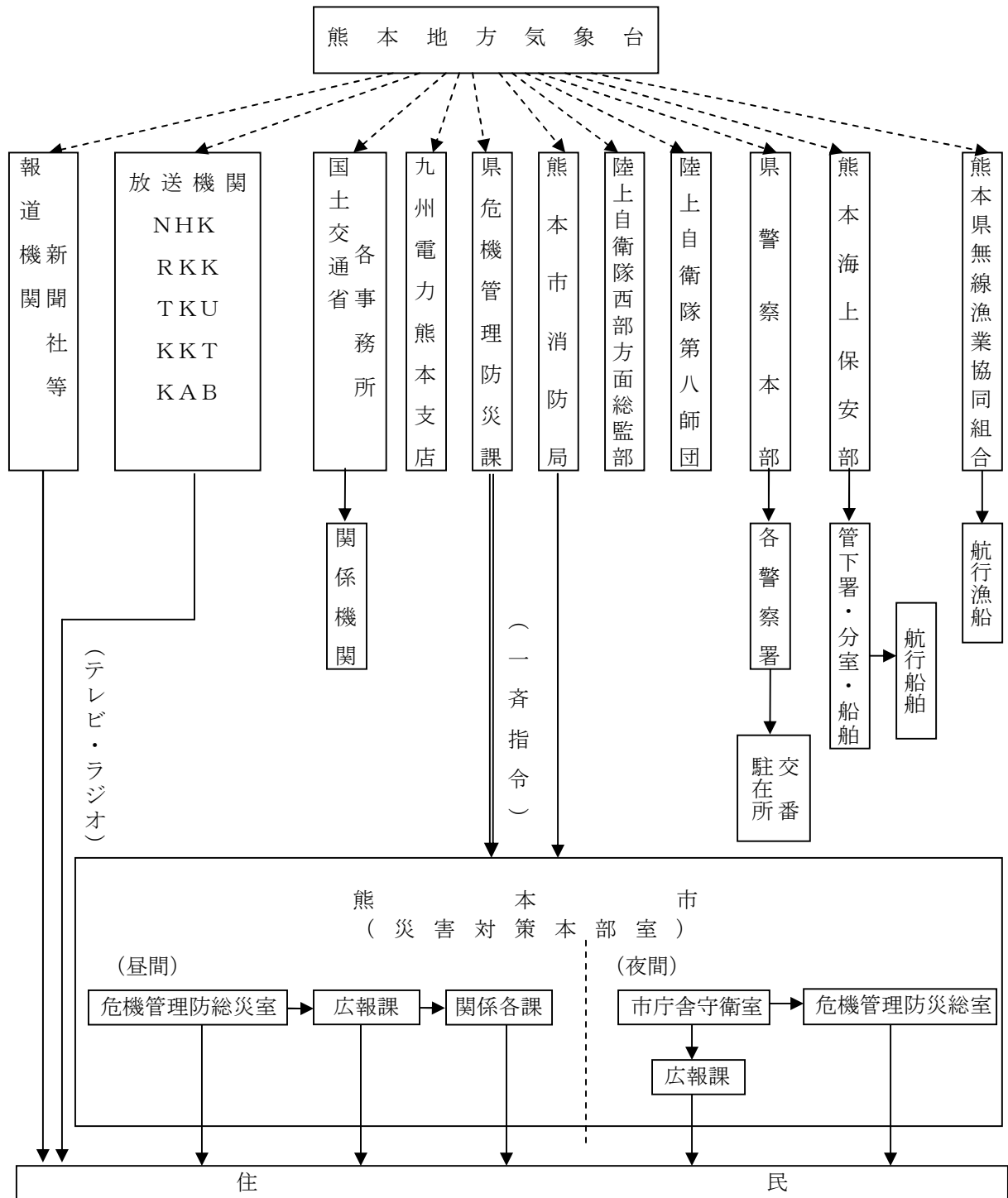
警報・注意報の地域細分区

一次細分区 区域	市町村等 をまとめた 区域	二次細分区 区域
熊本地方	鹿本菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・ 芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象予警報等の伝達系統

警報および注意報

警報および注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし注意報については、関係機関が注意報の種類もしくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。



(注) ——— は加入電話等 - - - - - は防災情報提供システム ≡ ≡ ≡ は防災情報ネットワーク
 ——— は専用回線

(3) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ① 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報、注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- ② 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、警報や注意報などを行っている場合などに、警報・注意報を補完するための補完的情報。
- ③ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(4) 津波情報

津波警報・注意報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合及び津波の有無について注意を喚起する必要があると認められる場合に、福岡管区気象台または気象庁本庁が、気象業務法に基づき担当区域内の津波発生の有無とその程度等を一般及び関係機関に対して発表し、警戒を喚起するために行なう注意報・警報をいう。

津波警報・注意報の発表並びに解除は別紙1～4の通知形式で構成され、津波警報・注意報の種類、解説、発表基準及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

なお、新たな津波警報等の発表基準等の運用が開始された場合は、新基準等に基づき対応するとともに市民等に周知する。

(ア) 津波警報・注意報の種類、解説、発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、嚴重に警戒してください。	「3m」、「4m」 「6m」、「8m」 「10m以上」
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」、「2m」
津波注意報	津波情報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」

注) 1 津波による災害の恐れがない場合には「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨については地震情報に含めて発表または津波予報で発表します。

2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

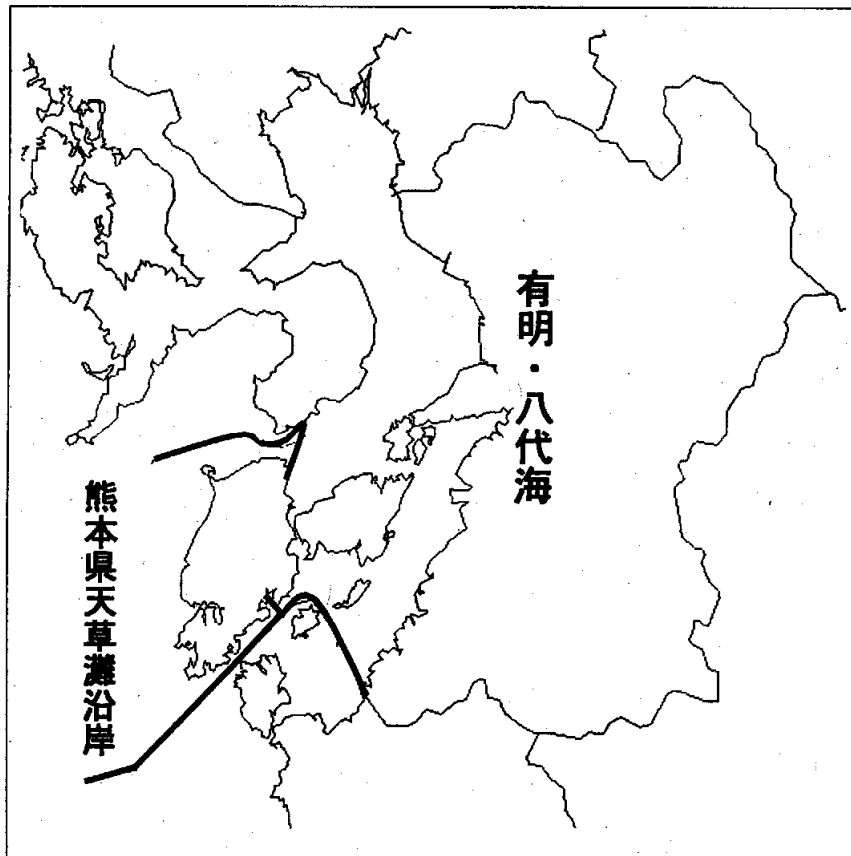
(4) 津波予報区（熊本県関係）

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

熊本市は、有明・八代海に含まれる。

津波予報区	区 域
有明・八代海	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。）

津波予報海域区分図



(5) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

【津波警報・注意報を公表】

津波警報・注意報
 平成〇〇年 4月 1日 13時08分 気象庁発表
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 見出し ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 大津波・津波の津波警報を公表しました。
 〇〇〇〇
 これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。
 なお、これ以外に津波注意報を公表している沿岸があります。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 本文 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 津波警報を公表した沿岸は次のとおりです。
 <大津波>
 ＊〇〇〇〇
 <津波>
 ＊〇〇〇〇
 これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。
 津波注意報を公表した沿岸は次のとおりです。
 <津波注意>
 〇〇〇〇
 以下の沿岸（上記の＊印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます。
 〇〇〇〇
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 解説 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 <大津波の津波警報>
 高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
 <津波の津波警報>
 高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
 <津波注意報>
 高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。

【津波警報のみを公表】

津波警報
 平成〇〇年 4月 1日 21時07分 気象庁発表
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 見出し ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 津波警報を公表しました。
 〇〇〇〇
 これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 本文 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 津波警報を公表した沿岸は次のとおりです。
 <津波>
 ＊〇〇〇〇
 これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。
 以下の沿岸（上記の＊印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます。
 〇〇〇〇
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 解説 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 <津波の津波警報>
 高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。

【津波注意報のみを公表】

津波注意報
 平成〇〇年 4月 8日 20時58分 気象庁発表
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 見出し ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 津波注意報を公表しました。
 〇〇〇〇
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 本文 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 津波注意報を公表した沿岸は次のとおりです。
 <津波注意>
 〇〇〇〇
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 解説 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 <津波注意報>
 高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報及び注意報を解除】

津波警報・注意報
 平成〇〇年 4月31日10時29分 気象庁発表
 津波警報・注意報の解除をお知らせします。
 ****本文****
 津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 これらの沿岸では、今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ****解説****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想さ
 れる若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせ
 しています）

【津波警報を解除】

津波警報
 平成〇〇年 4月28日21時14分 気象庁発表
 津波警報の解除をお知らせします。
 ****本文****
 津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 これらの沿岸では、今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ****解説****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想
 される若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知ら
 せしています）

【津波注意報を解除】

津波注意報
 平成〇〇年 4月28日21時02分 気象庁発表
 津波注意報の解除をお知らせします。
 ****本文****
 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ****解説****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想さ
 れる若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知ら
 せしています）

【津波注意報を全面解除（注意喚起解除）】

津波注意報
 平成〇〇年 4月18日14時16分 気象庁発表
 津波注意報の解除をお知らせします。

 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 今後もしばらく海面変動が続くと思われまますので、海水浴や磯釣り等を行う際は注意してください。

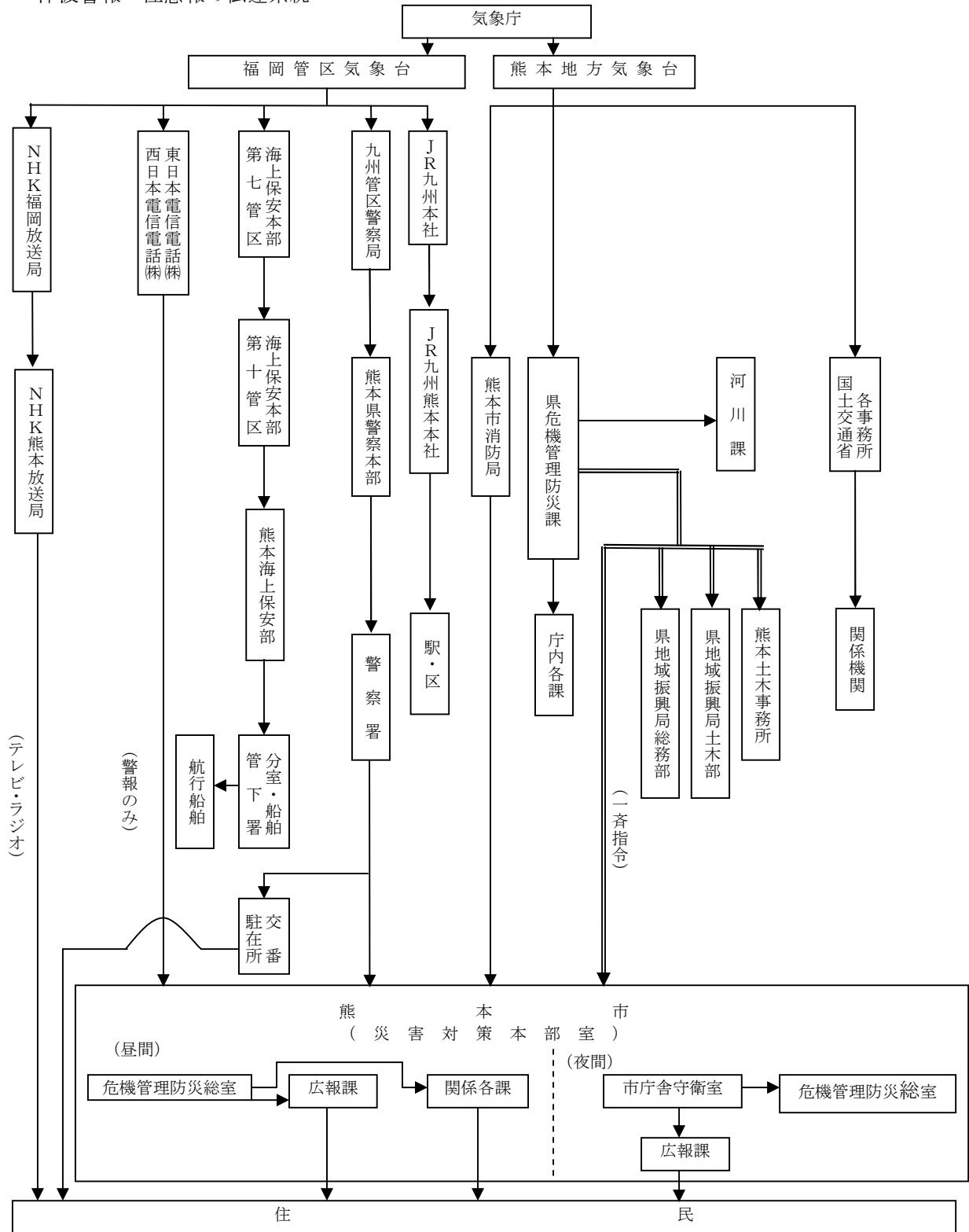
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 **** 解説 ****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせしています

【津波注意報等の取消】

津波警報・注意報
 平成〇〇年 4月28日21時21分 気象庁発表
 28日21時20分の津波予報を取り消します
 <津波>
 伊豆諸島、静岡県、三重県南部、和歌山県、愛知県外海
 <津波注意>
 千葉県九十九里・外房、千葉県内房、小笠原諸島、伊勢・三河湾、
 淡路島南部、徳島県、高知県
 以上の津波警報・注意報を取り消します
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません

情報については、福岡管区気象台が防災上必要と認めるとき発表するが、その伝達系統は次のとおりとなっている。

津波警報・注意報の伝達系統

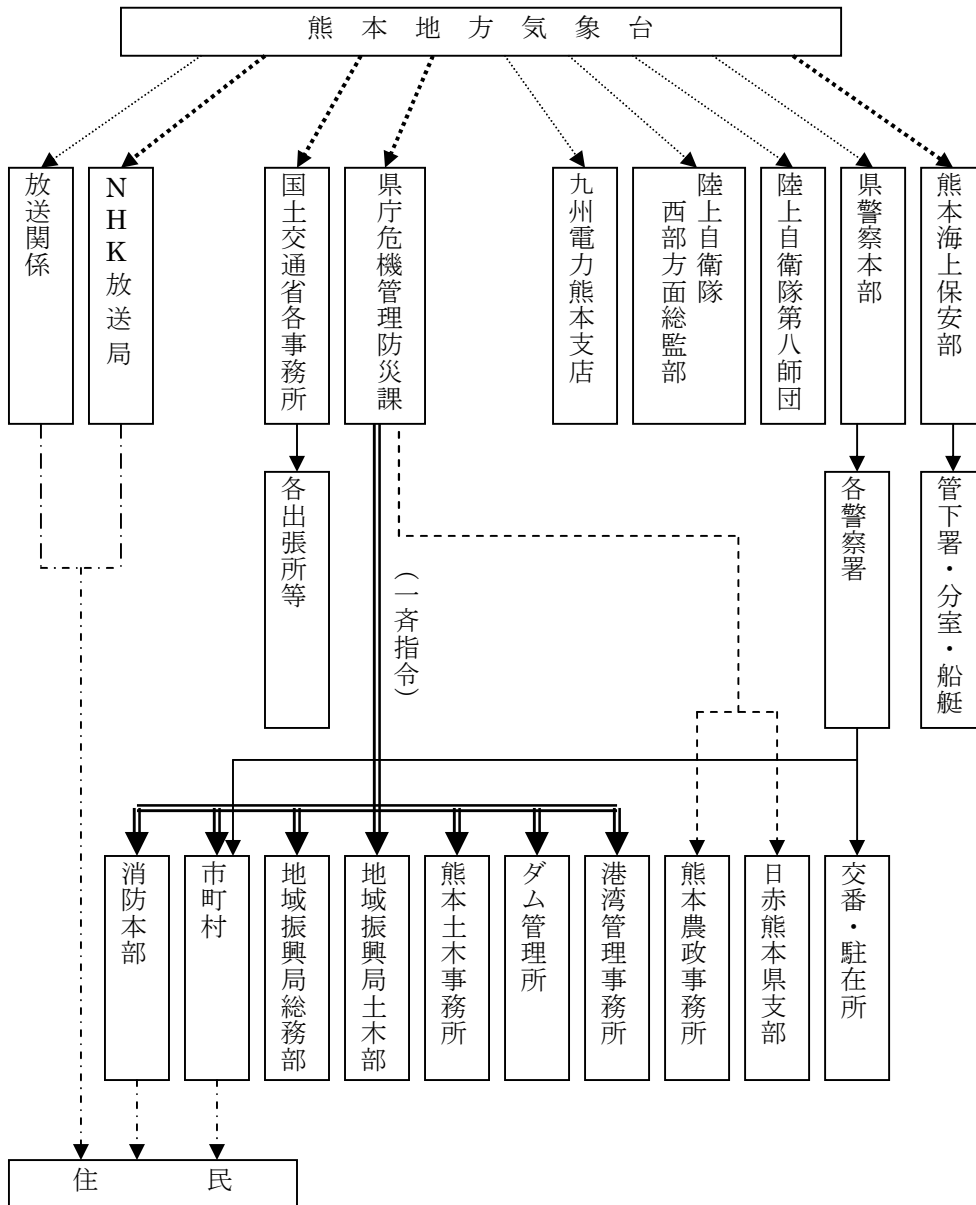


(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、熊本県と熊本地方気象台が発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう市町村ごとに発表される。

気象庁のホームページ及び熊本県統合型防災情報システムでも提供される。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行なうこと。

- (2) ——— は { 加入
 { 庁内電話
 { 加入
 { 庁内電話
 { 加入
 { 庁内電話
- は法定伝達先
===== は防災情報ネットワーク
----- は防災行政無線

(7) 水防信号

水防信号は熊本県水防信号規則に準じて次のとおりとする。

	区 分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	● ● ● ●	5秒 15秒 5秒 15秒 ● — 休止 ● — 休止
第二信号	当該水防管理団体の水防団員及び消防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	●—●—● ●—●—● ●—●—●	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ●—休止 ●—休止 ●—休止
第三信号	当該水防管理団体の定めた区域内に居住するものが出動することを知らせるもの	●—●—● ●—●—● ●—●—●	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ●—休止 ●—休止 ●—休止
第四信号	居住者が避難することを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ●—休止 ●—休止

(注)① 信号は、適宜の時間継続すること。

② 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。

③ 危険が去った時は、口頭伝達等により周知させるものとする。

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については知事が、水防を必要と認め警告を発するものをいう。

なお、国土交通大臣が指定した河川で市に関するものは次の区域である。

(7) 水防警報を行う河川

河川名		区 域	延 長
白 川	左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市東区渡鹿 8 丁目 540 番の 4 の地先小碩橋下流から海まで。 ・熊本市中央区黒髪 6 丁目 720 番の 5 地先小碩橋下流から海まで。 	17.3km
	右岸		
緑 川	左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸 1221 番地先から海まで。 ・上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 988 番の 1 地先から海まで。 	30.8km
	右岸		
加 勢 川	左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合 1661 番の 1 地先の旧大六橋下流端から緑川合流点まで。 ・熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江 331 番地先旧大六橋下流端から緑川合流点まで。 	11.5km
	右岸		
浜 戸 川	左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市南区富合町大字碓の江字地方 222 番の 1 地先から緑川合流点まで。 ・熊本市南区富合町大字莎崎字境目 951 番の 1 地先から緑川合流点まで。 	5.3km
	右岸		
合 志 川	左右岸	・菊池市泗水町豊水字出口 4122-2 地先の市道橋から菊池川合流点まで	10.1km

(イ) 水防警報の種類と条件

ア 警報の種類（洪水時）

種 類	内 容
待 機 (洪水時)	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備 (洪水時)	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動 (洪水時)	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。
警 戒 (洪水時)	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除 (洪水時)	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

イ 水防警報対象量水標と条件（洪水時）

水系名	河川名	対象量水標	待機 (洪水時)	準備 (洪水時)	出動 (洪水時)	警戒 (洪水時)	解除 (洪水時)
白川	白川	代継橋	水防団待機水位(2.50m)に達しはん濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.50m)を越えはん濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.70m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
緑川	緑川	中甲橋	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越えはん濫注意水位(3.00m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
		城南(著町橋)	水防団待機水位(3.30m)に達しはん濫注意水位(4.30m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.30m)を越えはん濫注意水位(4.30m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(4.30m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(4.30m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(4.30m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
	加勢川	大六橋	水防団待機水位(2.50m)に達しはん濫注意水位(3.20m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.50m)を越えはん濫注意水位(3.20m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.20m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.20m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.20m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
	御船川	御船	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越えはん濫注意水位(3.00m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
菊池川	合志川	佐野	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(2.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(2.70m)に達すると思われるとき。	はん濫注意水位(2.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(2.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(2.70m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。

(ウ) 水防警報を行う河川 (津波)

河川名	区域		延長
白川	幹川 左岸	熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先 小碓橋下流端から海まで	17 K 300
	右岸	熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先	
緑川	幹川 左岸	上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先	30 K 800
	右岸	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで	
	浜戸川 左岸	熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番の1地先	6 K 300
	右岸	熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先から緑川合流点まで	
	加勢川 左岸	上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番地の1地先	11 K 500
	右岸	熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江331番地先大六橋下流端から緑川合流点まで	
	御船川 左岸	上益城郡御船町大字辺田見井手下1161番地先	6 K 700
	右岸	上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山492番の1地先から緑川合流点まで	

(エ) 水防警報の種類と条件

ア 警報の種類 (津波)

種類	内容
待機 (津波)	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動 (津波)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除 (津波)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

イ 水防警報対象観測所と条件（津波）

水系名	河川名	対象観測所	待機 (津波)	出動 (津波)	解除 (津波)
白川	白川	代継橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	緑川	中甲橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		城南	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	加勢川	大六橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	御船川	御船	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(9) 指定河川洪水予報の発表基準

(白 川)

種 類	発 表 の 基 準
白 川 洪 水 注 意 報	代継橋の水位がはん濫注意水位を越え、洪水になることが予想されるとき。
白 川 洪 水 警 報	溢水、氾濫により国民経済上重大な損害を生じる恐れがあるとき。
白 川 洪 水 情 報	洪水注意報及び洪水警報の補足的説明又は、軽微な修正を必要とするとき。

(緑 川)

種 類	発 表 の 基 準
緑 川 水 系 洪 水 注 意 報	中甲橋、城南、大六橋、御船のいずれかの水位が、はん濫注意水位を越える洪水となることが予想されるとき。
緑 川 水 系 洪 水 警 報	溢水、氾濫により国民経済上重大な損害を生じる恐れがあるとき。
緑 川 水 系 洪 水 情 報	洪水注意報及び洪水警報の補足的説明又は、軽微な修正を必要とするとき。

(菊池川)

種 類	発 表 の 基 準
菊 池 川 水 系 洪 水 注 意 報	佐野の水位が、はん濫注意水位を越える洪水となることが予想されるとき。
菊 池 川 水 系 洪 水 警 報	溢水、氾濫により国民経済上重大な損害を生じる恐れがあるとき。
菊 池 川 水 系 洪 水 情 報	洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は、軽微な修正を必要とするとき。

(10) 知事が発表する水防警報

水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに県水防本部へ通報するものとする。なお、確実に期するため着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の措置をとらせるものとする。

(ア) 水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるものとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水警報等により、または、水位、流量とその他河川状況により、はん濫注意水位に達し更に上昇する恐れがあるとき。
警戒	洪水により相当の被害を生じるはん濫の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、すでにはん濫注意水位に達し更に上昇はん濫する恐れがあるとき。
嚴重警戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生恐れがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要ある旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	はん濫注意水位以下に降下したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位以下に降下したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(イ) 知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
つばいがわ 坪井川	てんまんぼし 天満橋	左岸：井芹川合流点から海まで
		右岸：井芹川合流点から海まで
	つばい 坪井	左岸：熊本市中央区坪井5丁目11地先から井芹川合流点まで
		右岸：熊本市中央区壺川1丁目11地先から井芹川合流点まで
	たかひらぼし 高平橋	左岸：万石川合流点から熊本市中央区坪井5丁目11地先まで
		右岸：万石川合流点から熊本市中央区坪井5丁目11地先まで
	つるはたばし 鶴羽田橋	左岸：堀川合流点から万石川合流点まで
		右岸：堀川合流点から万石川合流点まで
いせりがわ 井芹川	いけの 池上	左岸：麴川合流点から坪井川合流点まで
		右岸：麴川合流点から坪井川合流点まで
	つるのはし 鶴野橋	左岸：西浦川合流点から麴川合流点まで
		右岸：西浦川合流点から麴川合流点まで
	にし 西里	左岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで
		右岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで
よけかわ 除川	よけ 除川	左岸：熊本市南区無田口町字東小新開1733番地の3県管理上流端から海まで
		右岸：熊本市西区中島町字村之前1166番地の1地先の県管理上流端から海まで
せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	左岸：熊本市会富町字土井428番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20mまで
		右岸：熊本市会富町字土井428番地先の農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20mまで
てんめいしんかわ 天明新川	みなみたかえ 南高江	左岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
		右岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
はまどかわ 浜戸川	はまどかわ 浜戸川	左岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1の大坪橋上流端から安永川合流店まで
		右岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1の大坪橋上流端から安永川合流店まで
うるごかわ 潤川	うるごかわ 潤川	左岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋りょうまで
		右岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋りょうまで
きやまかわ 木山川	あかい 赤井	左岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで
		右岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで
やかたがわ 矢形川	おちあいほし 落合橋	左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで
		右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで
	かしま 嘉島	左岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで
		右岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで

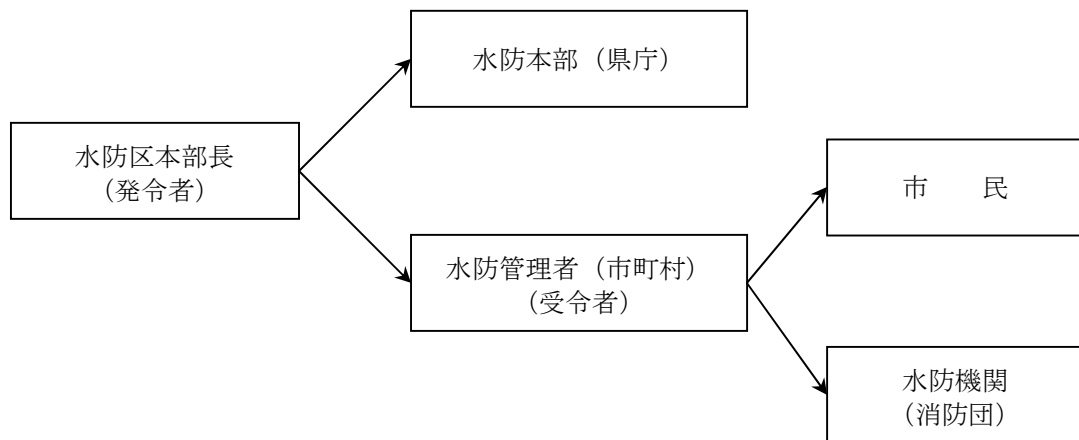
(ウ) 水防警報対象量水標の設定水位と条件

河川名	観測所名	地 先 名	水 防 団 待機水位	は ん 濫 注意水位	避 難 判断水位	は ん 濫 危険水位	摘 要
つばいがわ 坪井川	てんまんぼし 天満橋	熊本市西区域山 大塘町1636	2.41 (2.63)	2.80 (3.02)	3.76 (3.98)	5.51 (5.73)	観測所水位 (TP表示)
	つば い 坪 井	熊本市中央区坪 井5-16	3.03 (9.18)	5.30 (11.45)	5.58 (11.73)	6.12 (12.27)	観測所水位 (TP表示)
	たかひらはし 高平橋	熊本市北区高平 2-23	1.24 (11.53)	2.06 (12.35)	2.06 (12.35)	2.98 (13.27)	観測所水位 (TP表示)
	つる は た 鶴羽田 ばし 橋	熊本市北区四方 寄80	1.51 (22.60)	2.46 (23.55)	2.46 (23.55)	3.53 (24.62)	観測所水位 (TP表示)
いせりがわ 井芹川	いけの うえ 池 上	熊本市西区域池上 町池上第3排水 機場内	1.80 (2.87)	2.60 (3.67)	3.44 (4.51)	4.18 (5.25)	観測所水位 (TP表示)
	つるのはし 鶴野橋	熊本市西区域花園 7-12-1	1.97 (12.20)	3.04 (13.27)	3.35 (13.58)	4.48 (14.71)	観測所水位 (TP表示)
	にし ざと 西 里	熊本市北区硯川 町	1.01 (28.90)	1.68 (29.57)	1.68 (29.57)	3.66 (31.55)	観測所水位 (TP表示)
よげかわ 除川	よげ かわ 除 川	熊本市西区域沖新 町3330	3.04 (0.96)	3.32 (1.24)	3.66 (1.58)	4.31 (2.23)	観測所水位 (TP表示)
せんげん 千間 えご 江湖	せんげん 千間 えご 江湖	熊本市南区白石 町1495	2.04 (1.42)	2.54 (1.92)	2.54 (1.92)	2.93 (2.31)	観測所水位 (TP表示)
てんめい 天明 しんかわ 新川	みなみたかえ 南高江	熊本市南区南高 江町4-1	2.67 (3.56)	2.87 (3.76)	2.87 (3.76)	2.99 (3.88)	観測所水位 (TP表示)
はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	熊本市南区城南 町敷田	2.09 (7.20)	3.03 (8.14)	3.21 (8.32)	4.09 (9.20)	観測所水位 (TP表示)
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町字 西田93-1	1.93 (2.49)	2.11 (2.67)	2.11 (2.67)	2.23 (2.79)	観測所水位 (TP表示)
きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城郡益城町 宮園	2.53 (7.30)	3.63 (8.40)	4.13 (8.90)	4.95 (9.72)	観測所水位 (TP表示)
やかたがわ 矢形川	おちあいはし 落合橋	上益城郡御船町 大字木倉字筒井 崎7511	2.15 (13.46)	3.38 (14.69)	4.03 (15.34)	4.77 (16.08)	観測所水位 (TP表示)
	かしま 嘉島	上益城郡嘉島町 大字井寺 矢形 川 右岸	4.68 (8.34)	5.75 (9.41)	6.54 (10.20)	6.96 (10.62)	観測所水位 (TP表示)

☆ 発令基準

発 令	水 位 条 件
待機・準備	水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を突破と思われるとき
出 動	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき
警 戒	避難判断水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき
厳重警戒	はん濫危険水位に達し、なお上昇はん濫する恐れがあるとき
解 除	はん濫危険水位以下に下がり、再び増水の恐れがないと思われるとき

(エ) 水防警報連絡系統図



(オ) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	水防警報発令者	連絡方法 (予備方法)	水防管理者
つばいがわ 坪井川	てんまんぼし 天満橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	つばい 坪井	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	たかひらはし 高平橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	つるはたばし 鶴羽田橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
いせりがわ 井芹川	いけの 池上	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	つるのはし 鶴野橋	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	にし 西里	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
よげかわ 除川	よげ 除川	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
てんめいしんかわ 天明新川	てんめいしんかわ 天明新川	熊本土木事務所長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
やかたがわ 矢形川	おちあいはし 落合橋	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長
	かしま 嘉島	上益城地域振興局長	メール (FAXまたは電話)	熊本市長

熊本土木事務所発表様式

①	表題	〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 待機・準備
	本文	<p>〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 待機・準備 平成18年〇月〇日〇時〇分 熊本県熊本土木事務所発表 ●●観測局の水位は、〇月〇日〇時〇分に水防団待機水位に達しました。 今後の状況により、いつでも出動できるよう準備してください。 現在の水位 〇.〇〇m（水防団待機水位×.××m／はん濫注意水位△.△△m） 直前1時間での水位上昇〇〇cm 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用してリアルタイム情報の収集に努めてください。</p>

②	表題	〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 出動・警戒
	本文	<p>〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 出動・警戒 平成18年〇月〇日〇時〇分 熊本県熊本土木事務所発表 ●●観測局の水位は、〇月〇日〇時〇分にはん濫注意水位に達しました。 上昇していますので、出動して厳重に警戒してください。 現在の水位 〇.〇〇m（はん濫注意水位△.△△m／はん濫危険水位□.□□m） 直前1時間での水位上昇〇〇cm 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用してリアルタイム情報の収集に努めてください。</p>

③	表題	〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 厳重警戒
	本文	<p>〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 厳重警戒 平成18年〇月〇日〇時〇分 熊本県熊本土木事務所発表 ●●観測局の水位は、〇月〇日〇時〇分に避難判断水位に達しました。 溢水・越水により相当の被害が生じる恐れがありますので、水防体制を強化し 厳重に警戒してください。 現在の水位 〇.〇〇m（はん濫注意水位△.△△m／はん濫危険水位□.□□m） 直前1時間での水位上昇〇〇cm 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用してリアルタイム情報の収集に努めてください。</p>

④	表題	〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 解除
	本文	<p>〇〇川（●●観測局） 水防警報〇号 解除 平成18年〇月〇日〇時〇分 熊本県熊本土木事務所発表 ●●観測局の水位は〇月〇日〇時〇分に〇mを最高として減水をはじめ〇月〇 日〇時〇分には水防団待機水位を下回りましたので水防警報を解除します。 現在の水位 〇.〇〇m（水防団待機水位×.××m／はん濫注意水位△.△△m） 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用してリアルタイム情報の収集に努めてください。</p>

(カ) 熊本市警報・注意報基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年05月27日現在
発表官署 熊本地方気象台

熊本市	府県予報区		熊本県	
	一次細分区域		熊本地方	
	市町村等をまとめた地域		熊本市	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地: 1時間雨量70mm 平坦地以外: 1時間雨量90mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	146
	洪水		雨量基準	平坦地: 1時間雨量70mm 平坦地以外: 1時間雨量90mm
			流域雨量指数基準	浜戸川流域=16, 坪井川流域=18, 井芹川流域=9, 堀川流域=15
			複合基準	平坦地: 1時間雨量60mm かつ 流域雨量指数 白川流域=16
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm
山地			24時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	3.5m		
注意報	大雨		雨量基準	平坦地: 1時間雨量40mm 平坦地以外: 1時間雨量60mm
			土壌雨量指数基準	110
	洪水		雨量基準	平坦地: 1時間雨量40mm 平坦地以外: 1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準	浜戸川流域=8, 坪井川流域=9, 井芹川流域=4, 堀川流域=8
			複合基準	平坦地: 1時間雨量30mm かつ 流域雨量指数 白川流域=16
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm
			山地	24時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度65%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 平地で最低気温が-5℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

2. 浸水想定区域内の施設に対する洪水予報の伝達

熊本市内における、白川・緑川による浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げるものについては、洪水予報の伝達を行う。施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。

(1) 伝達方法など

① 伝達方法

熊本市（水防本部又は災害対策本部）からFAX

② 伝達様式

熊本市洪水予報伝達様式による

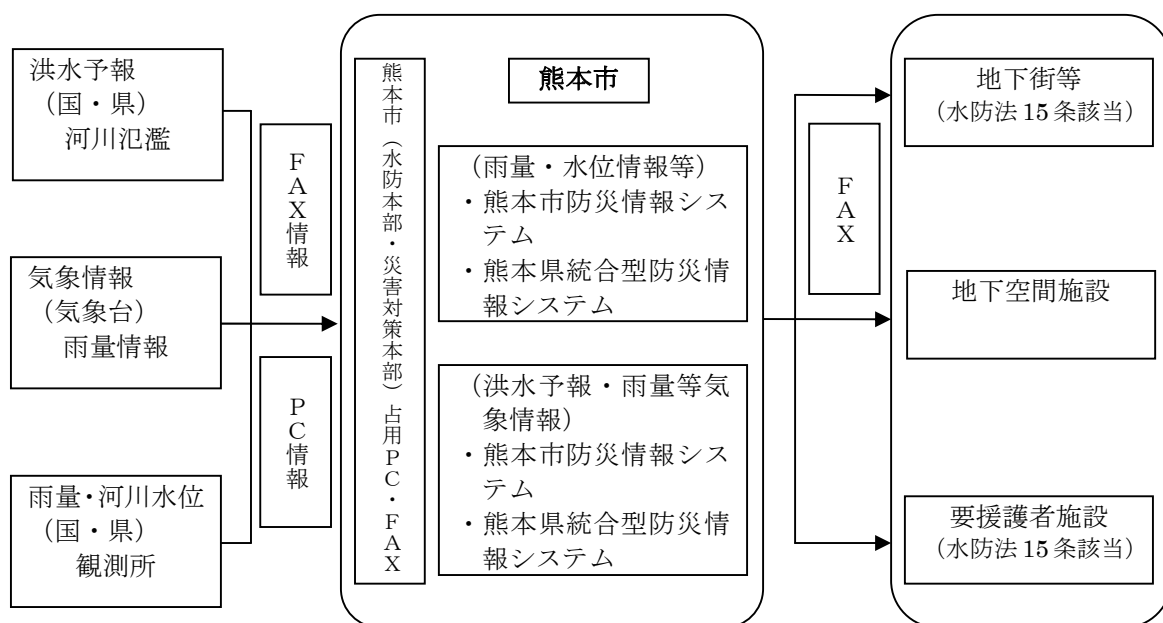
③ 伝達時期

洪水予報を熊本市（水防本部又は災害対策本部）が受信したとき

※ 白川・緑川・加勢川・坪井川・井芹側・堀川・天明新川・千間江湖川・除川・健軍川・藻器堀川の洪水ハザードマップは熊本市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

(2) 伝達方法の概念



(3) 地下街等

水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報を伝達する。また、これらの施設は、浸水時に早期に避難できるように「避難確保計画」の策定が義務付けられた。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地	避難確保計画
熊本市辛島公園地下駐車場	(財)熊本市駐車場公社	359-7896	328-2923	中央区辛島町1-1	策定
県民百貨店	㈱県民百貨店	322-9717	322-1111	中央区桜町3-22	策定
交通センター	九州産業交通ホールディング(株)	326-4366	325-8235	中央区桜町3-10	策定
鶴屋百貨店	㈱鶴屋百貨店	356-3061	327-3672	中央区手取本町6-1	策定
テトリアくまもとビル	テトリアくまもとビル管理事務所	351-1769	351-1769	中央区手取本町8-1	策定
鶴屋パーキング	㈱鶴屋百貨店	327-3583	327-3703	中央区安政町3-35	策定
ビブレス熊日会館	㈱熊日会館	327-5130	327-5130	中央区上通町2-33	策定

(4) 地下空間施設等

水防法に規定されない次の施設に関して洪水予報を伝達する。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
ダイエー熊本下通店	ダイエー熊本下通店イオンディライト(株)	325-5097	325-3111	中央区下通1-3-10
手取地下道	熊本県熊本土木事務所維持課	368-5196	367-1677	中央区手取本町6-1地先
辛島公園地下通路	熊本市車両管理課	359-7689	328-2141	中央区辛島町1-1地先
上通商栄会	上通商栄会	351-9092	351-9092	中央区城東町3-20
下通繁栄会	下通繁栄会	352-3375	352-3377	中央区下通1-6-27
熊本市新市街商店街振興組合	熊本市新市街商店街振興組合	356-3986	356-3877	中央区新市街5-13
熊本市中央繁栄会連合会	熊本市中央繁栄会連合会	322-6428	322-6428	中央区下通1-5-20

(5) 要援護者施設等

水防法第15条の規定により、河川管理者が定めた次に掲げる施設については要援護者施設として定め、洪水予報を伝達する。

※要援護者施設とは

浸水想定区域内の高齢者や障がい者、幼児等が利用する施設で

- ① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設の社会福祉施設
- ② 病院、診療所の医療施設（有床に限る）
- ③ 幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校

(ア) 白川浸水想定区域

番号	施設名	住所	電話番号
1	明飽苑	西城区山薬師2丁目10-10	319-4777
2	ライトホーム	中央区黒髪5丁目23-1	343-0489
3	養護老人ホーム聖母の丘	西区島崎6丁目1-27	355-3017
4	ライフケア花みずき	中央区出水7丁目608	370-6511
5	リデルホーム	中央区黒髪5丁目23-1	343-0489
6	こぼり苑	南区護藤町1586	358-5688
7	三和荘	西城区山大塘町1543	329-6500
8	シルバー日吉	南区平成2丁目6-9	370-0055
9	西老人福祉センター	西区小島上町4	329-2347
10	熊本市天明老人福祉センター	南区銭塘町2172	223-2498
11	老人福祉センター教育集会所	中央区本荘4丁目6-10	366-7310
12	熊本市中央老人福祉センター	中央区南千反畑町10-7	324-2030
13	天寿園	南区奥古閑町4359	223-0533
14	ユーカリ苑	中央区黒髪5丁目23-1	343-0489
15	熊本市中央在宅福祉センター	中央区壺川2丁目3-85	323-8247
16	熊本市長寿の里	西城区山薬師2丁目10-10	329-1112
17	熊本市南部在宅福祉センター	南区日吉1丁目4-15	354-8379
18	力合つくし庵	南区合志4丁目3-50	357-2941
19	なでしこ	中央区北千反畑町2-5	343-7450
20	あきた病院	南区会富町1120	227-1611
21	悠愛病院	東区画図町下無田1139	378-3355
22	イエズスの聖心病院	西区上熊本2丁目11-24	352-7181
23	やん胃腸科外科医院	西区上熊本3丁目16-18	351-1377
24	末次内科医院	西区上高橋町568-1	329-4755
25	吉田病院	中央区北千反畑町2-5	343-6161
26	蔵元外科胃腸科医院	中央区京町2丁目1-39	325-1716
27	博愛会病院	中央区紺屋今町4-3	325-2233
28	吉村産婦人科内科皮膚科医院	中央区子飼本町6-20	345-8300
29	青磁野リハビリテーション病院	西区島崎2丁目2-15	354-1731
30	九州記念病院	中央区水前寺公園3-38	383-2121
31	山口病院	西区田崎3丁目1-17	356-0666
32	熊本第一病院	南区田迎町田井島224	354-5951
33	近見内科小児科医院	南区近見8丁目14-55	358-1008
34	斉藤病院	中央区中央街3-3	355-6155
35	熊本内科病院	中央区手取本町7-1	356-5500
36	杉村病院	中央区本荘3丁目7-18	372-3322
37	竜山内科リハビリテーション病院	北区室園町10-17	344-3311
38	トライハウス	東区画図町下無田1562-1	378-5960
39	すずらん	西区春日1丁目14-27	312-8411
40	心水堂	中央区黒髪5丁目27-19	346-0540
41	やまびこ	中央区新屋敷3丁目3-17	362-6160
42	熊本コロニー作業所	西区二本木3丁目12-37	353-1291
43	熊本授産場	中央区本荘2丁目3-8	371-1396
44	こだま	南区内田町3552-1	223-0090
45	かがやき	南区内田町3555-1	223-3330
46	ほほえみ	南区内田町3560-1	223-3330
47	しんせい学園	西区沖新町3994-1	329-6336
48	平成学園	西区小島下町1732-1	329-5711
49	しょうぶの里短期入所事業所	西区小島下町1732-1	311-4588

番号	施設名	住所	電話番号
50	友愛育成園	中央区壺川 2 丁目 1-57	325-5736
51	第二ぎんなん作業所	中央区新屋敷 3 丁目 9-7	371-9381
52	ゆたか学園	西区中島町 1874	329-1777
53	旦過園	西区二本木 3 丁目 12-37	353-1291
54	ワークショップ熊本	中央区本荘 2 丁目 3-8	371-3500
55	江津湖療育園発達医療センター短期入所事業所	東区画図町重富 575	370-0501
56	熊本市立中島保育園かもめさんくらぶ	西区沖新町 675	329-7309
57	大江学園短期入所事業所	東区渡鹿 8 丁目 16-46	364-0070
58	熊本市立横手保育園あひるさんくらぶ	中央区横手 2 丁目 1-11	352-4925
59	熊本きぼう福祉センター	南区南高江 7 丁目 8-77	358-4054
60	熊本大江荘	中央区大江 6 丁目 1-50	362-0650
61	はばたきホーム	中央区壺川 2 丁目 1-57	352-3095
62	熊本乳児園	中央区本荘 2 丁目 3-8	
63	菊水学園	中央区渡鹿 5 丁目 9-12	364-0811
64	藤崎台童園	中央区古京町 3-5	352-5063
65	仁愛ひかり園	南区白藤町 451	357-6615
66	三気の家	北区室園町 20-40	346-3323
67	熊本県立清水が丘学園	北区打越町 38-1	344-7600
68	熊本市西原公園児童館	中央区九品寺 4 丁目 24-4	371-4090
69	あきた病院	南区会富町 1120	227-1611
70	蛇島肛門科外科	中央区出水 1 丁目 6-13	364-2002
71	清水整形外科医院	南区出仲間 6 丁目 11-1	378-1822
72	前田産婦人科医院	南区出仲間 7 丁目 2-32	378-8010
73	池田病院	北区打越町 36-48	345-1616
74	柴田内科柴田整形外科	中央区内坪井町 2-5	359-1231
75	渡辺医院	東区画図町下無田 1465-1	378-7330
76	そのだ脳神経外科医院	東区画図町所島 135-1	379-3888
77	豊田外科医院	東区江津 1 丁目 30-20	371-4835
78	坂本内科医院	東区江津 2 丁目 26-20	366-2580
79	田代産婦人科医院	中央区大江 4 丁目 5-5	362-1414
80	竹下外科・整形外科医院	中央区大江 5 丁目 4-24	372-6411
81	川野病院	中央区大江 6 丁目 25-1	366-3275
82	天神内科医院	中央区大江 6 丁目 22-11	366-2233
83	宇治歯科医院	中央区大江 6 丁目 25-26	363-0145
84	伊井産婦人科病院	中央区大江本町 8-15	364-4003
85	成尾整形外科病院	中央区岡田町 12-24	371-1188
86	緒方医院	南区奥古閑町 1688	223-1000
87	アラキ整形外科	西区春日 3 丁目 1-20	326-8000
88	上熊本内科	西区上熊本 1 丁目 3-4	325-1331
89	外間整形外科医院	西区上熊本 2 丁目 13-12	352-7277
90	熊本整形外科病院	中央区九品寺 1 丁目 15-7	366-3666
91	熊本眼科医院	中央区九品寺 2 丁目 2-1	371-6133
92	鳥谷医院	中央区九品寺 5 丁目 7-12	371-9660
93	陣内病院	中央区九品寺 6 丁目 2-3	363-0011
94	清永病院	中央区黒髪 2 丁目 3-7	345-4774
95	小堀胃腸科外科	中央区黒髪 2 丁目 32-3	344-1001
96	龍田病院	中央区黒髪 6 丁目 12-51	343-1463
97	熊本第一クリニック	中央区黒髪 3 丁目 29-37	345-6533
98	外科眼科何医院	南区幸田 2 丁目 7-30	378-5171
99	伊東歯科医院	中央区子飼本町 3-14	343-0377

番号	施設名	住所	電話番号
100	岩下医院	中央区国府 2 丁目 17-34	362-3311
101	出田眼科医院	中央区呉服町 1 丁目 35	325-5222
102	宮本内科小児科医院	中央区細工町 4 丁目 21	325-7100
103	慈恵病院	西区島崎 6 丁目 1-27	355-6131
104	六反田内科・循環器科	西区島町 4 丁目 14-30	358-6010
105	池田内科医院	西区域山下代町 35-1	329-8818
106	胃腸科・内科こうせいクリニック	南区白藤 1 丁目 21-91	357-5511
107	あけぼのクリニック	南区白藤 5 丁目 1-1	358-7211
108	松本外科医院	中央区新市街 12-5	352-0338
109	田中病院	中央区新市街 7-17	354-0055
110	福田病院	中央区新町 2 丁目 2-6	322-2995
111	服部胃腸科	中央区新町 2 丁目 12-35	325-2300
112	サキサカ病院	中央区新町 2 丁目 10-27	326-0303
113	川原胃腸科内科	中央区新町 3 丁目 9-10	352-0945
114	藤本泌尿器科病院	中央区新町 4 丁目 7-22	354-6781
115	NTT西日本病院	中央区新屋敷 1 丁目 17-27	364-6000
116	新屋敷クリニック	中央区新屋敷 1 丁目 14-2	211-5151
117	八木産婦人科医院	中央区水前寺 1 丁目 19-5	383-2311
118	平原内科医院	中央区水前寺 1 丁目 9-19	384-0148
119	絹脇内科	中央区水前寺公園 15-37	385-1188
120	吉住眼科医院	中央区水前寺公園 5-38	383-0555
121	福山整形外科医院	中央区水道町 1-23	353-3810
122	土井内科胃腸科医院	南区砂原町 341	227-1818
123	熊本中央病院	南区田井島 1 丁目 5-1	370-3111
124	石川整形外科リウマチ科	南区田井島 2 丁目 3-47	379-6800
125	福島クリニック	南区田井島 2 丁目 7-1	370-0211
126	天野整形外科皮ふ科医院	西区田崎 1 丁目 3-80	326-2002
127	田嶋外科内科医院	西区田崎 2 丁目 2-48	355-6900
128	城北胃腸科内科クリニック	北区高平 3 丁目 14-35	341-5050
129	熊本消化器外科	南区田迎 6 丁目 5-40	214-8787
130	関内科循環器科医院	南区田迎 6 丁目 11-43	379-2323
131	森病院	南区近見 1 丁目 3-36	354-0177
132	済生会熊本病院	南区近見 5 丁目 3-1	351-8000
133	やましろ病院	中央区坪井 1 丁目 3-46	343-1200
134	鶴田胃腸科内科医院	中央区坪井 1 丁目 9-26	343-2801
135	森永上野胃・腸・肛門科	中央区坪井 6 丁目 22-1	346-0111
136	いずみ整形外科	南区鷹町 2 丁目 8-11	358-7000
137	佐田外科・内科医院	中央区渡鹿 4 丁目 10-7	372-5577
138	くまもと青明病院	中央区渡鹿 5 丁目 1-37	366-2291
139	江南病院	中央区渡鹿 5 丁目 1-37	366-7125
140	橋口医院	中央区渡鹿 5 丁目 17-26	364-2821
141	末永産婦人科医院	西区二本木 2 丁目 10-13	352-7280
142	日隈病院	中央区萩原町 9-30	378-3836
143	尾崎内科医院	中央区八王寺町 11-53	378-1155
144	池田外科胃腸科医院	中央区八王寺町 12-31	378-2231
145	井医院	中央区八王寺町 27-11	379-4600
146	片瀬内科医院	中央区八王寺町 36-41	379-3111
147	稲葉内科医院	西区花園 1 丁目 20-60	352-3427
148	熊本大学医学部附属病院	中央区本荘 1 丁目 1-1	344-2111
149	熊本地域医療センター	中央区本荘 5 丁目 16-10	363-3311

番号	施設名	住所	電話番号
150	阿部内科医院	中央区本荘 6 丁目 12-14	362-4008
151	熊本脳神経外科病院	中央区本荘 6 丁目 1-21	372-3911
152	整形外科井上病院	中央区本荘町 644	364-5511
153	上野クリニック	中央区本荘町 671-1	371-2020
154	桑原クリニック	中央区南熊本 2 丁目 11-27	362-3511
155	西村内科脳神経外科病院	中央区南熊本 2 丁目 7-7	363-5111
156	南熊本病院	中央区南熊本 3 丁目 7-27	366-1268
157	十善病院	中央区南熊本 3 丁目 6-34	372-2688
158	小沢医院	中央区南熊本 4 丁目 3-20	371-2231
159	ゆのはら産婦人科医院	中央区南熊本 5 丁目 9-3	372-1110
160	田上病院	中央区南千反畑町 10-3	354-5885
161	南部中央病院	南区南高江 6 丁目 2-24	357-3322
162	大宮整形外科医院	南区南高江 7 丁目 9-52	358-3166
163	さめしま整形外科医院	中央区妙体寺町 3-1	345-3645
164	桜間脳神経外科	中央区妙体寺町 5-2	343-2511
165	村上クリニック	中央区迎町 1 丁目 1-13	354-1798
166	朝日野総合病院	北区室園町 12-10	344-3000
167	村田外科・胃腸科・ひふ科医院	中央区本山 1 丁目 5-16	356-3232
168	川野胃腸科内科	中央区本山 11 丁目 6-19	355-7121
169	熊本市民病院附属熊本産院	中央区本山 3 丁目 5-11	325-3259
170	古賀クリニック	中央区本山 4 丁目 1-43	324-1201
171	内野医院	南区八幡 5 丁目 10-12	358-2131
172	村本病院	中央区世安町 332	352-1177
173	日隈眼科医院	中央区練兵町 56	352-3681
174	慶徳加来病院	中央区練兵町 98	322-2611
175	嶋田病院	中央区練兵町 24	324-3515
176	熊本五福幼稚園	中央区魚屋町 1 丁目 9	352-2981
177	一新幼稚園	中央区新町 1 丁目 10-38	322-9525
178	古町幼稚園	西区二本木 4 丁目 4-13	352-4907
179	碩台幼稚園	中央区南千反畑町 15-23	352-0511
180	向山幼稚園	中央区本山 4 丁目 5-2	356-8803
181	ちぐさ幼稚園	西区池上町 133-3	356-5478
182	YMCA 水前寺幼稚園	中央区出水 3 丁目 12-1	362-4141
183	画図幼稚園	中央区出水 8 丁目 7-40	362-1520
184	熊本音楽幼稚園	南区出仲間 6 丁目 14-40	378-8966
185	ゆたか幼稚園	南区今町 161-1	227-1863
186	坪井幼稚園	中央区内坪井町 4-19	352-1257
187	九州学院みどり幼稚園	中央区大江 5 丁目 3-36	364-4405
188	信愛女学院幼稚園	中央区上林町 2-20	352-9078
189	王栄幼稚園	中央区九品寺 2 丁目 2-44	363-4315
190	ルーテル学院幼稚園	中央区黒髪 3 丁目 12-16	343-3968
191	出水幼稚園	中央区国府 2 丁目 10-39	364-3578
192	暁幼稚園	西区島崎 5 丁目 47-41	356-6622
193	聖母愛児幼稚園	西区島崎 6 丁目 1-18	353-2638
194	城山幼稚園	西区城山大塘 296	329-4680
195	力合幼稚園	南区白藤 1 丁目 22-7	357-3034
196	九州音楽幼稚園	中央区水前寺公園 23-21	384-1656
197	白山幼稚園	中央区菅原町 6-11	364-7975
198	花稜幼稚園	西区田崎 3 丁目 1-52	353-0745
199	亀の子幼稚園	西区谷尾崎町 439-1	322-8416

番号	施設名	住所	電話番号
200	ルンビニー幼稚園	南区近見 2 丁目 7-2	354-1168
201	第一幼稚園	中央区坪井 4 丁目 20-22	344-6465
202	くるみ幼稚園	東区渡鹿 8 丁目 1-18	372-0633
203	ときわ幼稚園	中央区本荘町 689	362-0312
204	わかくさ幼稚園	南区南高江 7 丁目 9-36	357-2541
205	恵水幼稚園	南区御幸笛田 3 丁目 13-12	379-2698
206	池上保育園	西区池上町 1226-1	329-0344
207	大江保育園	中央区大江 6 丁目 1-50	364-2090
208	小島保育園	西区小島下町 605	329-7250
209	春日保育園	西区春日 3 丁目 7-12	352-6953
210	黒髪乳児保育園	中央区黒髪 2 丁目 36-33	343-5017
211	城東保育園	中央区水道町 6-15	352-4644
212	白山保育園	中央区白山 2 丁目 12-3	364-4815
213	本荘保育園	中央区本荘 6 丁目 16-24	364-4509
214	横手保育園	中央区横手 2 丁目 1-11	352-4925
215	熊本すみれ養育園	西区池亀町 20-41	325-6520
216	第二画図保育園	東区下江津 2 丁目 2-1	378-4756
217	出仲間保育園	南区出仲間 3 丁目 1-11	379-0746
218	海路口保育園	南区海路口町 617	223-1300
219	仁愛幼育園	南区薄場 1 丁目 14-10	357-2535
220	大光保育園	東区画図町所島 755-3	378-6538
221	なぎさ保育園	東区江津 1 丁目 7-25	366-6875
222	有明保育園	西区小島下町 4223	329-7889
223	仁愛乳児園	西区春日 4 丁目 30-11	354-6515
224	城南幼愛園	西区春日 7 丁目 16-4	353-2927
225	上ノ郷保育園	南区上ノ郷 1 丁目 10-5	325-5688
226	九品寺保育園	中央区九品寺 5 丁目 9-17	362-0921
227	黒髪幼愛園	中央区黒髪 2 丁目 9-20	344-0055
228	力合さくら保育園	南区合志 3 丁目 6-26	357-9616
229	きよめ保育園	中央区国府 2 丁目 6-24	362-1061
230	つぼみ保育園	中央区国府本町 12-73	366-2577
231	熊本藤富保育園	南区護藤町 973	357-5622
232	日吉保育園	南区十禅寺 2 丁目 9-1	324-7918
233	城高保育園	西城区山大塘 2 丁目 1-24	329-8107
234	しらふじ保育園	南区白藤 3 丁目 2-70	357-2551
235	ひまわり保育園	中央区新大江 1 丁目 7-39	364-7649
236	熊本夜間保育園	中央区新市街 13-19	355-6558
237	ンオン保育園	中央区新町 4 丁目 7-35	356-8184
238	水前寺保育園	中央区水前寺公園 20-5	383-1317
239	飽田東保育園	南区砂原町 25	227-0111
240	銭塘保育園	南区銭塘町 976-2	223-2247
241	はけみや保育園	北区高平 3 丁目 35-28	344-7281
242	愛保育園	南区近見 3 丁目 13-30	325-3858
243	旭保育園	南区近見 6 丁目 11-11	352-3940
244	第二森下保育園	南区近見 7 丁目 12-33	324-2514
245	寺原保育園	中央区坪井 5 丁目 13-6	343-4941
246	かおる保育園	西区中島町 2056-2	329-2525
247	リリー保育園	南区並建町 839-1	227-0075
248	すぎのこ保育園	西区二本木 4 丁目 22-25	355-6725
249	畠口みのり保育園	南区畠口町 2137-2	227-2460

番号	施設名	住所	電話番号
250	モロナイ保育園	南区八分字町 618	227-1910
251	千草保育園	中央区平成 3 丁目 2-12	378-3958
252	双葉保育園	中央区本荘 2 丁目 3-15	364-0875
253	みのり保育園	中央区本荘 3 丁目 6-19	364-0466
254	中緑保育園	南区美登里町 454	223-2380
255	森下保育園	南区南高江 1 丁目 11-126	357-8841
256	こじか保育園	南区南高江 7 丁目 9-30	357-2555
257	リズム幼稚園	南区御幸笛田 3 丁目 12-1	379-3776
258	こずえ保育園	西区八島町 728-8	323-2285
259	第二桜ヶ丘保育園	中央区世安町 567-3	354-6679
260	キンダーガーデンチャイルドクラブ	中央区安政町 5-15	324-1802
261	IQ キッズスクール	中央区安政町 4-13	326-7076
262	保育所ちびっこランド水前寺公園前園	中央区出水 1 丁目 6-1	364-5737
263	長溝保育園	中央区出水 6 丁目 15-21	378-8097
264	保育ルームぐるんぱ	南区出仲間 4 丁目 8-11	370-5137
265	ちびっこランドえごえ園	南区江越 2 丁目 2-20	379-1804
266	幼育学園 天神が丘	中央区大江 5 丁目 3-25	372-0336
267	ちびっこランドかじやまち園	中央区鍛冶屋町 6	211-9924
268	(有)エスポン ベビールーム	中央区上通町 9-13	326-3033
269	すずらん愛児園	中央区上林町 1-28	322-9039
270	熊本白川教会附属保育園	中央区九品寺 2 丁目 2-44	363-4315
271	幼児園チャイルドハウス	中央区桜町 2-31	359-3664
272	下通りチャイルドセンター	中央区下通 1 丁目 6-21	324-1073
273	ユートピア保育室	中央区下通 2 丁目 4-5	324-6053
274	さんろーど保育園	中央区新市街 9-4	327-0881
275	(株)マザーズハウス保育所	中央区新市街 13-19	351-6400
276	チャイルドホーム COSMOS	中央区水道町 6-2	328-8167
277	いちごパラダイス	中央区水道町 12-5	355-3520
278	熊本みなみ YMCA 体育英語幼児園	南区田迎 5 丁目 12-50	378-9370
279	ハッピー保育園	南区田迎 6 丁目 11-1	379-4111
280	ロンドンブリッジインターナショナルスクール	南区田迎町田井島 236-4	334-1144
281	インターナショナルプリスクールキッズアイランド	中央区坪井 1 丁目 3-41	344-9490
282	保育所クレヨンハウス坪井園	中央区坪井 4 丁目 1-1	341-8733
283	美心幼愛園	西区中島町 560	329-8760
284	ドリーム愛児園	西区二本木 2 丁目 6-22	312-8668
285	花畑保育園	中央区花畑町 10-3	327-5211
286	ネネキャサはとの	中央区妙体寺町 1-16	346-4007
287	熊本県立熊本養護学校	中央区出水 5 丁目 5-16	371-2323
288	熊本大学教養学部附属特別支援学校	中央区黒髪 5 丁目 17-1	342-2953

(イ) 緑川浸水想定区域

番号	施設名	住所	電話番号
1	明飽苑	西区域山薬師 2 丁目 10-10	319-4777
2	ライフケア花みずき	中央区出水 7 丁目 608	370-6511
3	天寿園	南区奥古閑町 4359	223-0533
4	こぼり苑	南区護藤町 1586	358-5688
5	みゆき園	南区御幸笛田 6 丁目 6-71	379-3666
6	ピオニーガーデン	南区御幸笛田 6 丁目 8-2	370-3737
7	富貴苑	南区御幸笛田 6 丁目 6-70	378-1666
8	ローズヴィラマツモト	南区野田 2 丁目 31-6	358-2222
9	熊本市南老人福祉センター	南区川尻 4 丁目 8-13	358-1668
10	熊本市天明老人福祉センター	南区銭塘町 2172	223-2498
11	壮心	南区会富町 1120	227-1695
12	なずび園	西区沖新町 3353	329-1091
13	白藤苑	南区白藤 5 丁目 1-1	358-7200
14	ぼたん園	南区御幸笛田 6 丁目 8-1	370-1222
15	あきた病院	南区会富町 1120	227-1611
16	悠愛病院	東区画図町下無田 1139	378-3355
17	熊本第一病院	南区田迎町田井島 224	370-7333
18	近見内科小児科医院	南区近見 8 丁目 14-55	358-1008
19	桜十字病院	南区御幸木部町 1 丁目 1-1	378-1111
20	御幸病院	南区御幸笛田 6 丁目 7-40	378-1166
21	トライハウス	東区画図町下無田 1562-1	378-5960
22	紅い華	南区元三町 2 丁目 9-22	211-7335
23	こだま	南区内田町 3552-1	223-0090
24	セルプかがやき	南区内田町 3555-1	223-3330
25	セルプほほえみ	南区内田町 3560-1	223-3330
26	しんせい学園	西区沖新町 3994-1	329-6336
27	ゆたか学園	西区中島町 1874	329-1777
28	明和学園	南区中無田町 648	358-7871
29	江津湖療育園	東区画図町重富 575	370-0501
30	中島保育園かもめさんくらぶ	西区沖新町 675	329-7309
31	熊本きぼう福祉センター	南区南高江 7 丁目 8-77	358-4054
32	熊本市立熊本産院	中央区本山 3 丁目 5-11	325-3259
33	仁愛ひかり園	南区白藤町 451	357-6615
34	熊本県立清水が丘学園	北区打越町 38-1	344-7600
35	あきた病院	南区会富町 1120	227-1611
36	蛇島肛門科外科	中央区出水 1 丁目 6-13	364-2002
37	池田病院	北区打越町 36-48	345-1616
38	前田産婦人科医院	南区出仲間 7 丁目 2-32	378-8010
39	悠愛病院	東区画図町下無田 1139	378-3355
40	渡辺医院	東区画図町下無田 1465-1	378-7330
41	そのだ脳神経外科医院	東区画図町所島 135-1	379-3888
42	豊田外科医院	東区江津 1 丁目 30-20	371-4835
43	坂本内科医院	東区江津 2 丁目 26-20	366-2580
44	緒方医院	南区奥古閑町 1688	223-1000
45	胃腸科・内科こうせいクリニック	南区白藤 1 丁目 21-91	357-5511
46	あけぼのクリニック	南区白藤 5 丁目 1-1	358-7211
47	熊本中央病院	南区田井島 1 丁目 5-1	370-3111
48	石川整形外科リウマチ科	南区田井島 2 丁目 3-47	379-6800
49	福島クリニック	南区田井島 2 丁目 7-1	370-0211
50	南部中央病院	南区南高江 6 丁目 2-24	357-3322
51	大宮整形外科医院	南区南高江 7 丁目 9-52	358-3166

番号	施設名	住所	電話番号
52	熊本循環器科病院	南区御幸笛田 2 丁目 15-6	378-0345
53	内野医院	南区八幡 5 丁目 10-12	358-2131
54	木村胃腸科内科医院	南区八幡 11 丁目 7-1	357-5221
55	川尻幼稚園	南区川尻 4 丁目 1-70	357-4634
56	YMCA水前寺幼稚園	中央区出水 3 丁目 12-1	362-4141
57	力合幼稚園	南区白藤 1 丁目 22-7	357-3034
58	西部音楽幼稚園	西区中原町 686	329-5210
59	わかくさ幼稚園	南区南高江 7 丁目 9-36	357-2541
60	恵水幼稚園	南区御幸笛田町 3 丁目 13-12	379-2698
61	中島保育園	西区沖新町 675	329-7309
62	幸田保育園	南区良町 2 丁目 5-1	378-7674
63	海路口保育園	南区海路口町 617	223-1300
64	仁愛幼育園	南区薄場 1 丁目 14-10	357-2535
65	大光保育園	東区画函町所島 755-3	378-6538
66	なぎさ保育園	東区江津 1 丁目 7-25	366-6875
67	奥古閑保育園	南区奥古閑町 1562-2	223-2613
68	川口保育園	南区川口町 1099-2	223-2893
69	川尻保育園	南区川尻 5 丁目 4-24	357-4560
70	熊本藤富保育園	南区護藤町 973	357-5622
71	しらふじ保育園	南区白藤 3 丁目 2-70	357-2551
72	銭塘保育園	南区銭塘町 976-2	223-2247
73	第二森下保育園	南区近見 7 丁目 12-33	324-2514
74	かおる保育園	西区中島町 2056-2	329-2525
75	リリー保育園	南区並建町 839-1	227-0075
76	畠口みのり保育園	南区畠口町 2137-2	227-2460
77	モロナイ保育園	南区八分字町 618	227-1910
78	中緑保育園	南区美登里町 454	223-2380
79	森下保育園	南区南高江 1 丁目 11-126	357-8841
80	こじか保育園	南区南高江 7 丁目 9-30	357-2555
81	リズム幼育園	南区御幸笛田 3 丁目 12-1	379-3776
82	御幸ことば保育園	南区御幸笛田 7 丁目 15-30	378-3283
83	田迎保育園	南区良町 1 丁目 22-1	378-3167
84	保育所ちびっくランド水前寺公園前園	中央区出水 1 丁目 6-1	364-5737
85	長溝保育園	中央区出水 6 丁目 15-21	378-8097
86	ロンドンブリッジインターナショナルスクール	南区田迎町田井島 236-4	334-1144
87	美心幼愛園	西区中島町 560	329-8760
88	御幸保育園	南区御幸笛田 4 丁目 19-43	378-1511
89	熊本県立熊本養護学校	中央区出水 5 丁目 5-16	371-2323

熊本市洪水予報伝達様式(第 号)

熊本河川国道事務所及び熊本地方気象台から(白川・緑川)洪水予報(第号)が発表されましたので伝達します。

- 1 発信元:熊本市(水防・災害対策)本部(発信者氏名)
- 2 日時:平成 年 月 日()午前・午後 時 分
- 3 伝達方法:FAX・電話(どちらか○印をつける)
- 4 緊急防災情報(コメント)

(文字情報を記述すること)

- ①熊本市の気象に関する注意報や警報の発令状況。(例:熊本市には現在、大雨・洪水警報が発令中です。)
- ②今後の雨量・気象・水位状況のコメント
(例:今後も強い雨が降り続く可能性があります。河川の増水や今後の気象情報に十分注意してくだ

- 5 洪水予報(以下のとおり)

(※原則として、洪水予報の様式を縮小して添付すること。)

第12 職員配備動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合における職員の配備体制、配備方法および応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期するものとする。

1. 職員配備体制の整備

組織計画に定められた各関係、局、部長ならびに関係各部、課(かい)長は、災害発生のおそれ、または災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部または一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようにあらかじめ配備体制を定めて所属職員に徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2. 市職員の配備

(1) 災害発生のおそれがある場合の配備

災害処理に関係を有する部課(かい)長は、次の発表、通報、もしくは指示(以下「発表等」という。)があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置推進のため配備し、気象予警報等を伝達させるとともに、情報収集および災害活動に当たらせるものとする。

なお、女子職員については防災業務の配備体制(情報収集・広報活動、その他)での役割を明確にしたうえで災害活動に当たらせるものとする。

このため、災害処理に関係を有する部課(かい)長は、所属職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

(2) 災害発生のおそれがある注意報および警報

注 意 報	警 報
次の種類の注意報が1以上発表された場合	次の種類の警報が1以上発表された場合
① 大雨注意報	① 暴風警報 ⑤ 暴風雪警報
② 洪水注意報	② 大雨警報 ⑥ 波浪警報
③ 高潮注意報	③ 洪水警報 ⑦ 津波警報
④ 津波注意報	④ 高潮警報 ⑧ 大津波警報

なお、注意報および警報の定義は「予警報等伝達計画」に定めるところによる。

(3) 災害発生時における配備

ア 関係部課(かい)長は、災害が発生した際には所属職員の全部または一部を指揮監督して応急措置に従事し市長または上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

イ 職員は災害が発生した際には、所属の上司と連絡をとり、または自主判断で出勤し、応急対策に従事するものとする。

(4) 職員の招集

関係部課(かい)長は、所属職員の招集系統図を作成しておき、最も迅速確実な方法により連絡にあたるものとする。

(5) 配備解除

災害応急措置等の配備体制は次の場合解除するものとする。

- ア 災害発生のおそれがある注意報および警報が解除されたとき。
- イ 市長が被害発生危険性が去ったと認めたとき。
- ウ 被害が拡大しないことが確認され、復旧作業が軌道に乗ったとき。
- エ その他市長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

3. 市職員の配備基準

災害が発生するおそれ、または発生した場合における市職員の配備はおおむね本編102ページの基準により実施するものとする。

Ⅲ 水防訓練

1. 水防法第35条の規定により、水防管理団体である市が関係団体の協力を得て、水災に備え水防活動事項の実施について訓練し、その能力の向上を図るとともに一般住民に対して水防意識の啓発を図るため毎年行なうものとする。
2. 水防訓練には観測、通報、連絡、出動、輸送、水防工法、水難救助、避難等必要な項目について重点的に実施し、その徹底を図るものとする。
3. 訓練は毎年6月上旬までに市内における河川、河岸等の中から選定して実施するものとする。
4. 参加団体

陸上自衛隊第8師団第42普通科連隊	熊本市消防団
陸上自衛隊第8師団第8飛行隊	災害時相互応援協定市町村・団体
国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所	(社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部
熊本県警察本部	熊本県赤十字社防災ボランティア
九州管区警察局熊本県情報通信部	熊本市自主防災クラブ
熊本県熊本南警察署	くまもと防災ボランティア
熊本県防災消防航空隊	NPO法人九州救助犬協会
郵便局株式会社	地元自治会
NTTグループ	保育園、幼稚園、小学校
日本赤十字社熊本県支部	日本防災士会熊本県支部
九州電力(株)熊本東営業所	(社)熊本市隊友会
西部ガス(株)熊本支社	熊本市
熊本市管工事協同組合	
熊本市医師会	
(社)熊本県建設業協会熊本支部	
熊本市社会福祉協議会	

資 料 編

○水 防 法

水防法をここに公布する。

水防法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 水防組織(第三条一第八条)
 - 第三章 水防活動(第九条一第三十一条)
 - 第四章 指定水防管理団体の組織及び活動(第三十二条一第三十五条)
 - 第五章 水防協力団体(第三十六条一第四十条)
 - 第六章 費用の負担及び補助(第四十一条一第四十四条)
 - 第七章 雑則(第四十五条一第五十一条)
 - 第八章 罰則(第五十二条一第五十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の

整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村

の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に

退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 4 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 5 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させな

なければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速

な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- 5 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必

要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 水防に関する調査研究を行うこと。
- 四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、

二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その

一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(附則 省略)

熊本市水防本部規定

昭和51年6月1日

水防本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害対策本部の設置前において本市が設置する熊本市水防本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 本部は、次のいずれかに掲げる場合であって、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 熊本地方気象台から大雨、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号。次号及び第4号において「法」という。)第10条第3項の規定に基づく知事からの洪水又は高潮に関する通知があったとき。
- (3) 法第11条1項の規定に基づく知事からの洪水に関する通知があったとき。
- (4) 法第16条第3項の規定に基づく知事からの水防警報に関する通知があったとき。

2 本部は、熊本市災害対策本部が設置されたとき又は災害のおそれがなくなったときに廃止する。

(本部の業務)

第3条 本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を行う。

(本部組織)

第4条 本部長は、市長をもって充てる。

- 2 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部に本部室を置く。
- 4 本部室には統括本部室長及び情報部・対応部・各水防部本部長を置く。
- 5 本部室に情報部、対応部、区水防部、土木水防部及び上下水道水防部を設置する。
- 6 統括本部室長は、危機管理監をもって充てる。
- 7 情報部・対応部・各水防部本部長は、危機管理防災総室長をもって充てる。
- 8 情報部責任者は危機管理防災総室副室長、対応部責任者は危機管理防災総室首席総務審議員、区水防部責任者は各区役所の課長級、土木水防部の情報収集班責任者は都市建設局の課長級、実働班責任者は各土木センター所長、上下水道水防部責任者は課長級の職員をもって充てる。

(職務)

第5条 本部長は、本部を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 統括本部室長は、本部長の命を受け、各部を統轄する。
- 4 各部責任者は、統括本部室長の命を受け、各部を統轄し、所要の業務を行う。
- 5 各本部副責任者は、各本部責任者に事故があるときは、本部責任者の職務を代理する。

(本部室の組織及び業務)

第6条 本部室の組織及び業務は、水防本部業務細則において定める。

(庶務)

第7条 水防本部の庶務は、総務局危機管理防災総室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

水防本部業務細則

1. 注意態勢

(注意報発令態勢、警報待機態勢及び警報発令態勢とする。)

(1) 注意報発令態勢

- ① この責任者は、危機管理防災総室職員があたる。
- ② 人員は、責任者のほか2名とし、大雨、洪水、高潮に関する注意報発令時、又は県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったときに出動する。但し、天候の状況により出動の可否並びに班の増員及び本部室員をおくことができる。さらに、土木水防部(東部・西部・北部土木センター)及び上下水道水防部への出動要請ができる。
- ③ 本部室では、気象、雨量、推移の状況を絶えず注意しながら、市民からの情報や県無線、市消防局等からの各種情報の収集、集計整理にあたり、責任者のもとで判断し処理する。
- ④ 市営駐車場が閉鎖時間内で、開放を必要とするときは、車両管理課と協議する。
- ⑤ 今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるときには、危機管理防災総室長に連絡し、警報待機態勢の要請を行い、警報待機態勢の出動の命を受けたら直ちに配備計画表に従って関係者へ出動の旨伝達する。
- ⑥ 注意報発令態勢時の要員は、警報待機態勢責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

(2) 警報待機態勢

- ① この責任者は、危機管理防災総室係長級以上の職員があたる。
- ② 本態勢の人員は45名とし、情報班、対応班、区水防部、土木水防部、上下水道水防部を設置する。
- ③ 注意報発令態勢時の情報及び今後の気象状況の動向を把握する。
- ④ 調査活動及び軽微な防除活動等小規模なものは対応する。
- ⑤ 関係各課が所管する排水施設等の管理対策等は各所管課で警戒防御する。
- ⑥ 責任者は大雨、洪水、高潮、暴風、暴風雪・波浪警報が発令されたら、危機管理防災総室長に連絡し、警報発令態勢の要請を配備計画表に従って関係者へ出動の旨伝達する。
- ⑦ 警報待機態勢時の要員は、警報発令態勢責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

(3) 警報発令態勢

- ① この責任者は、危機管理防災総室補佐級以上の職員があたる。
- ② 警報発令に伴い、管理調整班、電話対応班、情報整理班、監視パトロール班、区水防部、土木水防部、上下水道水防部を設置する。
- ③ 本態勢の人員は98名とする。また、必要に応じて小島河川防災センターに水防班を待機させることができる。
- ④ 警報待機態勢時の情報及び今後の気象状況の動向を把握する。
- ⑤ 「水防に関する情報の伝達方法」に従い、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡(人員伝達及びFAX送付)する。
- ⑥ 調査活動及び軽微な防除活動等小規模なものは対応する。

- ⑦ 関係各課が所管する排水施設等の管理対策等は各所管課で警戒防御する。
- ⑧ 本態勢で処理や対応が速やかにできないと予測される時は、危機管理防災総室長に連絡し、待機配備の要請を行う。
- ⑨ 危機管理防災総室長から待機配備出動の命を受けたら、直ちに配備計画表に従って、関係者に出動の旨伝達する。
- ⑩ 警報発令態勢時の要員は、待機配備態勢責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

2. 警戒態勢

(待機配備態勢及び1号配備態勢とする。)

(1) 待機配備態勢

- ① この総括責任者は、危機管理防災総室長があたる。また、各部にはそれぞれに責任者、副責任者をあてる。
- ② 待機配備の発令に伴い、情報部、対応部及び区水防部、土木水防部、上下水道水防部を充実する。
- ③ 本態勢の人員は総勢182名程度とする。また、必要に応じて小島河川防災センター、白川地域防災センターに水防班を待機させることができる。
- ④ 待機配備の任務は、気象情報、災害情報、河川の水位の状況を観測する。また、危険地域の巡視、警戒にあたる。
- ⑤ 「水防に関する情報の伝達方法」に従い、熊本市被害状況速報を作成し、防災関係各課・関係機関に情報を連絡(人員伝達及びFAX送付)する。
- ⑥ 待機配備人員の範囲において、小規模災害の応急対策にあたる。
- ⑦ 総括責任者は、推移する状況を的確に判断し、待機配備要員により対処可能な限界を早期に察し、危機管理監に連絡し、1号配備の要請を行う。
- ⑧ 1号配備出動の命を受けたら、1号配備責任者の本部到着を待って、その指揮下に入る。

(2) 1号配備態勢

- ① この総括責任者は、危機管理監があたる。また、各部にはそれぞれに責任者、副責任者をあてる。
- ② 1号配備の発令に伴い、情報部、対応部及び区水防部、土木水防部、上下水道水防部を充実する。
- ③ 本態勢の人員は総勢241名程度とする。また、必要に応じて小島河川防災センター、白川地域防災センターに水防班を待機させることができる。
- ④ 1号配備の任務は、待機配備責任者よりの情報を引き継ぎ、雨量、水位の観測にあたるほか、応急対策の実働に対処する。(各実働部に情報伝達)
- ⑤ 被害状況を把握する。
- ⑥ 総括責任者は、推移する状況を的確に判断し、河川の避難判断水位を超え、局地的被害が発生した場合、直ちに災害対策本部(2号配備)設置の要請を行う。
- ⑦ 1号配備要員は、災害対策本部(2号配備)設置後は、その指揮下に入る。

熊本市水防本部設置及び職員の配備基準

態勢	配備態勢	配備時期	配備内容	本部設置・配備規模等	配備動 員計画
注意態勢	注意報発 令態勢	1 気象業務法により大雨、洪水に関する注意報が発表された場合	少数の人員をもって、気象情報その他各種情報の収集、伝達及び連絡等に当たる体制とする。待機の場所は水防本部室とする。	(1)水防本部の設置 (2)注意報発令態勢は責任者以下3人。警報待機態勢は責任者以下45人。警報発令態勢は責任者以下98人の職員をもって編成する。	水防本部組織図による。
	警報待機 態勢	2 態勢中、市民より被害に関する情報があったり、降雨の状況により警報への以降が考えられる場合。			
	警報発令 態勢	3 気象業務法により大雨、洪水に関する警報が発表された場合			
警戒態勢	待機配備	1 注意態勢下において災害発生のおそれが生じた場合 2 その他本部長が、必要により当該配置を指示したとき	気象予警報、災害情報、被害報告、その他情報の収集・伝達及び応急対策活動が実施できる体制とする。	(1)182人程度の職員をもって編成するが、担当課の要員数については、別に定める。	〃
	1号配備			(2)241人程度の職員をもって編成するが、各班の要員数については別に定める。	
非常態勢 (災害対策本部)	2号配備	局地的な災害が発生した場合	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備に直ちに移行できる体制とする。	災害対策本部	
	3号配備	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合	2号配備によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備に直ちに移行できる体制とする。		
	4号配備	全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	3号配備によりがたく、災害対策本部の職員を更に、増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。		

注意態勢・警戒態勢責任者の勤務要領

1. 水防待機の指示があった場合

- (1) 待機に入る場合、市庁舎本館守衛(内線2130)に〇時〇分から待機に入る旨の連絡をすること。
- (2) 消防局情報司令課「専用電話613」へ、〇時〇分から〇名が待機する旨連絡すること。
- (3) 市ホームページに現在の水防態勢について掲載する。
- (4) 各パソコンを立ち上げ、熊本市防災情報システムの災害命名を行う。
- (5) 水防倉庫の鍵、駐車場の鍵、保存食は水防本部室のキャビネットに保管中。
- (6) 本部室(情報連絡室)出入口の気象掲示板に注意報、警報等の発令月日、時刻、予警報の種別を表示すること。

また、待機責任者当番予告板にも前記と同じく表示すること。

2. 待機中の業務

- (1) 別紙の水防勤務命令簿に出勤した職員の課名、氏名、登庁時刻等もれなく記載すること。
なお、水防手当の対象となる時刻は17時15分から勤務した時刻まで。
- (2) 待機中の職員が私用或は公用を問わず、庁舎外又は本部室から離脱する場合、必ず責任者か班長に届出るよう指導すること。
(万一、無届にて不慮の事故、負傷等の場合、公務災害の認定が非常に困難となる。)
- (3) 熊本市防災情報システムの雨量、水位を厳重に監視し、異常事態の発生が考えられる場合は、直ちに班長に連絡すること。

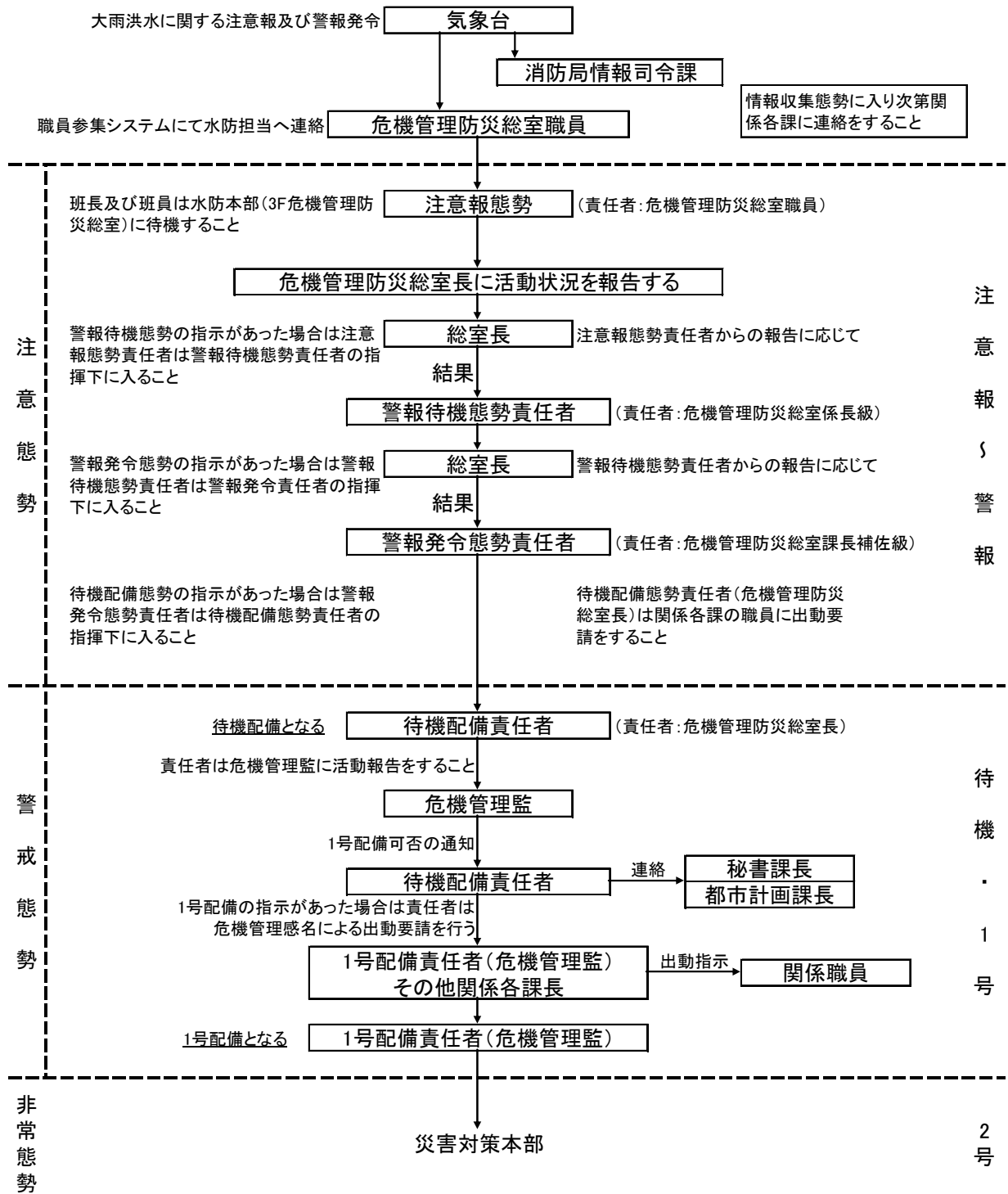
3. 待機解除(解散)の指示があった場合

- (1) 別紙の水防活動(待機)報告書により、報告書を作成すること。
被害情報等がない場合でも、その旨報告すること。
- (2) 掲載している市ホームページが公開中であれば、「非公開」にする。
- (3) 湯呑茶碗、事務用品、計器類、その他後始末を完全に行うこと。
- (4) テレビ、ファックス等の電源を抜きとり、蛍光灯の消燈を行うこと。
- (5) 守衛室及び消防局情報司令課に待機解散する旨、必ず連絡すること。
- (6) 自動職員参集システムの呼出順位の組替をおこなう。

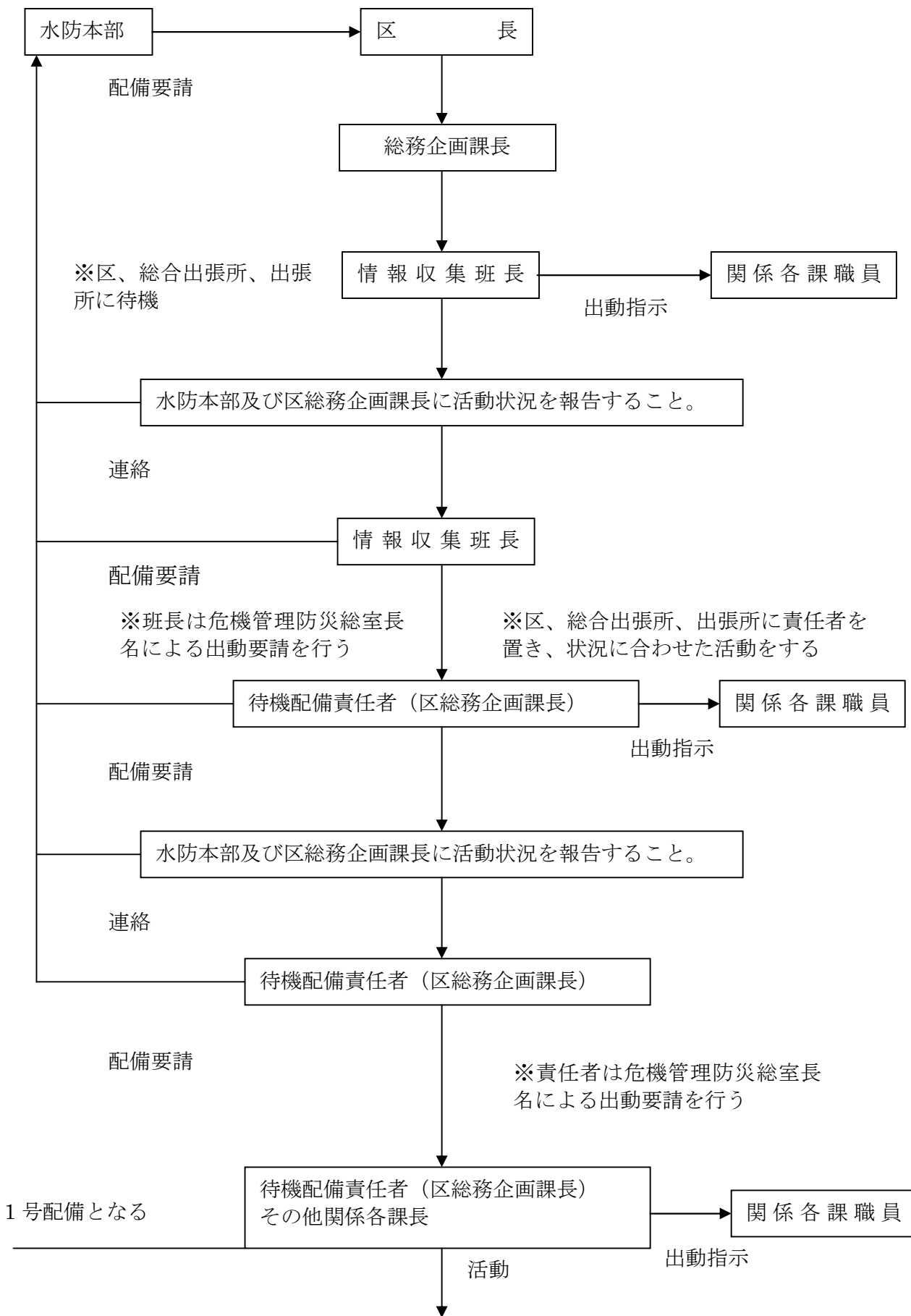
4. その他

- (1) 勤務の交代、引き継ぎを完全に行うこと。
- (2) 水防資材、器具の保管場所は、花畑町庁舎及び各地の水防倉庫。

水防本部注意態勢・警戒体制配備系統図



区水防注意態勢・警戒態勢系統図



水防本部の態勢人員

担当局区	水防本部配置								
	担当課	班(警報態勢)	業務場所	態勢					業務内容
				注意報 発令	警報待 機	警報発 令	待機配 備	1号配 備	
危機管理防災総室	危機管理防災総室		水防本部室	1	1	2	4	5	1名班長・避難広報等
総務局		管理調整班	水防本部室	1	1	1	1	1	調整担当
		電話対応班	水防本部室			1	2	2	
企画振興局	広報課	管理調整班	水防本部室		1	1	2	2	広報担当
	車両管理課	管理調整班	水防本部室				1	1	車両担当
		情報整理班	水防本部室			1	2	2	1名班長
財政局		電話対応班	水防本部室		1	2	2	2	
		監視パトロール班	水防本部室					2	
健康福祉子ども局		電話対応班	水防本部室		1	2	3	4	
環境局		情報整理班	水防本部室		1	2	2	3	
農水商工局		監視パトロール班	水防本部室		1	2	3	3	
観光文化交流局		電話対応班	水防本部室			1	2	2	
都市建設局		電話対応班	水防本部室	1	2	2	3	3	1名班長・指導員
		情報整理班	水防本部室			1	2	3	観測担当
		監視パトロール班	水防本部室			3	4	4	1名班長
	道路整備課	管理調整班	水防本部室			1	2	2	土木担当
		土木水防班	花畑別館			2	3	4	5
	東部土木センター	情報収集班・実働班	東部土木センター		4	8	12	16	
	西部土木センター	情報収集班・実働班	西部土木センター		5	10	15	20	
	河内分室	情報収集班・実働班	河内出張所		1	1	2	3	
	富合地域整備室	情報収集班・実働班	南区		1	1	2	3	
	城南地域整備室	情報収集班・実働班	城南出張所		2	2	4	5	
	北部土木センター	情報収集班・実働班	北部土木センター		4	8	12	16	
	植木地域整備室	情報収集班・実働班	北区		2	2	4	5	
	上下水道局		情報収集班・実働班	上下水道局		3	6	12	18
消防局	消防課	管理調整班	水防本部室			1	1	1	消防団担当
教育委員会	総務企画課	管理調整班	教育委員会				2	4	避難所担当
中央区		情報収集班・監視調査班	中央区		2	5	8	10	
東区		情報収集班・監視調査班	東区		2	5	8	10	
西区		情報収集班・監視調査班	西区		2	5	8	10	
		情報収集班・監視調査班	河内出張所		1	3	4	5	
南区		情報収集班・監視調査班	南区		2	5	8	10	
		情報収集班・監視調査班	天明出張所			3	2	2	
		情報収集班・監視調査班	飽田出張所				2	2	
		情報収集班・監視調査班	城南出張所			2	4	5	
北区		情報収集班・監視調査班			2	5	8	10	
責任者					1	1	25	40	
合計				3	45	98	182	241	

水防本部責任者

態 勢	出動連絡先	職 名	担 当	人 員
注意報発令態勢	危機管理防災総室	班長	危機管理防災総室職員	1
警報待機態勢	危機管理防災総室	班長	危機管理防災総室係長級以上	1
警報発令態勢	危機管理防災総室	責任者	危機管理防災総室課長補佐級以上	1
	危機管理防災総室	副責任者	危機管理防災総室職員	1
待機配備態勢	危機管理防災総室	総括責任者	危機管理防災総室室長	1
	危機管理防災総室	情報部待機配備責任者	危機管理防災総室副室長	1
	総務課	情報部待機配備副責任者	総務局・企画財政局課長級	1
	危機管理防災総室	対応部待機配備責任者	危機管理防災室首席審議員	1
	都市政策課	対応部待機配備副責任者	都市建設局課長補佐級	1
各総務企画課	各区水防部待機配備責任者	各区課長級	5	
各総務企画課	各区水防部待機配備副責任者	各区課長補佐級	5	
土木総務課	土木水防部情報収集班待機配備責任者	都市建設局課長級	1	
土木総務課	土木水防部情報収集班待機配備副責任者	都市建設局課長補佐級	1	
各土木センター	土木水防部実働班待機配備責任者	各土木センター課長級	3	
各土木センター	土木水防部実働班待機配備副責任者	各土木センター課長補佐級	3	
上下水道局	上下水道局水防部待機配備責任者	上下水道局課長・課長補佐級	1	
上下水道局	上下水道局水防部待機配備副責任者	上下水道局職員	1	
1号配備態勢		水防本部長	市長	1
		水防副本部長	副市長	2
	危機管理防災総室	総括本部室長	危機管理監	1
	危機管理防災総室	情報・対応・各水防本部長	危機管理防災総室室長	1
	危機管理防災総室	情報部1号配備責任者	危機管理防災総室副室長	1
	総務課	情報部1号配備副責任者	総務局・企画財政局課長級	1
	危機管理防災総室	対応部1号配備責任者	危機管理防災総室首席審議員	1
	都市政策課	対応部1号配備副責任者	都市建設局課長級	1
	都市政策課	対応部1号配備副責任者	都市建設局課長補佐級	1
	各総務企画課	各区水防部1号配備責任者	各区課長級	5
	各総務企画課	各区水防部1号配備副責任者	各区課長補佐級	10
	土木総務課	土木水防部情報収集班1号配備責任者	都市建設局課長級	1
	土木総務課	土木水防部情報収集班1号配備副責任者	都市建設局課長補佐級	2
	各土木センター	土木水防部実働班1号配備責任者	各土木センター課長級	3
	各土木センター	土木水防部実働班1号配備副責任者	各土木センター課長補佐級	6
	上下水道局	上下水道局水防部1号配備責任者	上下水道局課長級	1
	上下水道局	上下水道局水防部1号配備副責任者	上下水道局課長補佐級	2

水防本部業務表

班 名	業 務 内 容	作業(待機) 場所
責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 態勢における全ての権限を担う。 ・ 現在の状況を把握し、必要に応じ、新たな態勢への変更を協議する。 ・ 出勤職員の把握を行う。 ・ 気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川流域防災センター」へ職員を配置する。 	水防本部
管理調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長及び班員は、班(担当)業務を把握し、責任者を補佐する。 ・ 班長は、水防本部各班よりの情報を整理し、被害状況を的確に把握する。 ・ 班員は、担当する関係機関・部署との連絡調整を行い、状況を把握する。 ・ また、担当するマスコミ・関係機関・関係者等に関する説明(説明資料作成)及び整理を行う。 ・ 情報整理班より受けた情報を地図に記載整理し、必要がある場合、関係各課へ情報を伝達する。 ・ 配備態勢が変更になった場合、関係者への連絡を行う。 ・ 国・県への連絡・協議を行う。 ・ 車両管理課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。また、責任者との連絡を密に行う。 ・ 避難場所における情報を整理・分析する。 	水防本部 和 室 危機管理防災総室
電話対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長は、班業務を把握し、班員に的確な指示を行う。 ・ 班員は電話を受け、住宅地図で箇所を確認し、情報記録用紙に必要事項を記入する。 ・ 班員は情報を整理のうえ、指導員へ報告し、関係部署へ(土木センター等)FAX送信する。 ・ 班長(指導員)は、FAX送信された情報記録用紙等を情報整理班へ渡す。 ・ 班長(指導員)は、被災状況により、管理調整班へ情報を伝達する。 	水防本部
情報整理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長は、班業務を把握し、班員に的確な指示を行う。 ・ 班長は、情報内容を把握し、情報を責任者及び管理調整班に報告する。 ・ 班長は、情報内容及び収集した降雨・水位、被害状況など必要事項をホワイトボードへ記載する。 ・ 班員は、電話対応班より渡された情報を、防災情報システムに入力する。 ・ 班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ・ 班員は、関係機関よりのFAX・メール等及び降雨状況、水位状況、被害状況等の情報を取りまとめ、資料の整理を行う。 	水防本部
監視パトロール班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出勤させる。 ・ 班長は、出勤した班員と随時防災無線にて随時連絡を取り合う。 ・ 班員は、現地調査へ出勤する場合は、防災無線・安全装備を携帯する。 ・ 班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況が解るようにカメラに収める。 ・ 必要な場合は、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。 ・ 現地調査の結果、消防局への出勤依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断したら、本部へ報告する。 ・ 報告を受けた班長は、責任者と協議の上、早急に関係者へ連絡する。 ・ 責任者の指示により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター」へ出勤し、情報の収集を行う。 	和 室
土木水防部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者は、各センター(室)に電話対応・情報入力・情報集計・本部連絡等を担当する「土木情報班」を道路整備課及び「情報収集班」を各土木センター等に設置し、状況調査・現場監視・応急対応等を実施する「実働班」を各土木センター等に配置する。 ・ 責任者は、各班業務を把握し、班員に的確な指示を行う。 ・ 情報班員は、電話を受け、住宅地図で箇所を確認し、情報記録用紙に必要事項を記入する。 ・ 情報班員は、情報を整理のうえ、責任者及び担当課に連絡後、情報を災害情報システムに入力する。 ・ 情報班員は、情報記録用紙等及び被害状況などの資料整理・取りまとめを行う。 ・ 実働班員は、責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易的な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ・ 班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター(室)責任者に報告し指示を得る。 ・ 責任者は、センター(室)で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し指示を得る。 	花畑別館 各土木センター 各地域整備室 (河内分室)
各区水防部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者は、区役所(出張所)に、電話対応・情報入力・情報集計・本部連絡等を担当する「情報対応班(以下、情報班)」及び被害状況等を調査する「現場調査班(以下、調査班)」を配置する。 ・ 責任者は、各班業務を把握し、班員に的確な指示を行う。 ・ 情報班員は、電話を受け、住宅地図で箇所を確認し、情報記録用紙に必要事項を記入する。 ・ 情報班員は、情報を整理のうえ、責任者へ報告し、担当の土木センターへFAX送信後、情報を災害情報システムに入力する。 ・ 情報班員は、情報記録用紙等及び収集した降雨・水位、被害状況など整理・取りまとめを行う。 ・ 調査班員は、責任者の指示に従い、状況調査、現場監視を実施する。 ・ 調査班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し指示を得る。 ・ 責任者は、報告により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木センター(分室・地域整備室)に依頼する。 ・ 土木センター(区役所)で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し指示を得る。 	各区役所 (総合出張所)
上下水道水防部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者は、電話対応・情報入力・情報集計・本部連絡等を担当する「情報収集班(以下、情報班)」及び状況調査・現場監視・応急対応等を実施する「実働班」を配置する。 ・ 責任者は、各班業務を把握し、班員に的確な指示を行う。 ・ 情報班員は、電話を受け、住宅地図で箇所を確認し、情報記録用紙に必要事項を記入する。 ・ 情報班員は、情報を整理のうえ、責任者及び担当課に連絡後、情報を災害情報システムに入力する。 ・ 情報班員は、情報記録用紙等及び被害状況などの資料整理・取りまとめを行う。 ・ 実働班員は、責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易的な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ・ 実働班員は、現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道水防部の責任者に報告し指示を得る。 ・ 責任者は、上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し指示を得る。 	上下水道局庁舎

水防本部実働隊の待機場所及び通信システム

実働班待機場所を、水防用資器材及び車両等の設置が充実している東部・西部・北部土木センター及び分室・地域整備室がある各区役所もしくは総合出張所とする。

東部土木センター 住所： 東区東町 3 丁目 4-1
電話： 367-4360
367-8548
水防用電話： 367-5705 (発信受信可)
367-5001 (受信のみ)
367-5029 (受信のみ)
367-5098 (受信のみ)
367-5279 (受信のみ)

西部土木センター 住所： 西区蓮台寺 5 丁目 7-1
電話： 355-2936
水防用電話： 355-4577 (発信受信可)
355-4500 (受信のみ)
355-4593 (受信のみ)
355-4594 (受信のみ)
355-4595 (受信のみ)

富合地域整備室 住所： 南区富合町清藤 405-3
(南区役所) 電話： 357-4154

植木地域整備室 住所： 北区植木町岩野 238-1
(北区役所) 電話： 272-1115

河内分室 住所： 西区河内町船津 2069-5
(河内総合出張所) 電話： 276-1115

北部土木センター 住所： 北区鹿子木 66
電話： 245-5050
水防用電話： 245-5166 (発信受信可)
245-5167 (受信のみ)
245-5169 (受信のみ)

城南地域整備室 住所： 南区城南町宮地 1050
(城南総合出張所) 電話： 0964-28-3111

* 水防電話は、水防業務時のみに使用し、本庁3階水防本部室との情報伝達用回線とする。

1 水防活動関係記載様式（附表・附図）

(1) 水防活動（待機）報告書

決裁		総室長	次長	課長補佐	水防担当	庶務担当

水防活動（待機）報告書

水防本部	区役所				土木センター			総合出張所				小島防災
	中央	東	西	南	北	東部	西部	北部	河内	鮑田	天明	

第 班 責任者(班長)

1 勤務日時（24時間表記） …全部署必須記入

㊟

自：平成 年 月 日 () 時 分
至：平成 年 月 日 () 時 分

2 気象予報、注警報等の発令状況 …本部のみ記入

月	日	時	分	大雨	洪水	高潮	雷	波浪	強風	暴風	その他	注意報	警報	発令
											()	注意報	警報	
											()	注意報	警報	切替解除
											()	注意報	警報	切替解除
											()	注意報	警報	切替解除
											()	注意報	警報	切替解除

※発令された気象予報に○を、継続に○を、解除に×をつける。(気象台と同じ)

3 水防態勢 …全部署必須記入(班態勢については、裏面参照)

	本部	中央区	東区	西区	南区	北区	東部土	西部土	北部土	河内	鮑田	天明	城南	小島防	計
注意	注意報発令態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
	警報待機態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
	警報発令態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
警戒	待機配備態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
	1号配備態勢	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人
配備(待機)車両数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	0 台

4 添付書類チェック (被害等の件数は、水防本部情報による) …本部のみ記入(但し、勤務命令簿は全部署必須記入)

- | | | |
|--|--------------------------------------|---|
| (必須) | (受信時のみ) | (PCダウン時) |
| <input type="checkbox"/> 水防勤務命令簿 | <input type="checkbox"/> 洪水予報(国県FAX) | <input type="checkbox"/> 手書による被害情報集計表(水防本部情報) |
| <input type="checkbox"/> 水防本部情報(PC打出) | <input type="checkbox"/> 水防警報(国県FAX) | <input type="checkbox"/> 手書による被害情報記録用紙(個表) |
| <input type="checkbox"/> 水位・雨量観測情報(PC打出) | | <input type="checkbox"/> 熊本県水位・雨量レメーター記録用紙(電話応答式) |
| <input type="checkbox"/> 気象情報記録用紙(気象台) | | <input type="checkbox"/> 国交省水位・雨量レメーター記録用紙(電話応答式) |

5 水防活動の概要及び工法 …本部のみ記入

① 水防工法	(箇所)	[土のう 積・月の輪・築き廻し・シート張・水マット・木流し・その他()]													
② 出水原因															
③ 最高水位	立野	m	代継橋	m	城南	m	大六橋	m	佐野	m					
	浜戸川	m	鶴野橋	m	坪井	m									
④ 雨量(累加)	湯ノ谷	mm	近見	mm	県庁	mm	島木	mm	県城南	mm					
	県植木	mm	北部	mm	砂防熊本	mm									

6 水防資材の使用状況 …全部署必須記入

土のう(完品)	袋
土のう袋	袋
木杭	本
ビニールシート	枚
その他	

7 被害等の情報件数 件 …全部署必須記入

・全半壊	件	・崖崩れ	件
・床上浸水	件	・道路冠水	件
・床下浸水	件	・通行止め	件
・資材運搬	件	・休校等	件
・ライフライン	件	・運休等	件
・避難	件	・その他	件

(2) 水防勤務命令簿

() 区役所・土木センター・総合出張所

水 防 勤 務 命 令 簿

1 勤務日 平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()

2 確認印 第 班 責任者 (班長) _____ (印)

番号	所属	氏名	月日		従事時間	控除時間	災害応急 作業時間	備考
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	
					自) : 至) :	自) : 至) :	自) : 至) :	

(3) 情報記録用紙

情報記録用紙 (No. 1)

(気象情報を除く)

熊本市水防本部
災害対策本部

チェック	電話対応	情報整理	監視パトロール

1. 受付情報

受付番号	集計責任者記入 (パソコン入力時の番号を記入すること。)		
受信日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後	校 区	町 内
通報者	住所	熊本市 区 町 丁目 ー	
	氏名	電話番号	ー ー
情報の種類	情報の種類	数量	備考
	情報の種類	数量	備考
受信者	氏名 : 部署名 :		
発 生	日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後	
	場所	熊本市 区 町 丁目 ー	
	状況	ゼンリン 東 西 南 部 [] ペー [] ー []	
	浸水被害	<input type="checkbox"/> 被害無し	<input type="checkbox"/> 被害有り 浸水深 cm

2. 処理情報

処理	連絡元	氏名 :	部署名 :
----	-----	------	-------

処理1	連絡先	氏名 :	部署名 :
	連絡日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後	

処理2	連絡先	氏名 :	部署名 :
	連絡日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後	

処理3	連絡先	氏名 :	部署名 :
	連絡日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後	

(4) 監視パトロール班報告書

監視パトロール班報告書

平成 年 月 日

		班 長 名	
		班長携帯電話番号	
班	班 員	氏 名	課 名
車 両 番 号			
携 帯 電 話 番 号			
出 動 時 間	:	帰 庁 時 間	:

行 先	
案 件	
処 理 内 容	

(5) 水防に関する情報の伝達方法について

◎ 水防に関する情報の伝達方法について

1 使用様式:「熊本市水防に関する情報(速報第 号)」

2 作成・送付基準

(1) 作成

- ① 作成者 : 水防本部設置時の管理調整班(広報課職員)
- ② 作成時期 : 原則として1時間に1回。ただし、状況に変化が無ければ、責任者の判断で適宜省略できる。

(2) 送付

- ① 送付時期 : 原則として1時間に1回。ただし、状況に変化が無ければ、責任者の判断で適宜省略できる。
- ② 伝達方法 : 水防本部職員持参及びFAX

水防	伝達先		伝達方法		伝達員	備考
	水防責任者	持参・番号	I FAX			
市 関 係	① 秘書課	持参			管理調整班	左記伝達先以外からの情報資料提供の要望については、水防本部室に情報を取りに来てもらう様に指示すること IFAXによる送信については別途取扱【危機管理防災総室備え】を参照のこと
	② 総務局長	〃			〃	
	③ 都市建設局長	〃			〃	
	④ 広報課	〃			〃	
	⑤ 土木情報班(道路整備課)	FAX 352-8186	IFAX(11)グループ	〃		
	⑥ 東部土木センター	FAX 365-5764	IFAX(11)グループ	〃		
	⑦ 西部土木センター	FAX 359-8606	IFAX(11)グループ	〃		
	⑧ 北部土木センター	FAX 245-5606	IFAX(11)グループ	〃		
	⑨ 中央区役所	FAX 355-4190	IFAX(11)グループ	〃		
	⑩ 東区役所	FAX 367-9301	IFAX(11)グループ	〃		
	⑪ 西区役所	FAX 329-1314	IFAX(11)グループ	〃		
	⑫ 南区役所	FAX 358-0110	IFAX(11)グループ	〃		
	⑬ 北区役所	FAX 272-6912	IFAX(11)グループ	〃		
	⑭ 上下水道局(管路維持課)	FAX 361-5512	IFAX(11)グループ	〃		
	⑮ 北部総合出張所	FAX 245-3094	IFAX(11)グループ	〃		
	⑯ 河内総合出張所	FAX 276-1108	IFAX(11)グループ	〃		
	⑰ 飽田総合出張所	FAX 227-1705	IFAX(11)グループ	〃		
	⑱ 天明総合出張所	FAX 223-3275	IFAX(11)グループ	〃		
	⑲ 城南総合出張所	FAX 0964-28-7010	IFAX(11)グループ	〃		
防 災 関 係 機 関	⑳ 熊本北警察署	FAX 323-0110(内線299)	個別送信	〃	水防本部FAX機で受話器を取り内線番号を先方に告げた後、FAXを送信する。(注意:夜間は送付しにくいので取り扱いは慎重にすること。) *自衛隊は用紙を横方向で送信する	
	㉑ 熊本南警察署	FAX 326-2528	個別送信	〃		
	㉒ 熊本東警察署	FAX 368-0110(内線469)	個別送信	〃		
	㉓ 宇城警察署	FAX 0964-33-0110(内線219)	個別送信	〃		
	㉔ 山鹿警察署	FAX 0968-44-0110(内線299)	個別送信	〃		
	㉕ 陸上自衛隊第42普通科連隊第2科	FAX 343-3141(内線3562)	個別送信 原稿は横	〃		
	㉖ 建設業協会	FAX 362-4217	IFAX(11)グループ	〃		
	㉗ 消防局(情報司令課)	消防専用FAX 666	個別送信	〃		消防専用FAX使用(裏表確認)
	㉘ 宇城消防本部	FAX 0964-23-1199	IFAX(11)グループ	〃		
	㉙ 山鹿植木消防本部	FAX 0968-43-8872	IFAX(11)グループ	〃		
そ の 他	㉚ 交通局(総務課)	FAX 363-5955	IFAX(11)グループ	〃		
	㉛ コールセンター	FAX 370-2002	IFAX(11)グループ	〃		

(6) 熊本市水防に関する情報

(様式1号)

熊本市水防に関する情報(速報 第 報)										集計日時:平成 年 月 日 時 分		
被 害 措 置 状 況												
被 害 種 別		被 害		被 害 種 別		被 害		被 害 種 別		被 害		
人的被害	死 者	人		道路	損 壊	箇所		資 材 要 請	土 の う	袋		
	行 方 不 明	人			冠 水	箇所			土 の う	箇所		
	重 傷 者	人			通 行 止	箇所			資 材	箇所		
	軽 傷 者	人			橋 梁	箇所						
住家被害	全 壊	棟		その他被害等	が け 崩 れ	箇所						
	半 壊	棟			河 川 決 壊	箇所						
	一 部 破 損	棟			倒 木	箇所						
	床 上 浸 水	棟			水 道	戸						
	床 下 浸 水	棟			電 話	件						
					電 気	戸						
			ガ ス	戸								
			マ ン ホ ール	箇所		そ の 他	箇所					
学校状況	休 校	小学校 校	中学校 校	高 校 校								
	始 業 遅 れ	小学校 校	中学校 校	高 校 校								
	途 中 下 校	小学校 校	中学校 校	高 校 校								
市電・バス		運 休	路 線 変 更	備 考								
	市 電	本	路 線									
	バ ス	本	路 線									
その他情報												
被害の概要または特記事項												
状 況 等												
体制	災害対策本部設置前の体制 (名称:)						災害対策本部設置					
	設置日時						設置日時					
避難	配備人員	人					配備人員	人				
	避難の種別	避難地区数	避 難 の 日 時			避難世帯数	避難者数	備 考				
	勧告・指示	地区				世帯	人					
	自主避難	地区				世帯	人					
気象警報・注意報発令状況						発表						
河 川 水 位 状 況 (月 日 時 分 現 在)												
白川 立野(国)	m	〔 はん溢注意水位 9.00m 〕		合志川 佐野(国)	m	〔 はん溢注意水位 2.70m 〕						
白川 代継橋(国)	m	〔 はん溢注意水位 3.70m 〕		浜戸川 浜戸川(県)	m	〔 はん溢注意水位 3.03m 〕						
緑川 城南(国)	m	〔 はん溢注意水位 4.30m 〕		井芹川 鶴野橋(県)	m	〔 はん溢注意水位 3.04m 〕						
加勢川 大六橋(国)	m	〔 はん溢注意水位 2.80m 〕		坪井川 坪井(県)	m	〔 はん溢注意水位 5.30m 〕						
雨 量 状 況 (月 日 時 分 現 在) 降り始めからの雨量												
湯ノ谷(国)(南阿蘇村)【白川】	mm						城南(県)(熊本市南区城南町)【緑川】	mm				
近見(国)(熊本市南区近見)【白川】	mm						植木(県)(熊本市北区植木町)【合志川】	mm				
県庁(県)(熊本市中央区水前寺)【白川・加勢川】	mm						北部(県)(熊本市北区明德町)【坪井川】	mm				
島木(国)(上益城郡御船町)【緑川】	mm						砂防熊本雨量(県)(熊本市西区松尾町)【坪井川】	mm				

2. 水防警報、予報等

(1) 白川・緑川・菊池川洪水予報

白川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

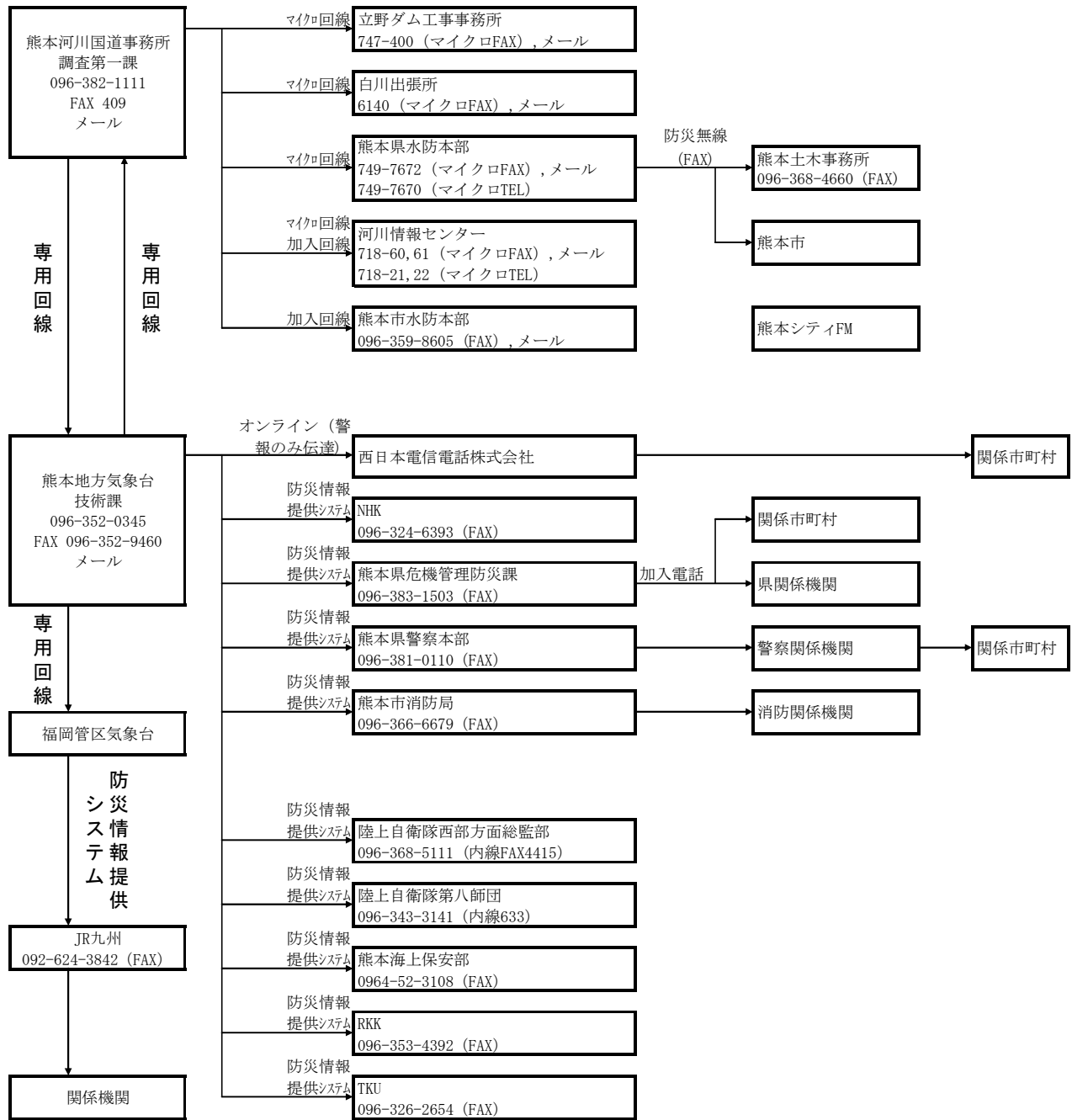
白川洪水予報第 号		
洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除
平成 年 月 日 時 分		
国土交通省熊本河川国道事務所 気象庁熊本地方気象台 共同発表		

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	白川では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 1 5	国
	2	白川では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文 1 6	
	3	白川では 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文 1 7	
	4	白川では 避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文 1 8	
	5	白川では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 1 9	
	6	白川では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文 2 0	
	7	白川では はん濫危険水位を下回る →主文 2 1	
	8	白川では 避難判断水位を下回る →主文 2 2	
	9	白川では はん濫注意水位を下回る →主文 2 3	
	10	白川では はん濫が発生	
	11	白川では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み →主文 2 4	
	12	白川では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み →主文 2 4	
	13	白川では 当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み →主文 2 4	
	14	フリーフォーマット	
主文	15	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	16	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)は、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	17	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫危険水位(レベル4)に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	21	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	22	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。	
	23	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫注意水位を下回り(レベル1)、危険はなくなったものと思われます。	
	24	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	25	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)	
降雨と水位の現況	26	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気
	27	降り始めの	
	28	1 日 時 から 日 時 までの白川の流域平均雨量は ミリ	
	2	日 時 から 日 時 までの白川の流域平均雨量は ミリ	
	3	(に達しました・となっています)。	
	29	また、(ところにより・)1時間に、 ミリの雨が降っています。	
	30	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。	
31	フリーフォーマット		
降雨と水位の予想	32	1 白川の水位は、 日 時現在、次のとおりです。	国
	2	代継橋水位観測所(熊本県熊本市)で (水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	33	フリーフォーマット	
	34	この雨は、(今後一層強まる・当分の状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	
	35	1 日 時 から 日 時 までの白川の流域平均雨量は ミリ	
	2	の見込みです。	
36	フリーフォーマット		
参考	37	1 白川の水位は、 日 時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
	2	代継橋水位観測所(熊本県熊本市)で (水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) m程度	
	38	白川の代継橋水位観測所の水位は、 日 時頃(最高となりその水位は・には) m程度と見込まれます。	
	39	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)	
事項注意	40		国
参 考	代継橋水位観測所(受け持ち区間 左岸:熊本市、右岸:熊本市) はん濫危険水位5.00m 避難判断水位4.70m はん濫注意水位(警戒水位)3.70m 水防団待機水位2.50m 平常水位-0.60m はん濫のおそれのある地区 熊本市 水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過		

(問い合わせ先)

水位関係 : 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第一課 096-382-1111
 気象関係 : 気象庁 熊本地方気象台 技術課 096-352-0345

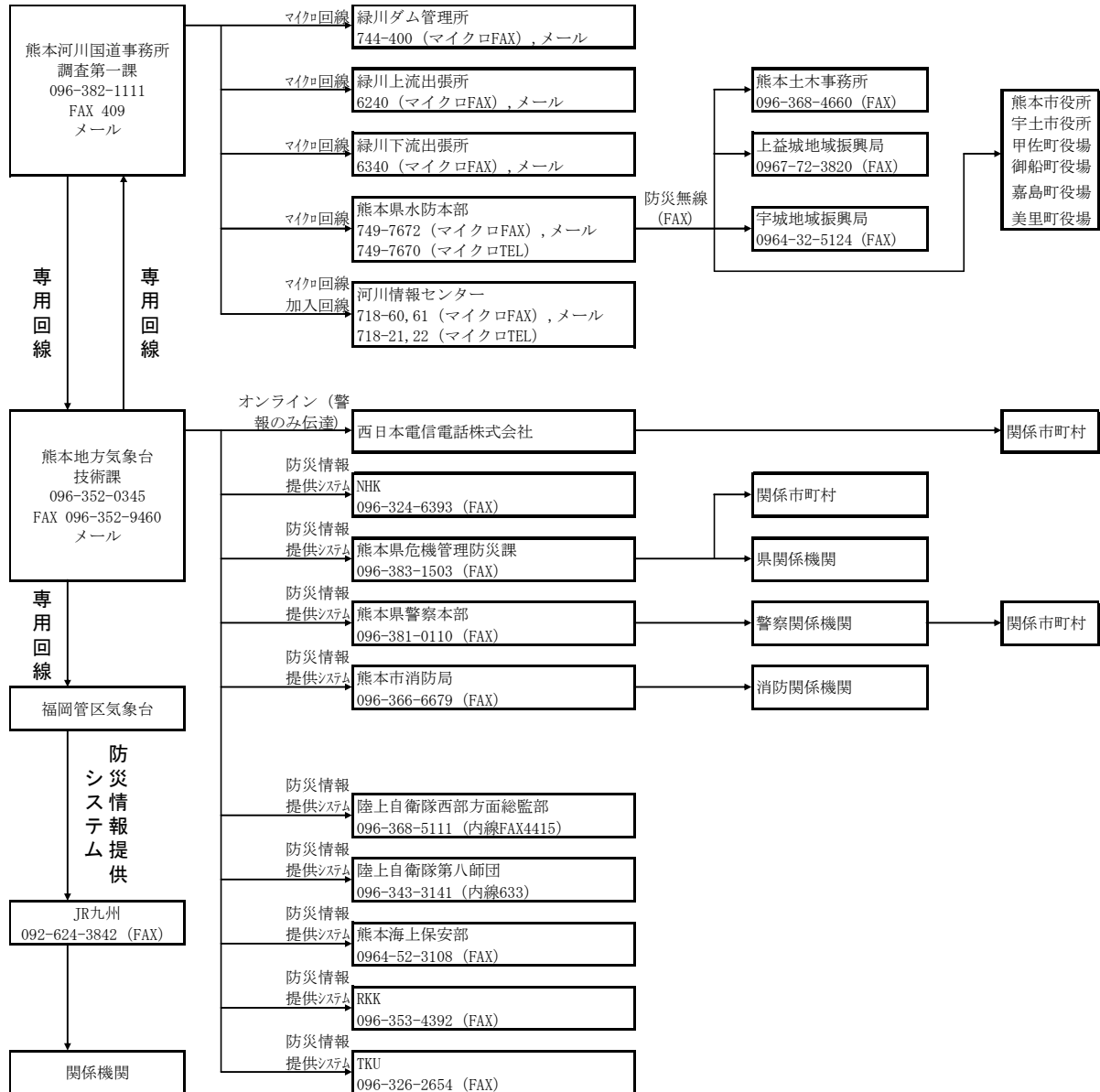
白川水系



付図3 洪水予報作業用紙

		はん濫注意情報		はん濫警戒情報		はん濫危険情報			
		はん濫発生情報		はん濫注意情報解除					
		緑川水系 洪水予報 第 号							
		洪水注意報(発表)		洪水注意報(発表)		洪水警戒報(発表)			
		洪水警戒報		洪水注意報(警戒解除)		洪水注意報解除			
		平成 年 月 日 時 分							
		国土交通省 熊本河川国道事務所 共同発表							
		気象庁 熊本地方気象台							
見出し	番号	発表内容						担当	
	1	緑川水系では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 一主文15						国	
	2	緑川水系では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み 一主文16							
	3	緑川水系では 今後はん濫危険水位に達する見込み 一主文17							
	4	緑川水系では 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み 一主文18							
	5	緑川水系では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 一主文19							
	6	緑川水系では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり 一主文20							
	7	緑川水系では はん濫危険水位を下回る 一主文21							
	8	緑川水系では 避難判断水位を下回る 一主文22							
	9	緑川水系では はん濫注意水位を下回る 一主文23							
	10	緑川水系では はん濫が発生 一主文24							
	11	緑川水系では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み 一主文24							
	12	緑川水系では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み 一主文24							
	13	緑川水系では 当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み 一主文24							
14	フリーフォーマット								
主文	15	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫注意水位(レベル2)に到達しました。						国	
	16	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。							
	17	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。							
	18	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。							
	19	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。							
	20	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫注意水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。							
	21	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。							
	22	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。							
	23	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫注意水位を下回り(レベル1)、危険はなくなったものと思われる。							
	24	1	緑川水系の城南水位観測所(熊本県城南町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。						
2	緑川水系の中甲橋水位観測所(熊本県美里町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。								
3	緑川水系の大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。								
4	緑川水系の御船水位観測所(熊本県御船町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。								
25	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)								
26	台風第 号・低気圧・前線(の接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、								
27	降り始めの								
降雨と水位の観測	1	日 時 から 日 時 までの緑川上流域の流域平均雨量は ミリ						気	
	2	日 時 から 日 時 までの緑川中流域の流域平均雨量は ミリ							
	3	日 時 から 日 時 までの加勢川流域の流域平均雨量は ミリ							
	4	日 時 から 日 時 までの御船川流域の流域平均雨量は ミリ							
	5	(に達しました・となっています)。							
	29	また、(ところにより、)1時間に、ミリの雨が降っています。							
	30	現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。							
	31	フリーフォーマット							
	32	1	緑川水系の水位は、日 時現在、次のとおりです。						
	2	城南水位観測所(熊本県城南町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)							
3	中甲橋水位観測所(熊本県美里町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)								
4	大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)								
5	御船水位観測所(熊本県御船町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)								
33	フリーフォーマット								
34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。								
降雨と水位の予想	1	日 時 から 日 時 までの緑川上流域の流域平均雨量は ミリ						気	
	2	日 時 から 日 時 までの緑川中流域の流域平均雨量は ミリ							
	3	日 時 から 日 時 までの加勢川流域の流域平均雨量は ミリ							
	4	日 時 から 日 時 までの御船川流域の流域平均雨量は ミリ							
	5	の見込みです。							
	36	フリーフォーマット							
	37	1	緑川水系の水位は、日 時頃には、次のとおりと見込まれます。						
	2	城南水位観測所(熊本県城南町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) m程度							
	3	中甲橋水位観測所(熊本県美里町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) m程度							
	4	大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) m程度							
5	御船水位観測所(熊本県御船町)で(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) m程度								
事注填登	38	1	緑川水系の城南水位観測所の水位は、日 時頃(最高となりその水位は、には) m程度と見込まれます。					国	
	2	緑川水系の中甲橋水位観測所の水位は、日 時頃(最高となりその水位は、には) m程度と見込まれます。							
	3	緑川水系の大六橋水位観測所の水位は、日 時頃(最高となりその水位は、には) m程度と見込まれます。							
	4	緑川水系の御船水位観測所の水位は、日 時頃(最高となりその水位は、には) m程度と見込まれます。							
	39	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)							
40	フリーフォーマット								
参 考	城南水位観測所(受け持ち区間 左岸:城南町~宇土市、右岸:甲佐町~熊本市) はん濫危険水位2.0m 避難判断水位5.80m はん濫注意水位(警戒水位)4.30m 水防団待機水位3.30m 平常水位1.07m はん濫のおそれのある地区 熊本市、宇土市、富合町、嘉島町、城南町、御船町、甲佐町								
	中甲橋水位観測所(受け持ち区間 左岸:甲佐町、右岸:甲佐町) はん濫危険水位4.60m 避難判断水位4.10m はん濫注意水位(警戒水位)3.00m 水防団待機水位2.00m 平常水位-0.04m はん濫のおそれのある地区 甲佐町、美里町								
	大六橋水位観測所(受け持ち区間 左岸:嘉島町~熊本市、右岸:熊本市) はん濫危険水位4.40m 避難判断水位3.90m はん濫注意水位(警戒水位)2.80m 水防団待機水位2.00m 平常水位1.29m はん濫のおそれのある地区 熊本市、富合町、嘉島町								
	御船水位観測所(受け持ち区間 左岸:御船町~嘉島町、右岸:御船町~嘉島町) はん濫危険水位4.30m 避難判断水位3.60m はん濫注意水位(警戒水位)3.20m 水防団待機水位2.60m 平常水位1.29m 平常水位-0.11m はん濫のおそれのある地区 嘉島町、御船町								
	水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過								
	(問い合わせ先)								
	水位調査 : 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第一課 096-952-1111								
	気象調査 : 気象庁 熊本地方気象台 技術課 096-952-0345								

緑川水系



付図3 洪水予報作業用紙

菊池川水系

はん氾注意情報	はん氾警戒情報	はん氾危険情報
はん氾発生情報	はん氾注意情報解除	

菊池川水系洪水予報第○号		
洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除
平成 年 月 日 時 分		
国土交通省 菊池川河川事務所		
気象庁 熊本地方気象台 共同発表		

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	菊池川水系では はん氾注意水位に到達 水位はさらに上昇	→主文1 5
	2	菊池川水系では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み	→主文1 6
	3	菊池川水系では 今後ははん氾危険水位に達する見込み	→主文1 7
	4	菊池川水系では 避難判断水位に到達 今後ははん氾危険水位に達する見込み	→主文1 8
	5	菊池川水系では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇	→主文1 9
	6	菊池川水系では はん氾危険水位に到達 はん氾のおそれあり	→主文2 0
	7	菊池川水系では はん氾危険水位を下回る	→主文2 1
	8	菊池川水系では 避難判断水位を下回る	→主文2 2
	9	菊池川水系では はん氾注意水位を下回る	→主文2 3
	10	菊池川水系では はん氾が発生	
	11	菊池川水系では 当分の間はん氾注意水位を超える水位が続く見込み	→主文2 4
	12	菊池川水系では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	→主文2 4
	13	菊池川水系では 当分の間はん氾危険水位を超える水位が続く見込み	→主文2 4
	14	フリーフォーマット	

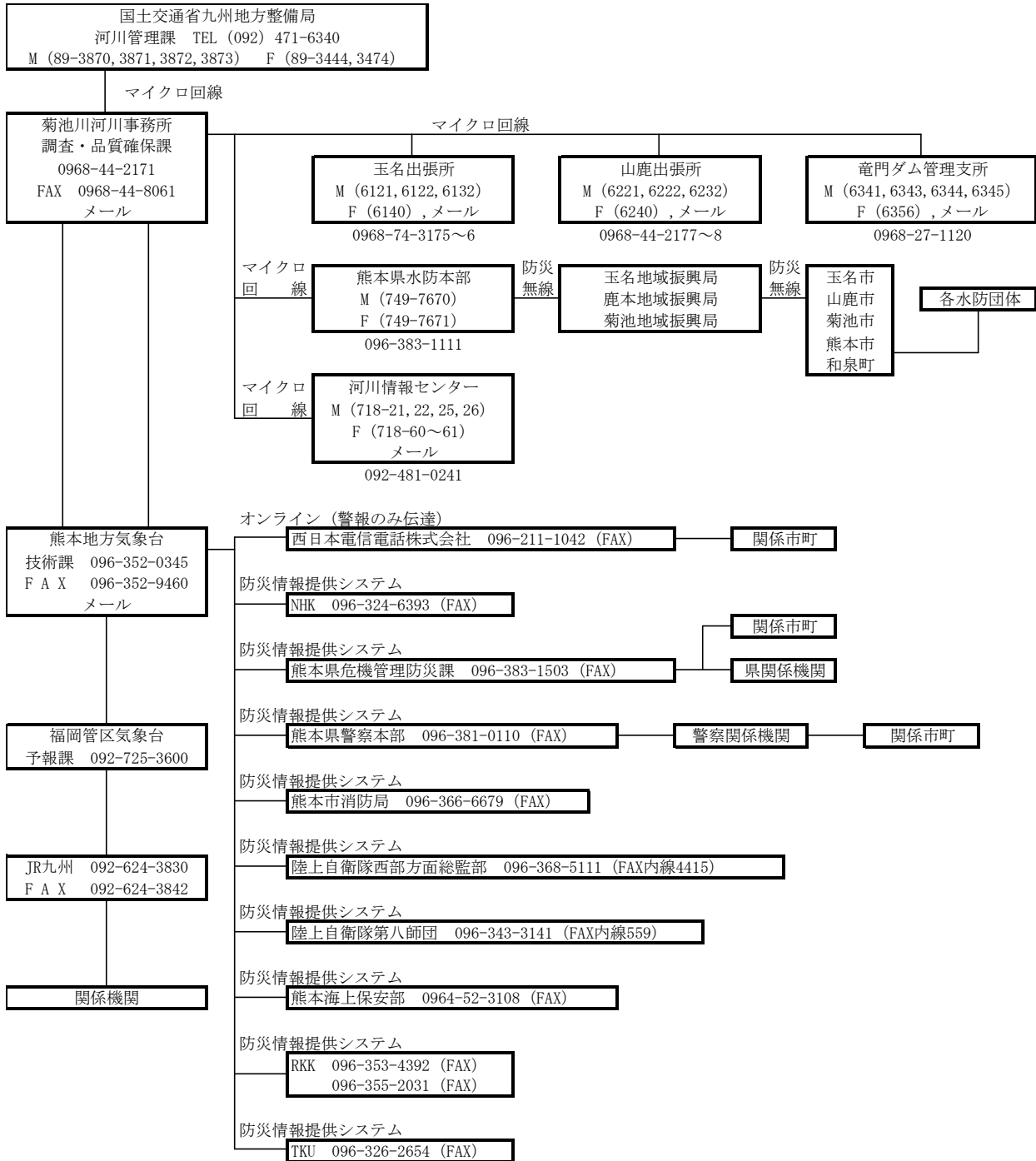
主文	15	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん氾注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。		
	16	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みで今後の洪水予報に注意して下さい。		
	17	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん氾危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	18	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん氾危険水位(レベル4)に到達しました。今後は、はん氾危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	19	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	20	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん氾危険水位(レベル4)に到達しました。はん氾するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	21	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん氾危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。		
	22	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意して下さい。		
	23	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん氾注意水位を下回りました(レベル1)。危険はなくなったものと思われま。		
	24	1	菊池川水系の玉名水位観測所(熊本県玉名市)では、当分の間(はん氾注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん氾危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		2	菊池川水系の山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)では、当分の間(はん氾注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん氾危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		3	菊池川水系の広瀬水位観測所(熊本県菊池市)では、当分の間(はん氾注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん氾危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		4	菊池川水系の佐野水位観測所(熊本県菊池市)では、当分の間(はん氾注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん氾危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	25	フリーフォーマット(はん氾水の予報など)		

区分	番号	発表内容	担当	
降雨と水位の現況	26	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、		
	27	降り始めの		
	28	1	日 時 から 日 時 までの 菊池川流域の流域平均雨量は ミリ	気
		2	日 時 から 日 時 までの 菊池川中流域の流域平均雨量は ミリ	
		3	日 時 から 日 時 までの 菊池川上流域の流域平均雨量は ミリ	
		4	日 時 から 日 時 までの 各志川流域の流域平均雨量は ミリ	
		5	(に達しました・となっています)。	
	29	また、(ところにより・)1時間に、ミリの雨が降っています。		
	30	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。		
	31	フリーフォーマット		
	32	1	菊池川水系の水位は、 日 時現在、次のとおりです。	国
		2	玉名水位観測所(熊本県玉名市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
		3	山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
		4	広瀬水位観測所(熊本県菊池市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
5		佐野水位観測所(熊本県菊池市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
33	フリーフォーマット			
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。		
	35	1	日 時 から 日 時 までの 菊池川流域の流域平均雨量は ミリ	気
		2	日 時 から 日 時 までの 菊池川中流域の流域平均雨量は ミリ	
		3	日 時 から 日 時 までの 菊池川上流域の流域平均雨量は ミリ	
		4	日 時 から 日 時 までの 各志川流域の流域平均雨量は ミリ	
		5	の見込みです。	
	36	フリーフォーマット		
	37	1	菊池川水系の水位は、 日 時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	玉名水位観測所(熊本県玉名市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		3	山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
4		広瀬水位観測所(熊本県菊池市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))		
5		佐野水位観測所(熊本県菊池市)で、 程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))		
38	の水位は、 日 時頃(最高となりその水位は・には) 程度と見込まれます。			
39	フリーフォーマット(はん氾水の予報など)			
40		国		

区分	番号	発表内容	担当
参考	1	玉名水位観測所(受け持ち区間 左岸:玉名市から和水町、右岸:玉名市から和水町) はん氾危険水位5.90m 避難判断水位5.80m はん氾注意水位(警戒水位)4.40m 水防団待機水位3.50m 平常水位-1.64m はん氾のおそれのある地区:和水町	
	2	山鹿水位観測所(受け持ち区間 左岸:和水町から山鹿市、右岸:玉名市から和水町) はん氾危険水位6.30m 避難判断水位6.10m はん氾注意水位(警戒水位)4.00m 水防団待機水位3.20m 平常水位0.36m はん氾のおそれのある地区:山鹿市	
	3	広瀬水位観測所(受け持ち区間 左岸:山鹿市から菊池市、右岸:山鹿市から菊池市) はん氾危険水位3.90m 避難判断水位3.40m はん氾注意水位(警戒水位)2.70m 水防団待機水位1.50m 平常水位-0.81m はん氾のおそれのある地区:菊池市	
	4	佐野水位観測所(受け持ち区間 左岸:山鹿市から菊池市、右岸:山鹿市から菊池市) はん氾危険水位3.10m 避難判断水位2.80m はん氾注意水位(警戒水位)2.70m 水防団待機水位2.00m 平常水位-0.56m はん氾のおそれのある地区:楳木町	
	5	水位危険度レベル ■レベル5 はん氾の発生 ■レベル4 はん氾危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん氾注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過	
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		

(問い合わせ先)
 水位関係 : 国土交通省 菊池川河川事務所 調査・品質確保課 0968-44-4424
 気象関係 : 気象庁 熊本地方気象台 技術課 096-352-0345

菊池川水系



(2) 水防警報発表形式

種 類	内 容
待 機 (第1段階)	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。
準 備 (第2段階)	水防資機器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出動できるよう準備する旨を警告するもの。
出 動 (第3段階)	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除 (第4段階)	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

3. 熊本市防災行政無線

(7) 移動系〔周波数 146.02MHz (1CH)〕

*基地局 1局 (主制御器 1台、遠隔制御器 1台)

*移動局 82局 (車載型 (10W) 43局、携帯型 (10W) 35局、携帯型 (5W) 1局、携帯型 (1W) 3局)

危機管理防災室		
種別 (出力)	呼出名称	備考
基地局 (10W)	熊本防災	主制御器
車載型 (10W)	〃 14	緊急車
携帯型 (10W)	〃 52	(64. 70を 除く31台 常備)
〃 〃	〃 84	
携帯型 (1W)	〃 101	(3台常備)
〃 〃	〃 103	
携帯型 (10W) 携帯型 (5W)	熊本防災小島1 熊本防災小島2	小島防災セン ターに常備 〃

東部土木センター		
種別 (出力)	呼出名称	備考
携帯型 (10W)	熊本防災 64	事務室に常備
車載型 (10W)	熊本防災 4	公共応急作業車
〃 〃	〃 8	公共応急作業車
〃 〃	〃 11	公共応急作業車
〃 〃	〃 16	ダンプ
〃 〃	〃 17	ダンプ
〃 〃	〃 18	公共応急作業車
〃 〃	〃 29	ダンプ
〃 〃	〃 30	ダンプ
〃 〃	〃 34	公共応急作業車
〃 〃	〃 35	公共応急作業車
〃 〃	〃 41	ダンプ

土木総務課		
〔基地局〕	熊本防災	遠隔制御器
車載型 (10W)	熊本防災1	庶務係緊急車
〃 〃	〃 2	庶務係ライトバン
〃 〃	〃 15	庶務係ジープ

西部土木センター		
携帯型 (10W)	熊本防災 70	事務室に常備
車載型 (10W)	〃 3	緊急車
〃 〃	〃 5	ライトバン
〃 〃	〃 10	軽ライトバン
〃 〃	〃 19	普通ダンプ
〃 〃	〃 20	〃
〃 〃	〃 21	小型ダンプ
〃 〃	〃 22	〃
〃 〃	〃 28	Wキャブ
〃 〃	〃 31	普通ダンプ
〃 〃	〃 32	小型ダンプ
〃 〃	〃 33	緊急車

土木管理課		
〔基地局〕	熊本防災	遠隔制御器
車載型 (10W)	熊本防災 6	道路認定係ライトバン
〃 〃	〃 7	管理2係ライトバン
〃 〃	〃 23	管理2係ライトバン
〃 〃	〃 24	台帳・保全係ライトバン
〃 〃	〃 25	管理1係軽ライトバン
〃 〃	〃 36	管理1係ライトバン

北部土木センター		
携帯型 (10W)	熊本防災 85	事務室に常備
車載型 (10W)	熊本防災 27	小型ダンプ
〃 〃	〃 37	小型ダンプ
〃 〃	〃 38	ライトバン
〃 〃	〃 39	ライトバン
〃 〃	〃 40	Wキャブ
〃 〃	〃 42	軽トラック
〃 〃	〃 43	軽トラック
〃 〃	〃 44	軽ミニバン

道路整備課		
〔基地局〕	熊本防災	遠隔制御器
車載型 (10W)	熊本防災 25	整備第2係ライトバン
〃 〃	〃 12	整備第2係ライトバン

河川公園課		
〔基地局〕	熊本防災	遠隔制御器
車載型 (10W)	熊本防災 13	河川整備係ライトバン

(イ) 移動系

[周波数466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波]

	種別(出力)	呼出名称	配備場所
市役所	基地局(10W)	熊本防災	危機管理防災総室
	車載型(10W)	熊本防災401	危機管理防災総室緊急車 } 危機管理防災総室に常備(11台)
	携帯型(5W)	〃 451	
	〃 〃	〃 461	

[周波数466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域]

河内総合出張所	基地局(10W) 固定局(1W)	熊本防災河内山 防災熊本河内	河内山山頂 河内総合出張所無線室
	携帯型(10W) 車載型(10W)	熊本防災河内 7 0	河内総合出張所芳野分室 河内総合出張所公用車
	〃 〃	〃 1	〃
	〃 〃	〃 2	〃
	〃 〃	〃 3	〃
	〃 〃	〃 4	〃
	〃 〃	〃 5	〃
	〃 〃	〃 6	〃
	携帯型(5W)	〃 2 0	〃 常備
	携帯型(5W)	熊本防災河内 2 1	西消防署河内出張所
〃 〃	〃 2 2	消防団第9方面隊副団長	
〃 〃	〃 2 3	消防団第70分団分団長	
〃 〃	〃 5 4	〃 7 1 〃	
〃 〃	〃 2 4	〃 7 0分団副分団長	
〃 〃	〃 5 5	〃 7 1 〃	
〃 〃	〃 2 5	〃 7 0分団第1部部長	
〃 〃	〃 5 0	〃 〃 2 〃	
〃 〃	〃 5 1	〃 〃 3 〃	
〃 〃	〃 5 2	〃 〃 4 〃	
〃 〃	〃 5 3	〃 〃 5 〃	
〃 〃	〃 5 6	〃 7 1分団第1部部長	
〃 〃	〃 5 7	〃 〃 2 〃	
〃 〃	〃 5 8	〃 〃 3 〃	
車載型(10W)	〃 4 0	〃 7 0分団第1部積載車(船津)	
〃 〃	〃 4 1	〃 〃 2 〃 (尾跡)	
〃 〃	〃 4 2	〃 〃 〃 〃 (小川内)	
〃 〃	〃 4 3	〃 〃 3 〃 (白浜)	
〃 〃	〃 4 4	〃 〃 4 〃 (葛山)	
〃 〃	〃 4 5	〃 〃 5 〃 (塩屋)	
〃 〃	〃 4 6	〃 7 1分団第1部 〃 (大将陣)	
〃 〃	〃 6 0	〃 〃 〃 〃 (岳本村)	
〃 〃	〃 4 7	〃 〃 2 〃 (野出)	
〃 〃	〃 4 8	〃 〃 3 〃 (東門寺)	
〃 〃	〃 4 9	〃 〃 〃 〃 (横山)	
(消防署・消防団)			

〔周波数466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波〕

	種別(出力)	呼出名称	配 備 場 所
北部 総合出張所	車載型 (10W)	熊本防災北部 1	北部総合出張所公用車
	〃 〃	〃 4	〃
	携帯型 (5W)	〃 5	〃 常備
	〃 〃	〃 6	〃 常備
	〃 〃	〃 7	〃 常備
	〃 〃	〃 9	〃 常備

〔周波数466.9375MHz〕

	基地局 (1W)	熊本防災飽田	飽田総合出張所
飽田 総合出張所 (消防団)	車載型 〃	熊本防災飽田 1	常備
	携帯型 〃	〃 2	〃
	〃 〃	〃 3	〃
	〃 〃	〃 4	〃
	〃 〃	〃 5	〃
	車載型 〃	〃 6	消防団第6 2分団積載車(土河原)
	〃 〃	〃 7	〃 〃 〃 (砂原)
	〃 〃	〃 8	〃 第6 3分団 〃 (上護藤)
	〃 〃	〃 9	〃 第6 4分団 〃 (並建)
	〃 〃	〃 10	〃 〃 〃 (乙畠)

〔周波数466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波〕

	基地局 (1W)	熊本防災天明	天明総合出張所
天明 総合出張所	車載型 〃	熊本防災天明 1	天明総合出張所に常備
	車携帯 〃	〃 2	〃 〃 〃
	携帯型 〃	〃 3	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 4	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 5	〃 〃 〃
	携帯型 〃	〃 6	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 7	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 8	〃 〃 〃

[周波数466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波]

	基地局 (5W)	熊本防災富合	南区役所総務企画課
南区役所	携帯型	熊本防災富合 1	南区役所総務企画課に常備
	〃	〃 2	〃 〃 〃
	〃	〃 3	〃 〃 〃
	〃	〃 4	〃 〃 〃
	〃	〃 5	〃 〃 〃
	〃	〃 6	〃 〃 〃
	〃	〃 7	〃 〃 〃
	〃	〃 8	〃 〃 〃

[周波数466.75MHz]

	基地局 (5W)	呼出名称	配備場所
城南総合出張所	携帯型	熊本防災城南 1	城南総合出張所に常備
	〃	〃 2	〃 〃
	〃	〃 3	〃 〃
	〃	〃 4	〃 〃
	〃	〃 5	〃 〃
	〃	〃 6	〃 〃
	〃	〃 7	〃 〃
	〃	〃 8	〃 〃
	〃	〃 9	〃 〃
	〃	〃 10	〃 〃
	〃	〃 11	〃 〃

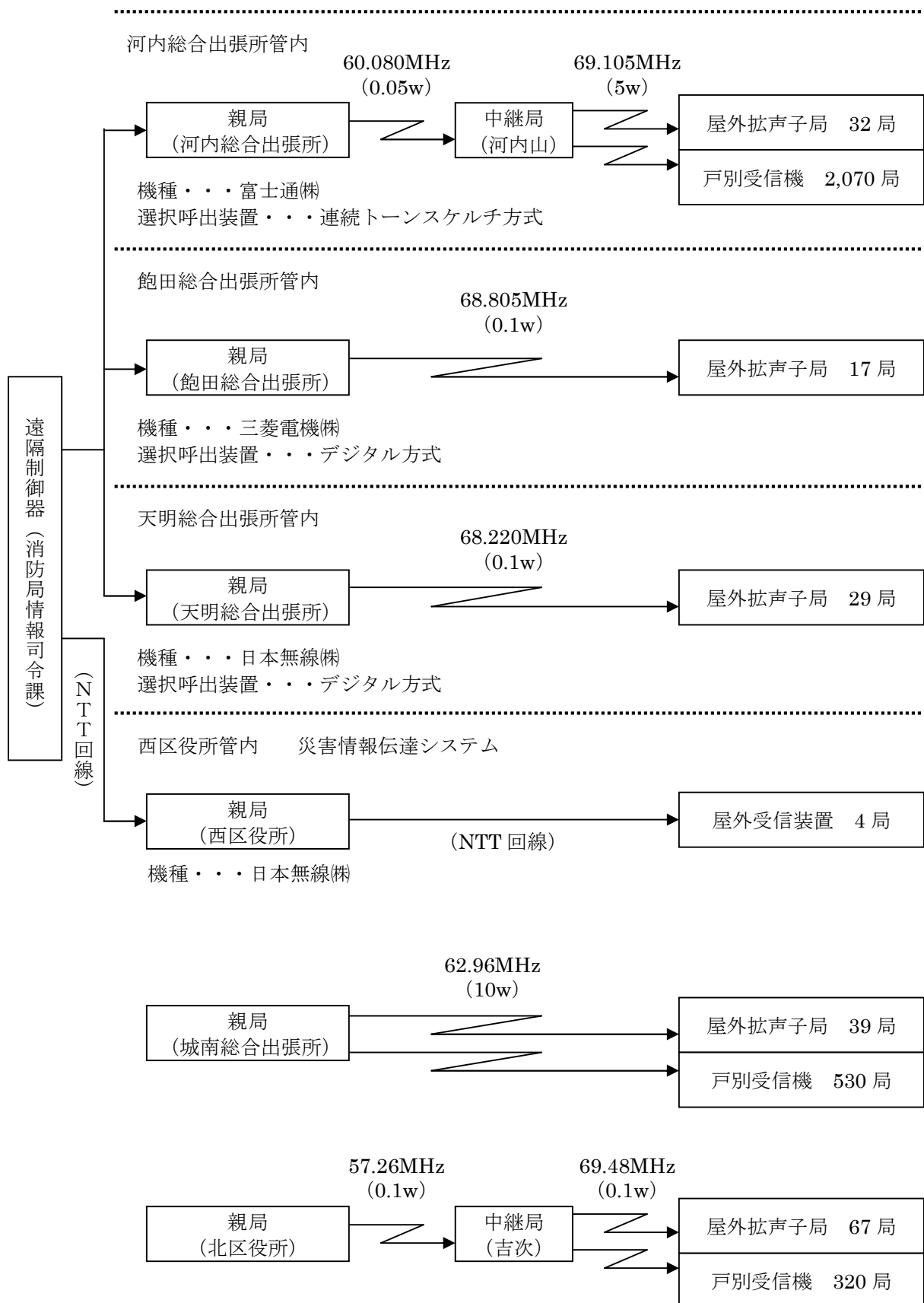
[周波数466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波]

	基地局 (5W)	呼出名称	配備場所
北区役所	車載型	熊本防災植木 1	第80分団第1部(1丁目~4丁目)
	〃	〃 2	第80分団第2部(5丁目~7丁目)
	〃	〃 3	第84分団第1部(上岩野)
	〃	〃 4	第85分団第5部(豊田)
	〃	〃 5	第86分団第3部(内)
	〃	〃 6	第83分団第1部(鞍掛)
	〃	〃 7	第82分団第5部(内目)
	〃	〃 8	第81分団第5部(荻迫)
	〃	〃 9	第87分団第1部(慈恩寺・加村・温泉)
	〃	〃 10	第87分団第4部(宮原・西宮原)
	〃	〃 11	北区役所公用車(広報車)
	〃	〃 12	北区役所公用車(交通指導車)

*基地局 7局(危機管理防災総室、南・北区役所、河内・飽田・天明・城南総合出張所)

*移動局 99局(車載型40局、携帯型59局)

(ウ) 固定系（災害情報伝達システムを含む）系統図



4. 災害危険箇所等

熊本市地域防災計画書資料編参照

(資-242 から 資-362 まで)

V	災害危険箇所等	242
1	急傾斜地崩壊危険箇所等	242
(1)	土砂災害警戒区域等指定区域と警戒避難体制	242
(2)	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	247
(3)	山腹崩壊危険地区	251
(4)	崩壊土砂流出危険地区	254
(5)	地すべり防止区域	255
(6)	地すべり危険地区	255
(7)	急傾斜地崩壊危険箇所(県調査箇所)	256
2	土石流危険溪流	300
(1)	土石流危険溪流(県調査箇所)	300
(2)	土石流危険溪流	321
3	重要水防区間及び箇所	323
(1)	評定基準	323
(2)	国土交通省管理河川	325
(3)	県管理河川	347
(4)	その他の河川	348
4	海岸	350
5	道路冠水・落石・崩壊	350
(1)	県道冠水箇所	350
(2)	市道冠水箇所(西部土木センター)	351
(3)	市道冠水箇所(東部土木センター)	352
(4)	市道冠水箇所(北部土木センター)	353
(5)	県指定道路危険箇所	353
(6)	市道冠水箇所(その他)	356
(7)	重要水防区間(県橋梁)	357
(8)	重要水防施設一覧表(ダム・水門・堰)	357
6	重要水防施設	358
(1)	水門等	358
(2)	排水機場	360
(3)	堰・樋門管理調書	362

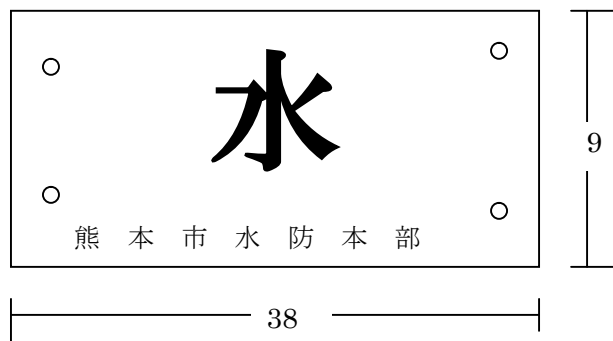
5. 公用負担証

1. 水防法第21条に規定された権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、またその権限を委任された者は委任証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。
2. 水防法第21条の規定により、公用負担の権限を行使した場合は、次のような証票を2通作成して、その1部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理者は時価により、その損失を補償するものとする。

公用負担の証		
住所		
負担者		
氏名		
物件数量負担内容（使用・収用・処分等）	日時	摘要（使用箇所）
平成 年 月 日		
命令者		
氏 名		⑩

6. 水防標識

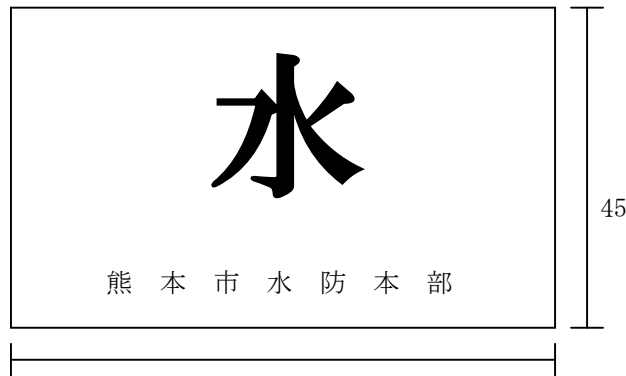
1. 水防に従事する熊本市水防本部員が出動するとき、標識として次の腕章をつける。



(備考)

- ① 水 の字の色彩および熊本市水防本部の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

2. 水防のため、優先通行できる車両の標識は、次のとおりである。



(備考)

60

- ① 水 の字の色彩および熊本市水防本部の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

7. 水防職員の身分証明書

1. 熊本市水防本部職員の身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
<p style="text-align: center;">水防職員証</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">水</p> <p style="text-align: center;">上記の者、熊本市水防職員たることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 熊本市長 ○○ ○○</p>	<p style="text-align: center;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center;">表記の者に、熊本市区域内における水防法第21条第1項の権限を委任したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 熊本市長 ○○ ○○</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(心得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名者以外の者の使用を禁ずる。 ・水防本部員の身分を失ったときは、本証は直ちに返還する。 ・本証は、水防法に基づく立ち入り証である。

(備考)

- ① 水 の字の色彩および熊本市水防本部の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

8. 水防報告書

1. 水防活動が完了したときは、原則として 7 日以内に、次の事項については市長および知事あて報告する。

- (1) 堤防・その他施設等異常の有無
- (2) 使用資材の種類および員数、その他の消耗分および回収分
- (3) 水防法第 28 条による公用負担下命の種類および価格
- (4) 他管理団体の応援状況
- (5) 居住者の出動状況
- (6) 警察の援助状況
- (7) 現場指導吏員
- (8) 立退きの状況
- (9) 水防関係者の死傷の有無
- (10) その他の必要ありと認める事項
- (11) 後の水防につき考慮を要する点、その他の所見

2. 水防実施状況報告書(次ページ記載のとおり)

水防実施状況報告書

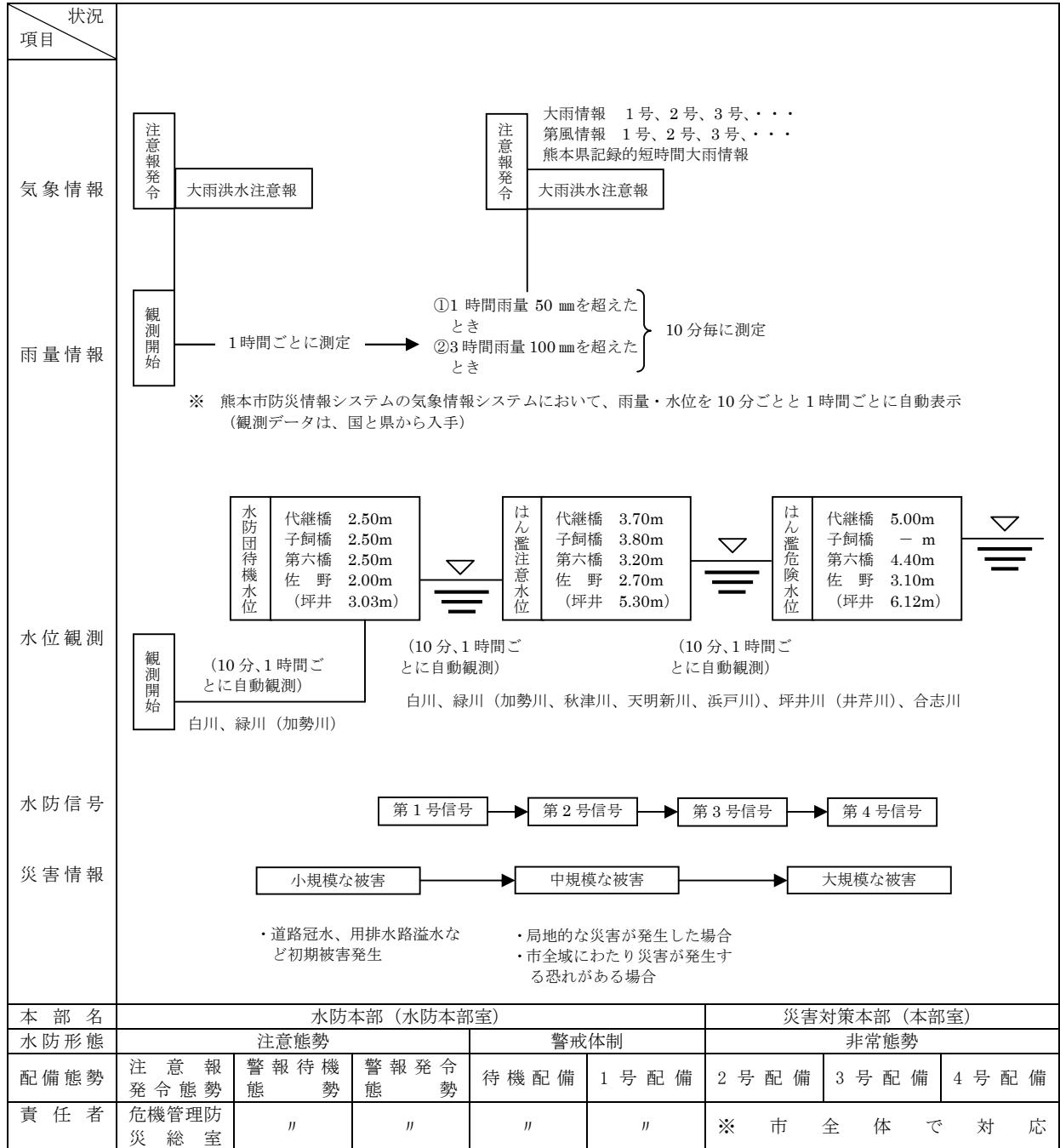
(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊞

管理団体名									指定・非指定の別					
水防実施時の台風名豪雨名									報告年月日		平成 年 月 日			
場 所	左岸 川 右岸 地先 m								所要経費	人件費		管理団体分	県分	合計
	日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									手当	円	円	円
出動人員数		水防団員	消防団員	その他	合計	円	円	円			円			
	人	人	人	人	器材費	円	円	円						
	工 法				燃料費	円	円	円						
	水防活動の概況および工 法				雑費	円	円	円						
	箇所 m				計	円	円	円						
出水位 はん濫注意水位 雨 量										合計	円	円	円	
水防の結果	施設等	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口		使用資材	かます・俵	俵	俵	俵
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	人		むしろ	枚	枚	枚	
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	なわ	kg	kg	kg		
										丸太	本	本	本	
他の団体よりの応援状況									立退きの状況およびそれを指示した理由					
居住者出動状況									水防功労者の氏名、年令、所属、およびその功績概要					
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異状の有無および緊急工事を要したものが生じたときはその場所および損傷状況					
現場指導者氏名									水防活動に関する自己批判					
水防関係者の死傷									備 考					

9. 水災害想定図（気象予警報その他各種情報に基づく災害配備態勢の過程）



参考資料

1. 熊本市消防団幹部名簿

熊本市消防団幹部名簿 平成24年4月1日付

方面	階級	氏名
	団長	米村 昌昭
1	副団長	西園 健二
2	副団長	関谷 新一
3	副団長	宮田 新光
4	副団長	吉本 康二
5	副団長	田尻 孝秀
6	副団長	鳥本 一正
7	副団長	田中 純一
8	副団長	廣瀬 貴一
9	副団長	山下 丸輝
10	副団長	竹口 正誠
11	副団長	田尻 澤正
12	副団長	山本 典夫
13	副団長	大緒 孝秀
14	副団長	村上 秀夫
15	副団長	坂田 誠二
本部	顧問	間田 誠二

方面	分団名	氏名	階級	氏名	階級	方面	分団名	氏名	階級	氏名	階級
1	第1分団(津)	村上 康利	副団長	緒方 謙二	副団長	4	第49分団(力合)	田島 勝春	副団長	西岡 保次	副団長
1	第2分団(若)	村元 元二	副団長	高見 利雄	副団長	4	第50分団(田尻)	西山 泉	副団長	高島 良博	副団長
1	第3分団(津)	川村 裕敏	副団長	松窪 幸一	副団長	3	第51分団(橋)	田中 繁光	副団長	田中 謙也	副団長
1	第4分団(津)	村中 洋一	副団長	竹本 出也	副団長	1	第52分団(東野)	佐土原 繁光	副団長	田上 誠也	副団長
1	第5分団(津)	梅田 富夫	副団長	原口 誠一	副団長	1	第53分団(橋)	豊後 永藤	副団長	高久 幸一	副団長
2	第6分団(津)	畑田 元治	副団長	永垣 正三	副団長	2	第54分団(橋)	青山 真也	副団長	村上 勝巳	副団長
1	第7分団(津)	光倉 洋	副団長	大橋 恭一	副団長	3	第55分団(武蔵)	山中 孝治	副団長	古谷 隆文	副団長
1	第8分団(津)	倉島 洋	副団長	安藤 真一	副団長	4	第56分団(武蔵)	宮永 雄久	副団長	吉野 弘利	副団長
1	第9分団(津)	西村 壽夫	副団長	山藤 哲一	副団長	3	第57分団(田尻)	岡島 正一	副団長	松本 雄男	副団長
2	第10分団(津)	伊藤 良一	副団長	津曲 誠	副団長	2	第58分団(武蔵)	原田 秀二	副団長	吉野 勝	副団長
2	第11分団(津)	渡邊 北朗	副団長	高本 浩平	副団長	4	第59分団(武蔵)	田畑 穂	副団長	後藤 尾正	副団長
2	第12分団(津)	長浜 健郎	副団長	浦上 雄平	副団長	1	第60分団(武蔵)	橋本 博康	副団長	益城 信一	副団長
11	第13分団(津)	米島 勇治	副団長	堀中 良児	副団長	7	第61分団(武蔵)	河野 大介	副団長	下田 幸三	副団長
11	第14分団(津)	松本 峰生	副団長	堀浦 敏孝	副団長	7	第62分団(武蔵)	岡田 隆博	副団長	下村 一智	副団長
11	第15分団(津)	森政 信	副団長	田尻 弘二	副団長	8	第63分団(武蔵)	小田 博彦	副団長	園田 清也	副団長
11	第16分団(津)	村博 文昭	副団長	高本 廣喜	副団長	8	第64分団(武蔵)	豊田 博司	副団長	田代 英樹	副団長
11	第17分団(津)	吉門 秀郎	副団長	和田 貞介	副団長	2	第65分団(武蔵)	永田 恵子	副団長	西川 宣朝	副団長
3	第18分団(津)	村廣 美弘	副団長	米坂 啓二	副団長	8	第66分団(武蔵)	中野 栄一	副団長	村佳 国広	副団長
3	第19分団(津)	宮崎 政	副団長	本田 清一	副団長	9	第67分団(武蔵)	杉野 大誠	副団長	竹原 貴博	副団長
3	第20分団(津)	松谷 家津	副団長	志水 博昭	副団長	9	第68分団(武蔵)	西谷 聖隆	副団長	米門 次三	副団長
2	第21分団(津)	山本 伸也	副団長	津田 浩三	副団長	10	第69分団(武蔵)	富田 隆弘	副団長	田尻 隆弘	副団長
2	第22分団(津)	中米 和隆	副団長	松村 寿浩	副団長	10	第70分団(武蔵)	清崎 博幸	副団長	金光 良昌	副団長
2	第23分団(津)	中米 邦男	副団長	福永 利三	副団長	10	第71分団(武蔵)	岡村 孝正	副団長	岡村 照治	副団長
4	第24分団(津)	西田 勉郎	副団長	宮崎 貞男	副団長	12	第72分団(武蔵)	大石 光晴	副団長	木野 正一	副団長
4	第25分団(津)	能田 伸一	副団長	岡村 全宏	副団長	12	第73分団(武蔵)	中口 優	副団長	紫部 潤純	副団長
4	第26分団(津)	浅井 俊朗	副団長	西栗 浩光	副団長	13	第74分団(武蔵)	早野 悟	副団長	南樹 公一	副団長
4	第27分団(津)	吉野 誠二	副団長	栗山 正明	副団長	13	第75分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	河野 勝也	副団長
5	第28分団(津)	野中 輝治	副団長	福田 哲雄	副団長	13	第76分団(武蔵)	早野 悟	副団長	村口 浩一	副団長
5	第29分団(津)	小嶋 榮一	副団長	伊藤 俊次	副団長	13	第77分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
5	第30分団(津)	宇田 善通	副団長	仁田 信二	副団長	13	第78分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
5	第31分団(津)	河野 照	副団長	園田 博巳	副団長	13	第79分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第32分団(津)	福田 克信	副団長	水本 幸二	副団長	14	第80分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第33分団(津)	坂原 幸親	副団長	吉本 浩実	副団長	14	第81分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第34分団(津)	小上 嶋	副団長	生島 栄二	副団長	14	第82分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第35分団(津)	村上 実也	副団長	若吉 雄二	副団長	15	第83分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第36分団(津)	村上 早司	副団長	若吉 雄二	副団長	15	第84分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第37分団(津)	村上 昭司	副団長	若吉 雄二	副団長	15	第85分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第38分団(津)	村上 昭司	副団長	若吉 雄二	副団長	15	第86分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
6	第39分団(津)	村上 昭司	副団長	若吉 雄二	副団長	15	第87分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長
4	第40分団(津)	村上 昭司	副団長	若吉 雄二	副団長	15	第88分団(武蔵)	岩村 万代	副団長	岩村 万代	副団長

2. 消防関係機関電話番号

関係機関電話番号(096)

テレホンサービス	371-2500
熊本市消防局代表	363-0119
消防課消防団室直通	372-2770
FAX	363-2044
〒862-0971 熊本市大江3丁目1-3	
消防協会熊本支部	371-8139
中央消防署	371-0119
西消防署	325-0119
健軍消防署	367-0119

熊本市役所	328-2111
熊本市危機管理防災室	328-2490
熊本県庁	383-1111
熊本県消防学校	286-9222
熊本県消防協会	364-3786
熊本市北部総合支所	245-2111
熊本市河内総合支所	276-1111
熊本市飽田総合支所	227-1111
熊本市天明総合支所	223-1111
熊本市富合総合支所	357-4111

3. 防災関係機関等電話番号

(平成24年4月1日現在)

名 称	番 号	名 称	番 号
熊 本 地 方 気 象 台	096-324-3283	熊 本 県 庁	096-383-1111
【 時 間 外 】	096-352-0345	熊 本 市 役 所	096-328-2111
熊 本 海 上 保 安 部	0964-52-3103	災 害 対 策 本 部	096-311-1111
熊 本 空 港 事 務 所	096-232-2853	水 防 本 部	096-328-2222
九州地方整備局熊本河川国道事務所	096-382-1111	熊 本 市 消 防 局	096-363-0119
白 川 地 域 防 災 セ ン タ ー	096-354-5454	中 央 消 防 署	096-371-0119
九州地方整備局菊池川河川事務所	0968-44-2171	西 消 防 署	096-325-0119
陸上自衛隊第42普通科連隊	096-343-3141	東 消 防 署	096-367-0119
熊 本 県 熊 本 土 木 事 務 所	096-367-1111	宇 城 広 域 連 合 消 防 本 部	0964-22-0554
熊 本 県 警 察 本 部	096-381-0110	山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 部 消 防 本 部	0968-43-1191
熊 本 北 警 察 署	096-323-0110	熊 本 市 上 下 水 道 局	096-361-5448
熊 本 南 警 察 署	096-326-0110	熊 本 市 交 通 局	096-361-5211
熊 本 東 警 察 署	096-368-0110	熊 本 市 東 部 土 木 セ ン タ ー	096-367-4360
宇 城 警 察 署	0964-33-0110	熊 本 市 西 部 土 木 セ ン タ ー	096-355-2936
山 鹿 警 察 署	0968-44-0110	熊 本 市 北 部 土 木 セ ン タ ー	096-245-5050
日 本 赤 十 字 社 熊 本 県 支 部	096-384-2100	中 央 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-328-2610
日 本 赤 十 字 社 熊 本 県 支 部 事 業 推 進 課	096-384-2119	東 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-367-9121
西 日 本 電 信 電 話 (株) 熊 本 支 店	096-321-3083	西 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-329-1142
九 州 電 力 (株) 熊 本 東 営 業 所	0120-986-604	南 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-357-4112
九 州 電 力 (株) 熊 本 西 営 業 所	0120-986-603	北 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-272-1110
九 州 電 力 (株) 宇 城 営 業 所	0120-986-605	熊 本 市 北 部 総 合 出 張 所	096-245-2111
九 州 電 力 (株) 玉 名 営 業 所	0120-986-601	熊 本 市 河 内 総 合 出 張 所	096-276-1111
西 部 ガ ス (株) 熊 本 支 店	096-370-0919	熊 本 市 飽 田 総 合 出 張 所	096-227-1111
九 州 旅 客 鉄 道 (株) 熊 本 支 社	096-324-4303	熊 本 市 天 明 総 合 出 張 所	096-223-1111
西 日 本 高 速 道 路 (株) 九 州 支 社 熊 本 高 速 道 路 事 務 所	0965-39-0711	熊 本 市 城 南 総 合 出 張 所	0964-28-3111
熊 本 中 央 郵 便 局	096-346-6671	小 島 河 川 防 災 セ ン タ ー	096-329-5951
N H K 熊 本 放 送 局	096-326-8203	熊 本 市 社 会 福 祉 協 議 会	096-322-2331
熊 本 日 日 新 聞 社	096-361-3111	(社) 熊 本 県 建 設 業 協 会 熊 本 支 部	096-372-7575
(株) 熊 本 放 送	096-328-5500	熊 本 市 医 師 会	096-362-1221
(株) テ レ ビ 熊 本	096-354-3411	(社) 日 本 ア マ チ ュ ア 無 線 連 盟 熊 本 県 支 部	096-286-3811
(株) 熊 本 県 民 テ レ ビ	096-363-6111	(社) 熊 本 県 ト ラ ッ ク 協 会	096-369-3968
熊 本 朝 日 放 送 (株)	096-359-9032	(社) 熊 本 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	096-381-3131
(株) 熊 本 シ テ ィ エ フ エ ム	096-323-6611	気 象 情 報	096-356-8080
(株) エ フ エ ム 熊 本	096-353-3131	道 路 情 報	096-380-2861
		火 災 情 報	096-371-2500

4. 水防工法

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水(盗水)による場合…堤防から水があふれてで、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透(漏水)による場合…河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水防工法一覧表

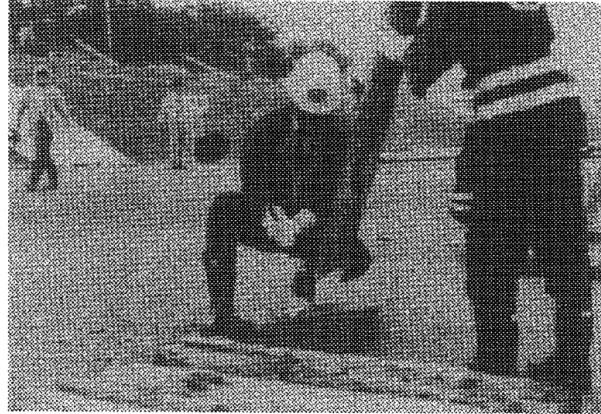
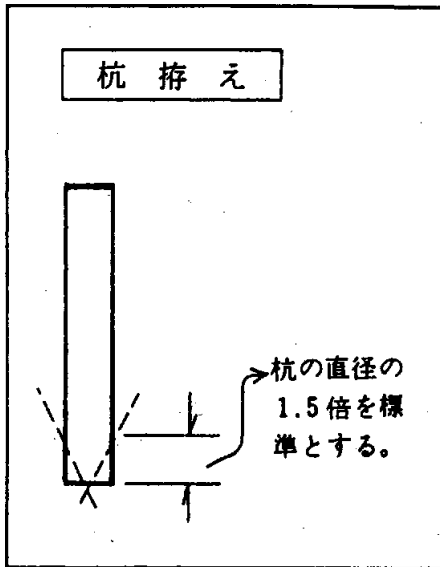
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マットエ (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピツ、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプくい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
漏水	川裏対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹くい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけ流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり免に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築まわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端と裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材		
				現在		
裏 の 崩 壊	き 裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう	
		力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	崩 壊	り	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
			くい打ち積み 土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
			つなぎくい 打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
			さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
			築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去 牒	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口		
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車		

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

(1) 杭 拵 え



拵え方：2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

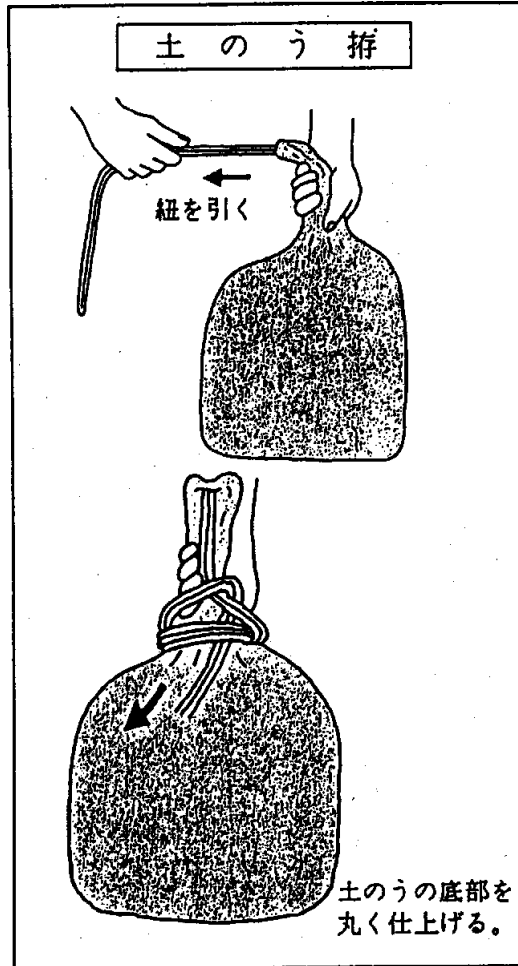
杭拵え数量表(1組当り10本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	杭	末口9cm 長1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

(2) 土のう作り

土のう拵えの用法: 各種工法の重り土のう、積土のう、積土のう及び詰土のう。

拵え方: 土のう袋に土砂を30kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終えたら、紐を2~3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



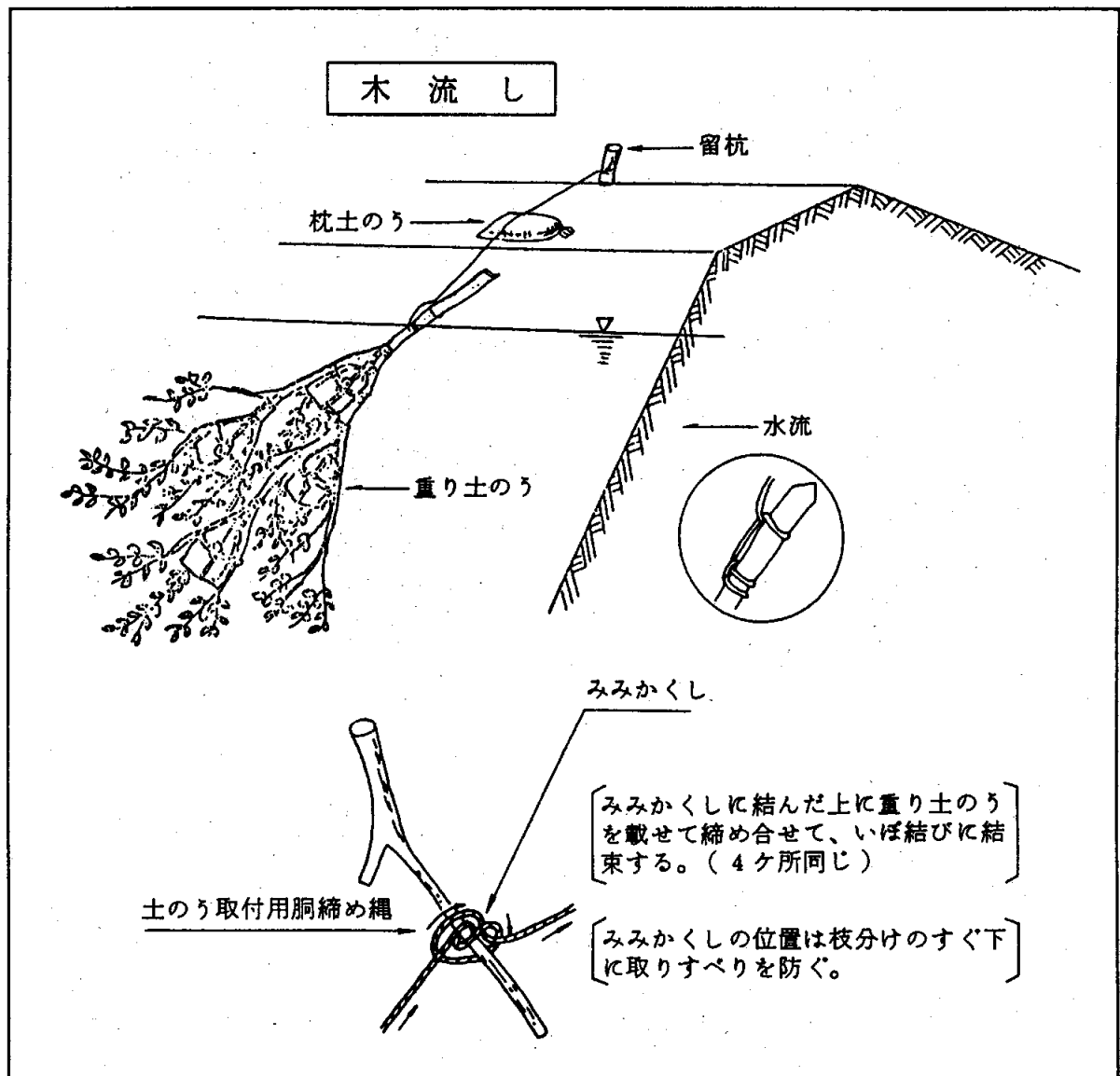
土のう拵え数量表(1組当り20袋)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
2人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1	

(3) 木流し工法

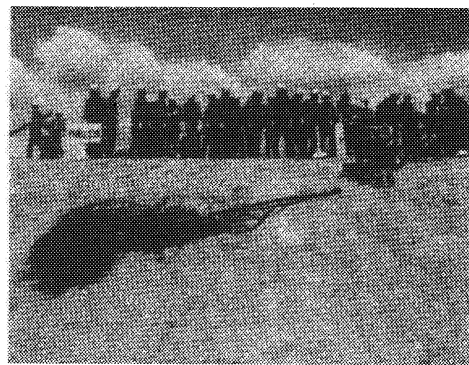
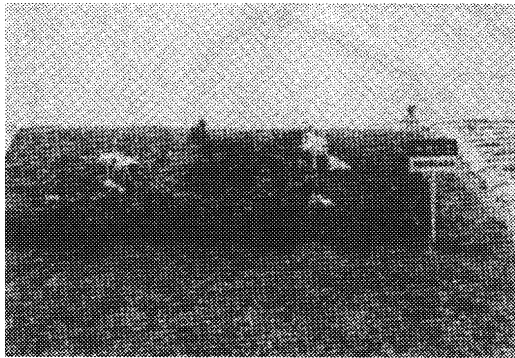
目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

持 え 方：枝葉の繁茂した樹木(又は竹)を根本から切り、枝に重り土のう(又は石俵)を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

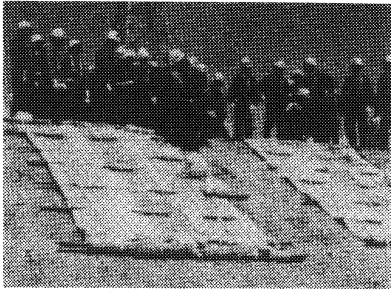


木流し数量表(1組当り1本)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	雑 木	長 約5.5m 末口 9cm	本	1	掛矢	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	本	1	ペンチ	丁	1	
	土 の う	ひも付き	袋	5				
	二 子 縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三 子 縄 (吊 縄)	長 14.5m (2ツ折)	本	4				
	鉄 線	10#亜鉛鍍	m	20				

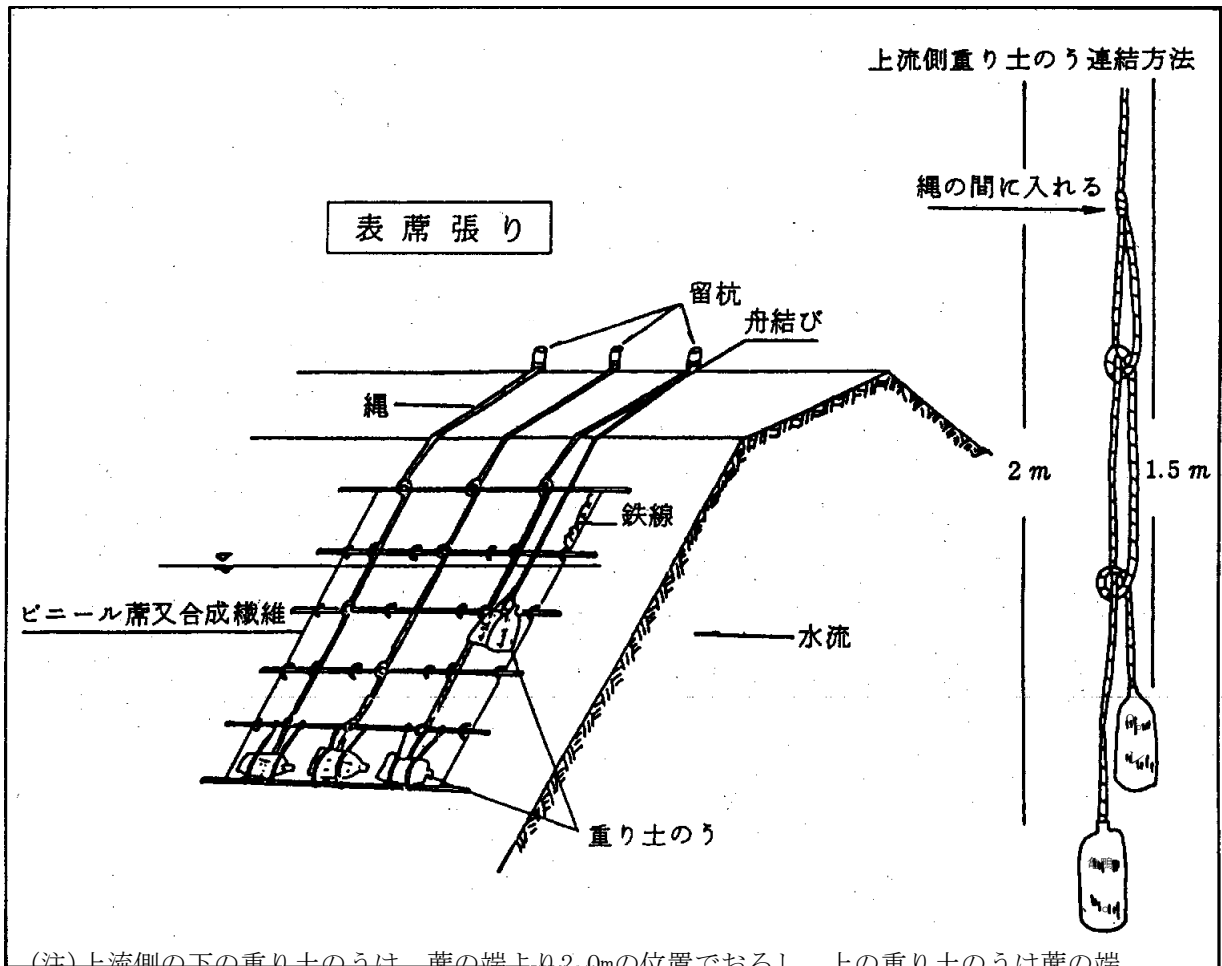


(4) 表蓆張り



目的：川表法崩壊及び透水防止。

持え方：崩壊面の大きさに応じ、薦を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合せ、(シートを使用する場合は縫い合せる作業はない。)横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして賓の子巻とし、天端から廻し縄を除々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹(長さ45cm、幅2cm位)を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうのをせて固定させる。



(注) 上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端

より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

表席張り数量表〔ビニール蓆又は合成繊維シート使用〕(1組1枚当り)

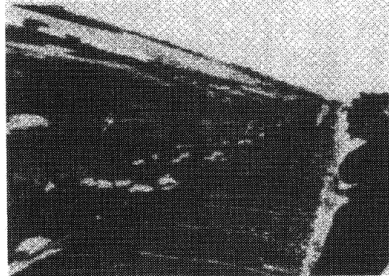
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm	枚	9	縫針	個	2~3	合成繊維シートの場合、縫針必要なし
		又は 合成繊維シート 5.0m×2.7m	〃	1				
	竹	目通り 9cm 長 2.9m	本	6	掛矢	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.2m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				枕土のう外3袋
	二子縄	長3.5m(ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使用の場合必要なし
	〃	長5.5m(〃)	〃	2				〃
	〃	長6.5m(〃)	〃	6				
	〃	長61.0m(〃)	〃	1				
	蓆吊縄	長11.0m(〃)	〃	3				
	三子縄	長12.0m(〃)	〃	3				
	〃	長7.5m(〃)	〃	2				
〃	長14.5m(〃)	〃	1					



(5) 改良木流し

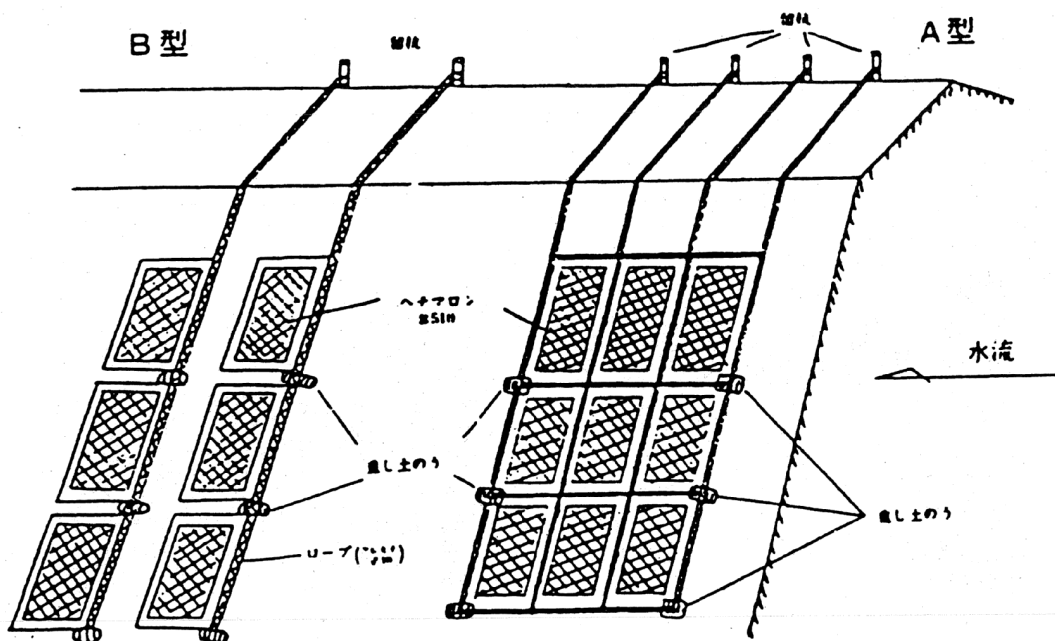
目的：堤防表法面洗掘及び崩壊防止。

拵え方：堤防裏肩に留杭(末口9cm、長1.2m程度)を打ち込み、これに繊維マットの固定用ロープを結束し、マットの端部におもし土のう(又はコンクリートブロック)を3~6個取り付けて、上流より流しかけ崩壊面に固定させる。

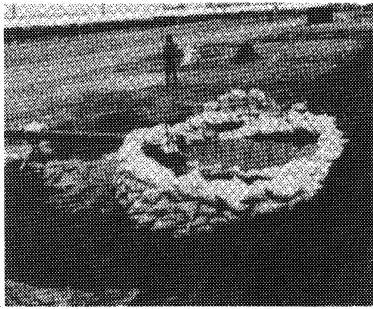


改良木流し数量表(1組当り)

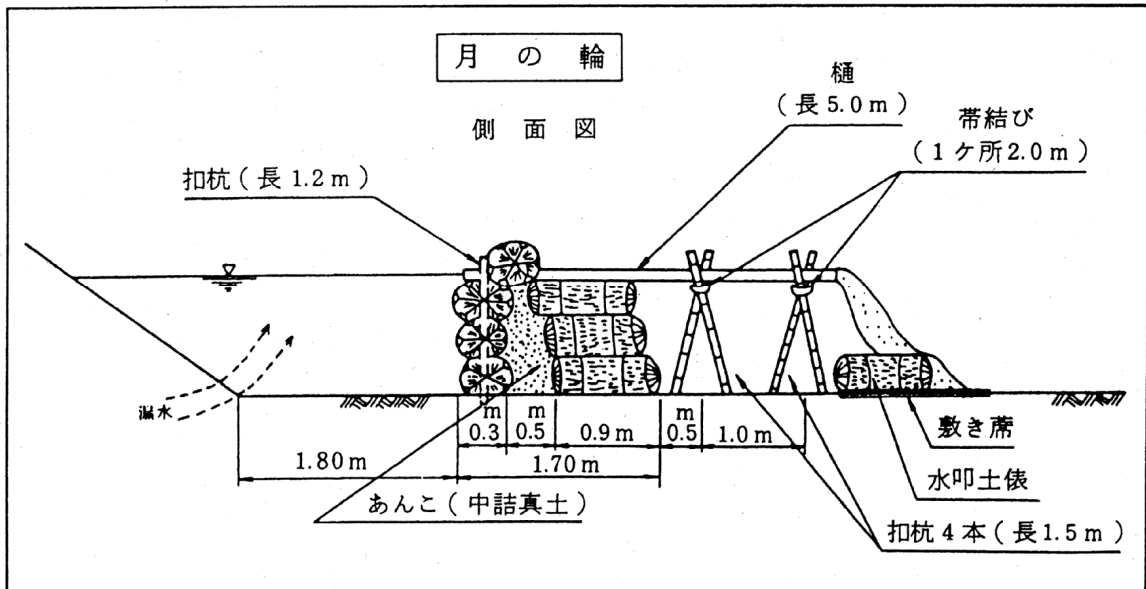
	資材				器具			備考
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
A型	繊維マット	4m×2.5m	枚	1	掛矢	丁	1	
	土のう		袋	6				
	木杭	長1.2m、末口9cm	本	4				
B型	繊維マット	4.8m×0.9m	枚	1	掛矢	丁	1	
	土のう		袋	3				
	木杭		本	1				



(6) 月の輪



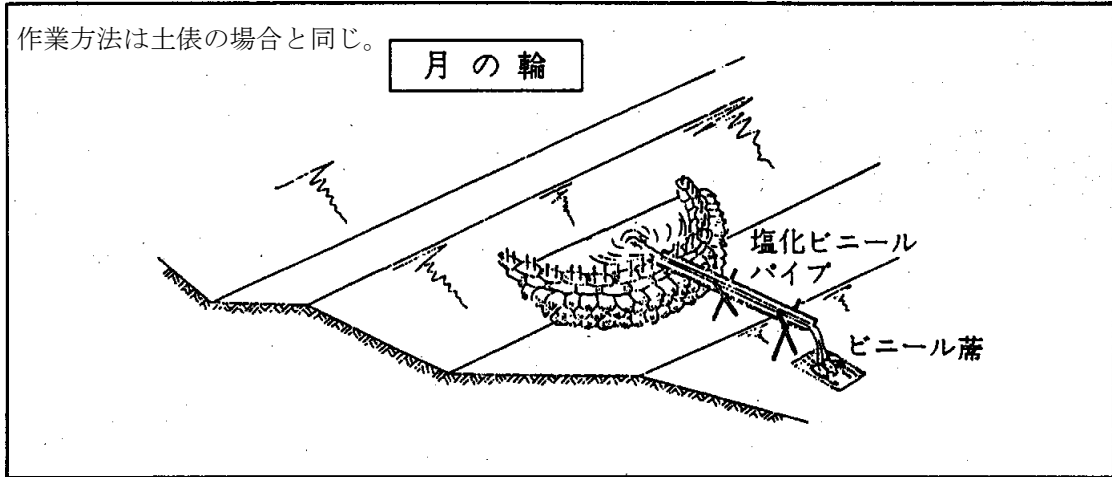
目的：川裏の漏水を堰き上げて、透水の圧力を弱める。
 拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状(半径1.8m)に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蔦等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



月の輪数量表(1ヶ所当り)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
25人	土 俵	棧 俵 付	俵	110	掛 矢	丁	2	
	杭	長 1.5m 末口 6cm	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	長 1.8m 末口 6cm	本	4	モッコ	組	4	
	蓆	0.9mX1.8m	枚	1				
	2子縄	長 2.0m	本	2				
	三角樋	長 5.0m	本	1				
	土 砂		m ³	4				

[土のうを使用する場合]



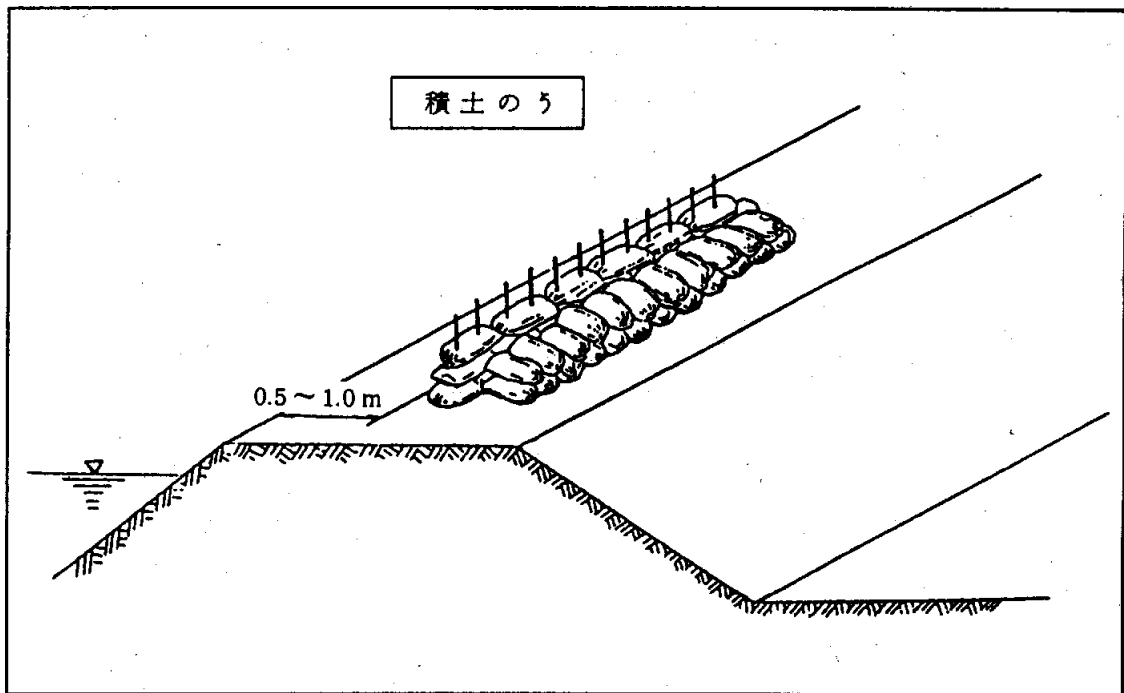
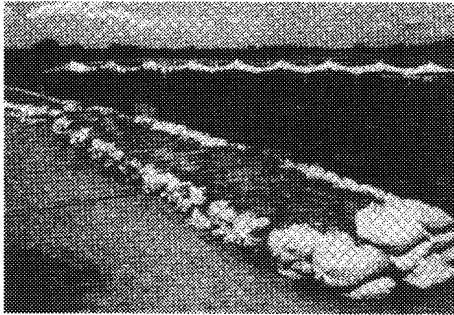
月の輪数量表 [土のう使用] (1ヶ所当り=半径1.5m)

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
25人	土 の う		袋	350	掛矢	丁	2	水もれ防止用
	鉄 杭	長1.2m×φ16m/m	本	40	スコップ	丁	8	
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木 杭	長1.8m 末口6cm	本	4				
	2 子 縄	2m	本	2				
	塩化ビニールパイプ	長5.0m φ10~15cm	本	1				
	ビニールシート	5×5m	枚	1				
	土 砂		m ³	4				

(7) 越水防止工

目 的：越水防止

拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、十分に踏み固める。



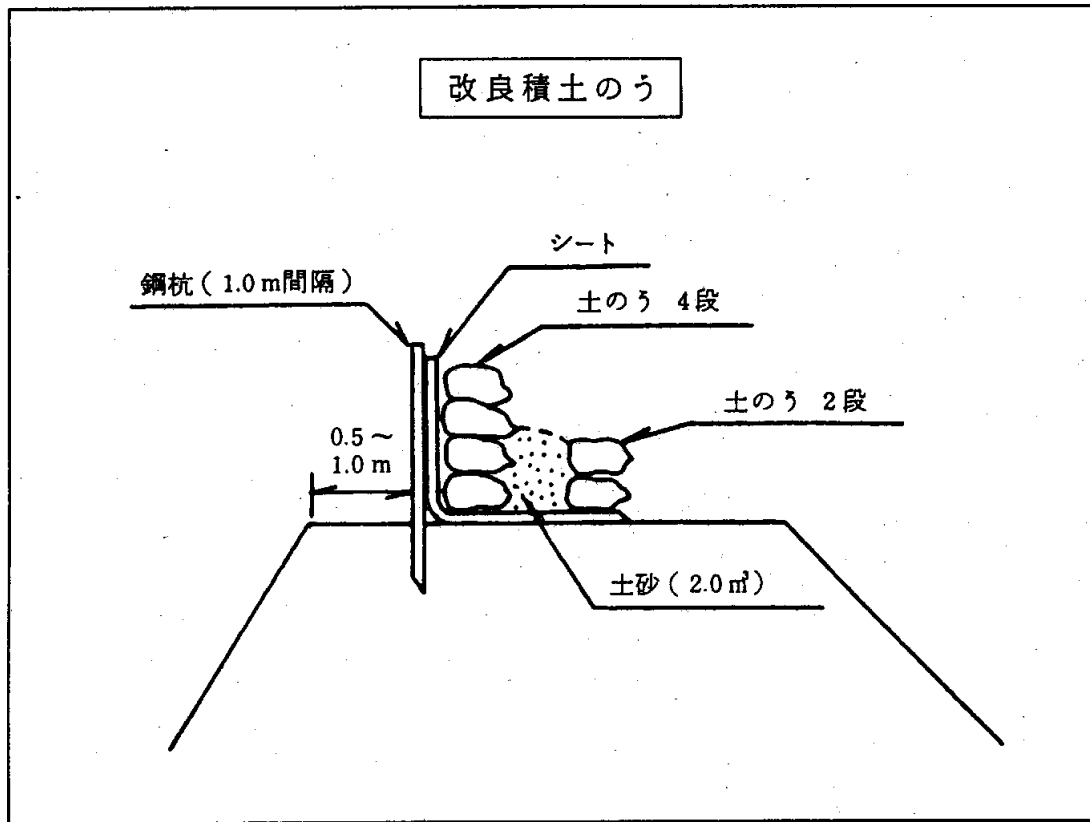
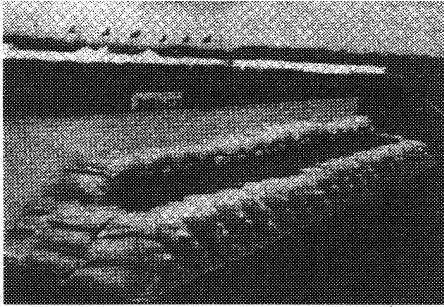
積土のう数量表(1組当り)10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20人	土のう		袋	140	掛 矢	丁	2	前3段、後2段 1袋当り2本使用
	鋼 杭	長1.2m φ16m/m	本	40	スコップ	丁	4	
	土 砂		m ³	2	モッコ	組	3	

[改良積土のう、シート使用の場合]

目 的：越水防止

拵え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



数量表(1組当り)10m当り

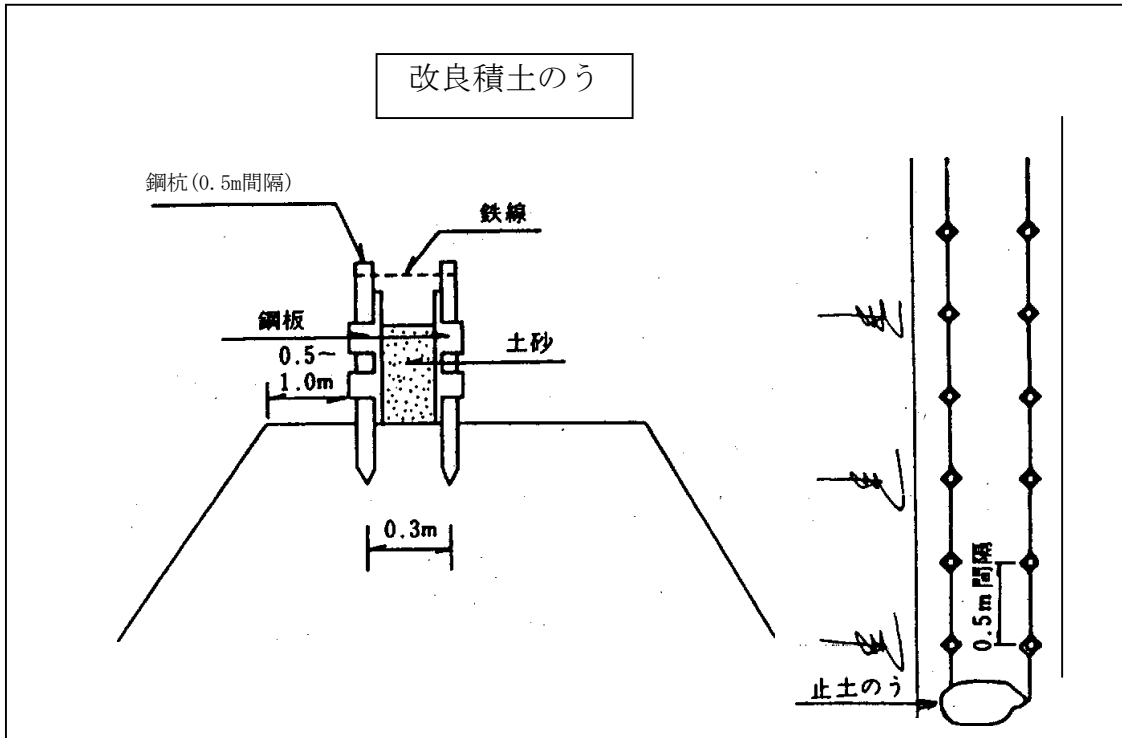
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	シート	長さ10m 巾2.0m	枚	1	掛矢	丁	2	前3段 後2段
	鋼 杭	長さ1.2m φ16m/m	本	11	スコップ	丁	4	
	土のう		袋	140	モッコ	組	3	
	土 砂		m³	2				

[改良積土のう、土留鋼板使用の場合]



目 的：越水防止

拵え方：川表肩から0.5m~1.0mくらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱(丸パイプ)を0.5m間隔に通し、枚数つなぎ合わせて、川表と川裏に立て支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



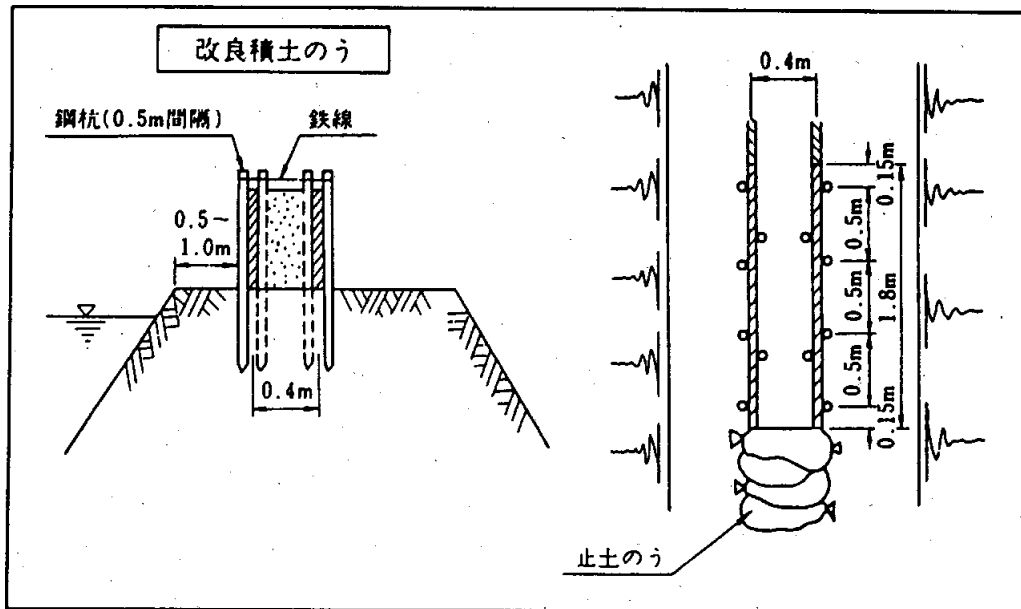
数量表(1組当たり)10m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20人	土留鋼板	長さ1.8m 巾43cm	枚	28	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	長さ1.5m φ48.6m/m	本	30	スコップ	丁	4	
	鋼 線	10#長さ2.0m	本	15	モッコ	組	3	
	土のう	1口止用	袋	30				
	土 砂		m ³	3				

[改良積土のう、疊工法の場合]

目的：越水防止

持え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に疊を0.4m間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



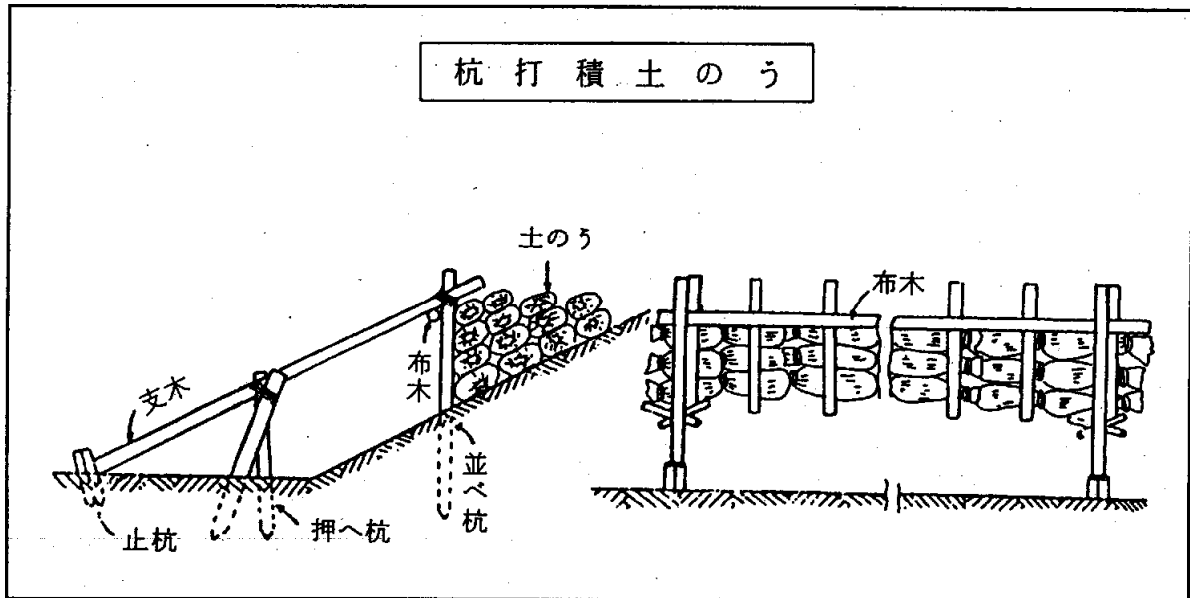
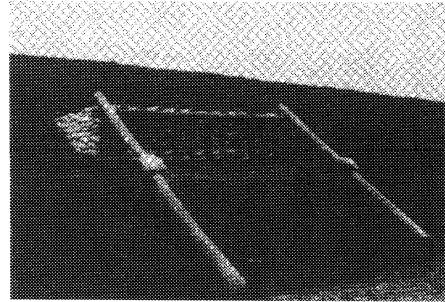
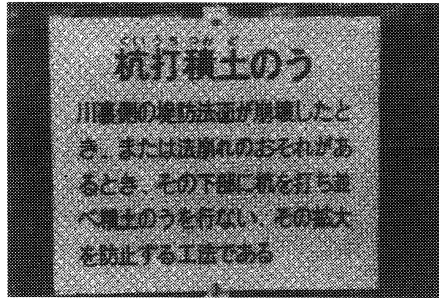
数量表(1組当り)10.8m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	疊	長さ1.8m 巾0.9m	枚	12	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	長さ2.0m φ48.6m/m	本	72	スコップ	丁	4	
	鉄 線	10#長さ2.0m	本	24	モッコ	組	3	
	土のう		袋	30				
	土 砂		m ³	4				

(8) 杭打積土のう

目的：川裏法崩壊防止◎

持え方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長5.0mの布木を結び付け更に長4.0mの支木を3.60m毎に取り付ける。支えの木の中に押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。



● 杭打積工俵数量表

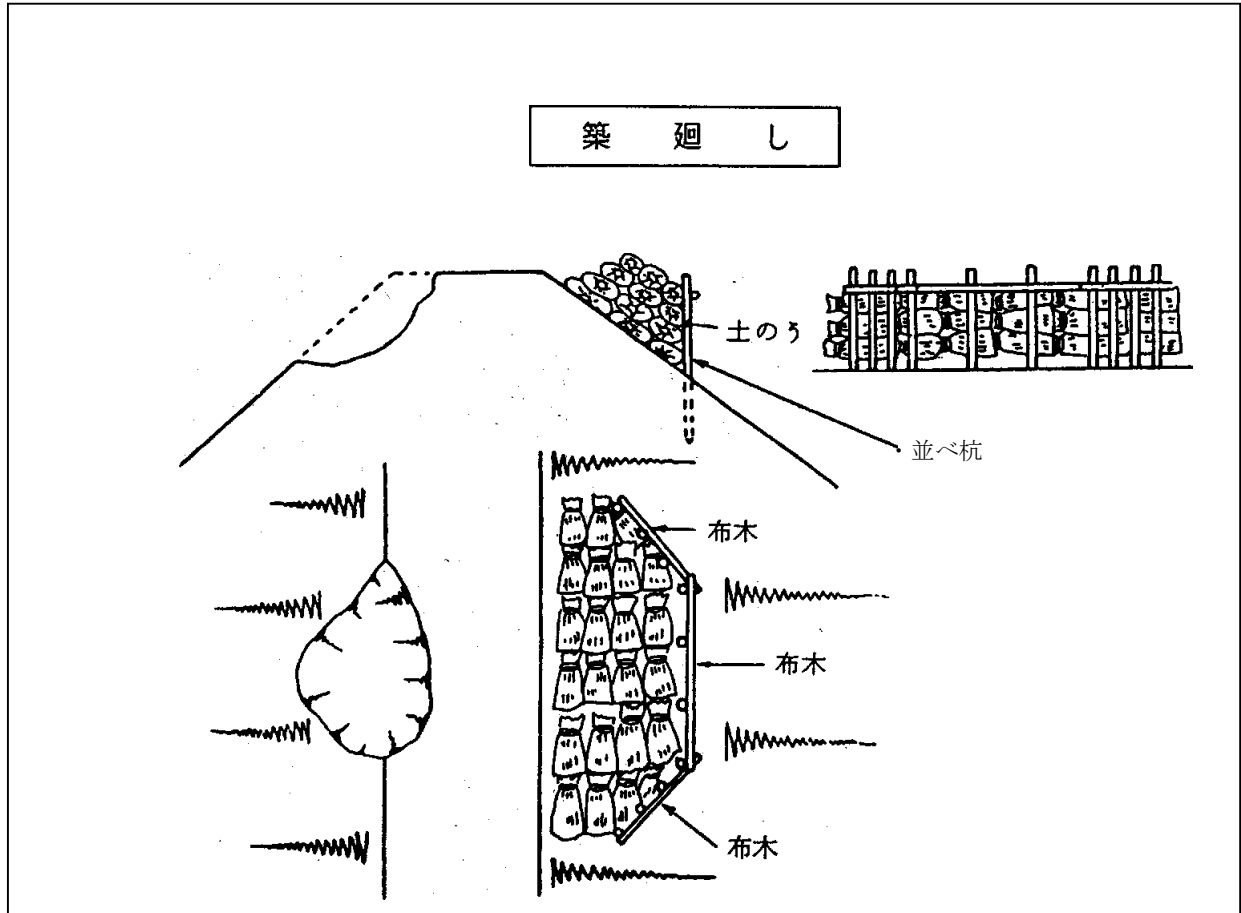
人員	資 材			
	名 称	形状寸法	単 位	員 数
10人	支 木	長さ4~5m φ15cm	本	3
	木杭(並べ杭)	長さ2.5m φ10cm	本	3
	押さえ木	長さ1.5m φ10cm	本	4
	止 杭	長さ1.2m φ10cm	本	4
	カスガイ	長さ30cm	本	4
	土のう		袋	250
	鉄 線	10#	m	75

(9) 築廻し

目的：川表の崩壊、法面の補強

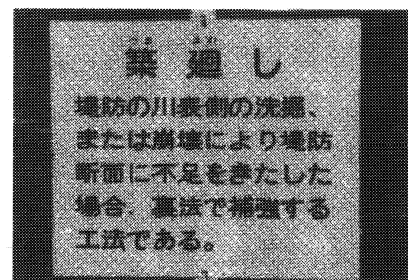
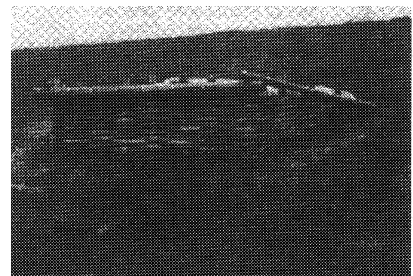
拵え方：心々0.90mくらいに杭を打ち込み、竹棚(又は粗朶)を編み付け、内部に土のうを詰める。

崩壊箇所は薦張などを行って川裏に築廻しを施す。



● 築廻し工法数量表(1組当り)

人員	資 材				摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	
12人	布 木	長さ3.6m φ 12cm	本	1	
	左・右布木	長さ2.4m φ 12cm	本	2	
	木 杭	長さ1.8m φ 10cm	本	11	
	竹	目通り30cm	本	15	
	土のう		袋	250	土のう使用
	鉄 線	10#	m	100	



雨期や台風にそなえて

今年もまた梅雨の季節が近づきました。「備えあれば憂いなし」です。次の点に留意して雨期に備えましょう。

○ 日頃の準備、心構え

- (1) 自分の住んでいるところの地理的な特徴や環境の変化など、十分頭に入れて、家族全員で災害対策について考えておく。
- (2) 冠水防止のために、ふだんから側溝や排水路を掃除して水の流れをよくしておく。
- (3) ガスのボンベなど浸水のときに流失しやすいものはしっかりと固定しておく。
- (4) 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオを用意し、非常用品、非常持出品なども必ず準備しておく。
- (5) 風に飛ばされやすいものは家の外に置かない。
- (6) 窓ガラスなどの割れやすいものには補強を行う。

○ ガケ崩れに備えて

近年の災害で死亡者や負傷者の発生した原因の多くはガケ崩れによるものです。したがって、

- (1) ガケ崩れの恐れのある所は定期的に見廻りをする。
- (2) ガケに地割れができたり、わき水がにごったり、石がバラバラ落ちるときは特に注意する。
- (3) ビニール等で亀裂を覆い、雨水の浸透を防ぐほかガケに雨水を流さないように水路をつくる。
- (4) 崩れそうな石積みは補強し、風で地盤を揺さ振る大木があれば切っておく。

○ 避難の心得

- (1) 災害から身を守るには「逃げるが一番」です。気象情報や雨の降り具合に気をつけ、早目早目の避難を心掛ける。
- (2) 老人、病人などのいる家庭では特に細かな避難対策を考えておく。
- (3) 避難場所や避難経路を十分熟知しておく。
- (4) ガスの元栓を締めるなど火の始末に気をつける。
- (5) 服装は行動し易いものとし、落下物から身を守るため、ヘルメットや頭巾を用意する。
- (6) 水防本部や警察・消防の避難の指示に従って冷静に行動する。

5. 災害対策本部関係

(1) 災害対策本部設置まで

						災害対策本部		
水防	注意報発令 態勢	警報待機 態勢	警報発令 態勢	待機配備 態勢	1号配備 態勢	2号 配備 態勢	3号 配備 態勢	4号 配備 態勢
震災	—	警戒態勢（災害警戒本部）						
		待機配備態勢	1号配備態勢					
津波	注意報態勢	警戒態勢（災害警戒本部）						
		待機配備態勢	1号配備態勢					

*水防とその他の災害（地震等）において、災害対策本部設置までの経緯が違います。

(2) 地震及び津波時における体制

態勢	配備態勢	本部設置		震災時	津波時	
注意	注意		配備時期	—	津波注意報が発令された場合	
			配備内容	—	—	
			態勢要員	危機管理防災総室職員自宅情報収集	3名	
警戒	待機	災害警戒本部	配備時期	震度4以上	・津波注意報が発表され、かつ災害が発生する恐れがある場合 ・津波警報が発表された場合	
			配備内容	被害情報の収集活動ができる体制とする		
			態勢要員	75名	65名	
	1号		配備時期	震度5弱以上	津波警報が発表され、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合	
			配備内容	被害情報の収集及び初期災害対策活動ができる体制とする		
			態勢要員	240名	269名	
非常	2号	災害対策本部	配備時期	局地的な災害が発生した場合	大津波警報が発表された場合	
			配備内容	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備に直ちに移行できる体制とする		
			態勢要員	職員の1/3程度	職員の1/3程度	
	3号		配備時期	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたる被害が拡大する恐れがある場合	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたる被害が拡大する恐れがある場合	
			配備内容	2号配備によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備に直ちに移行できる体制とする		
			態勢要員	職員の2/3程度	職員の2/3程度	
4号	4号		配備時期	・震度6弱以上 ・全市全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	海岸部全域に災害が発生し、被害が甚大な場合	
			配備内容	3号配備によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。		
			態勢要員	全職員	全職員	

(3) 職員の配備

災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、災害の規模、種別、程度に応じて配備体制を段階的に待機配備、1号配備、2号配備（各対策部職員の1/3程度）、3号配備（各対策部2/3程度）、4号配備（全職員）と定めており、必要に応じた防災態勢をとるため、職員に対して参集通知を行なう。

参集通知を受けた職員は、あらかじめ各対策部で策定している職員の動員計画に基づき速やかに定められた部署につく。

(4) 参集通知の伝達

- ① 参集通知に備え、誰が本部からの連絡を受けるのか、あらかじめ各対策部において動員計画の中で定めておく。
- ② 伝達は、原則として電話で行なうが、大災害時には電話等も不通となることも考えられるので、各職員はラジオ・テレビ等の情報に基づき自ら判断し、参集通知がない場合も自主的に参集する。
- ③ 勤務時間外に参集通知がある場合に備え、各対策部各班は、あらかじめ緊急連絡網を作成し、職員に周知しておく。

(5) 参集通知があったとき

- ① 各対策部長は、あらかじめ定めている動員計画に基づき職員の配備を行なう。なお、災害の状況によっては、配備人員を増やすなど災害活動に支障が生じないように配慮する。
- ② 配備につく職員は、指定された場所にできるだけ早く参集する。
- ③ 各対策部長は、参集した職員に災害状況の周知を図るとともに、分担事務の確認、割当等を行ない、情報の収集伝達、現地調査、応急措置等を実施する体制の確立を行なう。
- ④ 従事職員数等の報告
 - ア 災害警戒本部が設置された場合は、地区班長は災害警戒本部庶務班（危機管理防災室）へ動員配備状況を報告する。
 - イ 災害対策本部が設置された場合は、各対策部庶務班と地区災害対策部庶務担当は、対策部の動員配備状況をとりまとめ、定期的に総務対策部庶務班（人事課）に報告する。

(6) 休日、夜間における自主参集

① 自主参集

休日や夜間に地震による揺れを感じた時は、テレビ・ラジオ等により地震情報を確認し、特に参集通知がない場合でも次の基準で、全職員参集する。

基準：市域に震度6弱以上の地震が発生したとき

② 最寄の市施設への参集

職員は、休日や夜間に地震等により大規模な災害が発生し、交通途絶等のためあらかじめ定められた配置につくことができないときは、最寄の市施設に参集し、所属長に連絡を行なうとともに、その指示に従う。ただし、所属長に連絡がとれない場合は、施設の責任者の指示に従う。

(7) 市災害対策本部の組織及び機能

市災害対策本部の組織及び機能

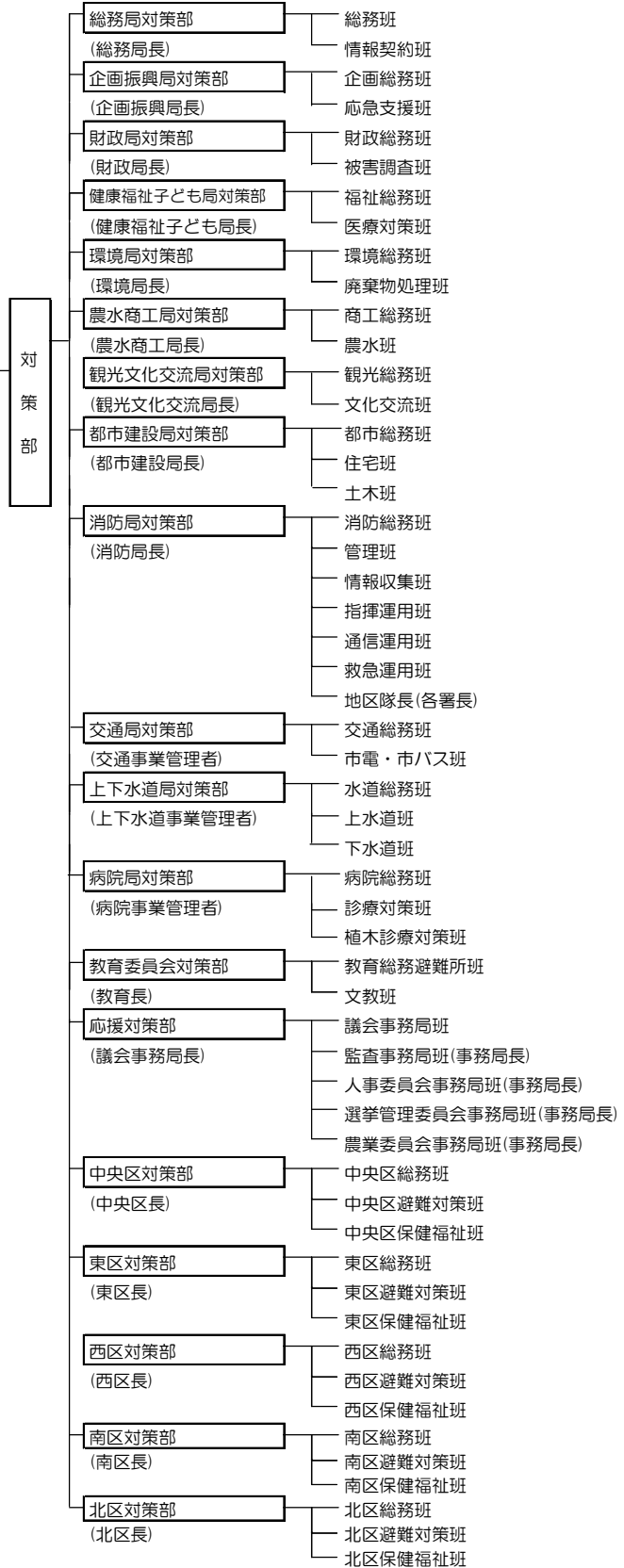
1 熊本市災害対策本部組織図

災害対策本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	危機管理監 議事事務局長 総務局長 企画振興局長 財政局長 健康福祉子ども局長 環境局長 農水商工局長 観光文化交流局 都市建設局長 消防局長 交通事業管理者 上下水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 中央区長 東区長 西区長 南区長 北区長 その他本部長が指名する者

情報調整室	室長	危機管理防災総室長
	次長	危機管理防災総室副室長
	調整班	班長：危機管理防災総室職員 副班長：消防局職員 班員：各局・区職員
	情報班	班長：危機管理防災総室職員 班員：各局・区職員
	広報班	班長：広報課長 班員：広報課職員
	総務班	班長：危機管理防災総室職員 班員：危機管理防災総室職員

現地災害対策本部

東京地方連絡班



(8) 市災害対策本部事務分掌

対策部共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の情報調整室への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 3 対策部内の連絡調整に関すること。 4 対策部内の庶務に関すること。 5 対策部内の職員の配置運用に関すること。 	
班共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 4 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関すること。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。 	
部	班	事 務 分 掌
総務局対策部長 (総務局長)		災害対策本部に関する人員を総括するとともに、災害情報の収集及び集計を行う。
	総務班長 (総務局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関すること。 3 職員の配置、給与、給食、厚生（生活支援）等に関すること。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。 担当室課 総務課、人事課、行政経営課、職員厚生課
	情報契約班長 (契約検査監)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 災害情報（気象含む）の収集・集計・伝達等に関すること。 3 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。 担当室課 契約検査総室
企画振興局対策部長 (企画振興局長)		関係省庁との連絡体制の強化及び広報の一元化を図るとともに、物資の受け入れ配分等による避難支援を行う。
	企画総務班長 (企画振興局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3 関係省庁との連絡調整に関すること。 4 復興基本計画に関すること。 5 市民への災害情報の広報及び報道機関に対する情報提供（プレスセンター開設）等に関すること。 6 市民相談の総括、意識調査の実施に関すること。 7 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。 8 災害記録の作成に関すること。 担当室課 秘書課、企画課、オンブズマン事務局、広報課、統計課、広聴課、情報政策課、東京事務所
	応急支援班長 (企画振興局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 市民の安否情報の総括に関すること。 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。 担当室課 市民協働課、区政推進課、生涯学習推進課、人権推進総室
財政局対策部長 (財政局長)		災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、義援金の配分計画をたてて被災市民の支援を行う。
	財政総務班長 (財政局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。 3 義援金に係る予算編成に関すること。 4 災害対策本部の出納に関すること。 5 災害対策本部の通信機器等の確保に関すること。 6 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関すること。 担当室課 財政課、管財課、車両管理課、会計総室
	被害調査班長 (部長指名者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 市域の被害調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 3 災害による税の減免に関すること。 担当室課 税制課、課税管理課、納税課、（各区税務課）

健康福祉子ども局対策部長 (健康福祉子ども局長)	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。
福祉総務班長 (健康福祉子ども局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害救助法に関すること。 3 遺体の埋火葬に関すること。 4 災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関すること。 5 遺体の身元確認および引渡しに関すること。 6 被災者支援の総合調整に関すること。 7 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関すること。
	担当室課 健康福祉政策課、指導監査課、健康づくり推進課、国保年金課、高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、こころの健康センター、子ども支援課、青少年育成課、保育幼稚園課、児童相談所
医療対策班長 (健康福祉子ども局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 負傷者及び要医療援護者に関すること。 3 医薬品、衛生材料、搬送車両の確保及び搬送に関すること。 4 医療機関及び各区救護所等の情報収集、集計、伝達に関すること。 5 各区避難所内救護所活動の支援に関すること。 6 災害時の衛生管理に関すること。 7 安置所の設置及び管理運営に関すること。 8 遺体収容等に関すること。
	担当室課 医療政策課、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、食肉衛生検査所
環境局対策部長 (環境局長)	被災地の災害ごみ、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、良好な生活環境の維持に努める。
環境総務班長 (環境局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害時における環境対策に関すること。 3 災害ごみ、生活ごみ及びし尿等の処理に係る連絡調整に関すること。
	担当室課 環境政策課、環境総合センター、緑保全課、水保全課
廃棄物処理班長 (環境局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 災害ごみ、生活ごみ及びし尿等の処理計画の策定に関すること。 3 災害ごみ及び生活ごみの収集、処理に関すること。 4 仮設トイレの設置及び管理運営等に関すること。 5 し尿等の収集、処理に関すること。
	担当室課 廃棄物計画課、ごみ減量推進課、環境施設整備課、浄化対策課、各クリーンセンター、各環境工場
農水商工局対策部長 (農水商工局長)	商工、農林水産業の被害状況の把握を行うとともに、早期復興のための支援策を立案、実施する。
商工総務班長 (農水商工局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3 災害時特例等の金融支援及び相談に関すること。
	担当室課 産業政策課、商工振興課、競輪事務所
農水班長 (農水商工局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 農林水産業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3 漁港の漂流物対策に関すること。 4 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり危険箇所及び農地の法面崩壊危険箇所に関すること。（土砂災害情報取扱要綱による）
	担当室課 農業政策課、水産振興センター、食肉センター
観光文化交流局対策部長 (観光文化交流局長)	外国人の支援や観光業の早期復興のための支援策を立案、実施する。
観光総務班長 (観光文化交流局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 外国人避難者に関すること。 3 観光者の避難及び支援等に関すること。 4 観光業の復興支援に関すること。 5 避難所の開設及び管理運営に関すること。 6 避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 7 避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 8 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。
	担当室課 シティプロモーション課、観光振興課、熊本城総合事務所、動植物園
文化交流班長 (観光文化交流局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 救援・義援物資の集積場の開設及び管理に関すること。 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 5 避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 6 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。
	担当室課 文化振興課、スポーツ振興課、市民会館

都市建設局対策部長 (都市建設局長)	建物応急危険度判定の実施、公園等の避難者の支援を行うとともに、災害に強い都市づくりを推進する。 また、円滑な応急、復旧活動を行うために道路の障害物の除去を行うとともに、被災市民へ住宅の提供等を行う。
都市総務班長 (都市建設局次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 被災建築物に対する市民からの相談に関すること。 3 応急危険度判定に関すること。 4 公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関すること。 5 がけ地近接危険住宅箇所及び宅地造成崩壊危険箇所に関すること。 (土砂災害情報取扱要綱による)
	担当室課 都市政策課、都心活性推進課、開発景観課、建築指導課、交通政策総室、技術管理課、熊本駅周辺整備事務所
住宅班長 (都市建設局次長)	1 班共通事務に関すること。 2 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関すること。 4 避難生活者の市営住宅等への入居等に関すること。
	担当室課 建築計画課、営繕課、設備課、住宅課
土木班長 (都市建設局次長)	1 班共通事務に関すること。 2 国・県・市道等の被害調査(国直轄除く)及び情報収集、集計、伝達に関すること。 3 国・県・市管轄の河川等の被害調査(国・県管理除く)及び情報収集、集計、伝達に関すること。 4 緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関すること。 5 公園・河川避難者の誘導等に関すること。 6 公園・河川等空地の避難所開設及び管理運営等に関すること。 7 避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 8 避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 9 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 10 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所に関すること。 (土砂災害情報取扱要綱による)
	担当室課 土木総務課、道路整備課、土木管理課、用地調整課、河川公園課、各土木センター、植木中央土地区画整理事業所、鉄道高架関連整備室
消防局対策部長 (消防局長)	警防救急活動を行うことによって、市民の生命・身体・財産を災害から直接防護する。
消防総務班長 (総務課長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 局内の災害対策会議全般の総合調整に関すること。 3 消防職員の給与、給食、厚生等に関すること。
	担当室課 総務課
管理班長 (管理課長)	1 班共通事務に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 消防車両の燃料に関すること。
	担当室課 管理課
情報収集班長 (予防課長)	1 班共通事務に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 4 消防資機材備蓄、保管及び貸し出しに関すること。
	担当室課 予防課
指揮運用班長 (消防課長)	1 班共通事務に関すること。 2 消防職員及び消防団員の動員に関すること。 3 警防活動方策及び指導に関すること。 4 警防資機材(消防車両を含む)の整備及び運用に関すること。 5 緊急消防援助隊等の受援に関すること。
	担当室課 消防課
通信運用班長 (情報司令課長)	1 班共通事務に関すること。 2 消防通信の運用に関すること。 3 消防隊の出場指令に関すること。 4 災害情報及び気象警報等の受報、伝達に関すること。 5 消防活動の広報に関すること。
	担当室課 情報司令課
救急運用班長 (救急課長)	1 班共通事務に関すること。 2 救急活動方策及び指導に関すること。 3 救急資材の整備及び運用に関すること。
	担当室課 救急課
地区隊長 (各署長)	1 班共通事務に関すること。 2 各地区内における警防救急活動全般に関すること。 3 避難の指示・勧告及び誘導等に関すること。 4 被害状況の収集・伝達・報告等に関すること。
	担当室課 各消防署

応援対策部長 (議会事務局長)	他対策部の応援業務に携わる。
議会事務局班長 (部長指名者)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 議会事務局
監査事務局班長 (監査事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 監査事務局
人事委員会事務局班長 (人事委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 人事委員会事務局
選挙管理委員会事務局班長 (選挙管理委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局班長 (農業委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 農業委員会事務局
各区対策部長 (各区長)	市民の窓口となり、区域内の被災状況を把握して避難や避難所などでの支援を迅速に行い、保健福祉など様々な対応を実施して市民生活の維持安定を図る。
各区総務班長 (各区次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 区内における災害対策に関すること。 3 区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。 4 区民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。 5 所管する庁舎設置の防災行政無線の運用に関すること。 6 ボランティア活動の調整等に関すること。 7 区内の農林水産業の被害調査に関すること。 8 区内の土砂災害に関すること。(土砂災害情報取扱要綱による) 9 他対策部に属さない業務に関すること 担当課 総務企画課、区民課、農業振興課、税務課
各区避難対策班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 3 区内の校区自治会との連絡調整に関すること。 4 区所管の避難所の開設及び区内避難所の管理運営に関すること。 5 区内の避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 6 区内の避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 7 区内の避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 担当課 まちづくり推進課、各(総合)出張所
各区保健福祉班長 (各区次長)	1 班共通事務に関すること。 2 区内の医療機関及び救護所等の情報収集、伝達に関すること。 3 区内の避難者の健康管理及び医療情報等の提供、相談に関すること。 4 区内の避難所内救護所の設置、管理運営に関すること。 5 区内の災害時要援護者に関すること。 6 区内の被災者に対する救援・義援物資の集積、配布、管理全般に関すること。 7 区内の防災倉庫及び備蓄倉庫の備蓄物資の管理及び配分に関すること。 8 区内のり災証明及び弔慰金、見舞金等の支給に関すること。 担当課 福祉課、保護課、保健子ども課

(9) 震災時本部配備態勢図

災害対策本部

震災時本部配備態勢図

災害警戒本部

